

第2次徳島市環境基本計画

みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま



徳 島 市

はじめに

本市では、「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継いでいくために、平成22年度を目標年とする徳島市環境基本計画を平成14年10月に策定し、市民、事業者の皆さまとともに、健全な生活環境の保全、環境負荷の低減による地球環境の保全などに取り組み、これまでに一定の成果をあげることができました。

しかしながら、地球温暖化問題では、京都議定書の発効及び新たな枠組みの検討が行われるなど、国際的に取組みがますます加速するとともに、アスベストなどの有害化学物質への対応についても見直しが行われています。

こうした環境をめぐる新たな展開への対応を図るとともに、平成19年に策定した第4次徳島市総合計画のもと、本市がより一層、環境の保全及び創造に関する施策を推進していくために、「第2次徳島市環境基本計画」を策定いたしました。

この第2次計画では、徳島市環境基本条例に掲げる基本理念を踏まえ、本市の望ましい環境像を「みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま」とし、その実現に欠かすことのできない「環境学習・環境保全活動」に関する取組みを重点目標に掲げて、施策を展開することとしております。

今後は、この第2次計画に基づき、市民、事業者の皆さまと市が共通認識の上に立ち、それぞれの立場で、また協働して環境問題の解決に取り組んでまいりたいと存じますので、市民、事業者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました市議会をはじめ、第2次徳島市環境基本計画策定市民会議委員の皆さま、アンケートなど様々な機会を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民や事業者の皆さまに、心からお礼を申し上げます。



徳島市長
原 秀 樹

平成22年12月

目 次

第 1 章 計画策定の考え方	1
1 計画策定の背景.....	3
2 計画の目的と位置づけ.....	4
3 計画の対象.....	5
4 計画の期間.....	5
5 計画の主体.....	6
6 計画の構成	7
第 2 章 環境の現況と特性・課題	9
1 生活環境.....	11
2 自然環境.....	20
3 快適環境.....	25
4 地球環境.....	31
5 環境保全活動、市民・事業者の意識.....	39
6 環境施策の実施状況.....	47
第 3 章 計画の目標	51
1 望ましい環境の将来像.....	53
2 基本目標及び基本施策の展開.....	54

第4章 施策の展開	59
基本目標Ⅰ 環境について学び、みんなで実践するまち	61
基本目標Ⅱ 資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち	66
基本目標Ⅲ 良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち	74
基本目標Ⅳ 人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち	80
第5章 計画の推進	87
1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理	90
参考資料	93
1 策定経過	95
2 策定体制	97
3 徳島市環境基本条例	103
4 環境基準等	108
5 用語解説	115



第1章

計画策定の考え方

1 計画策定の背景

私たちの生活が便利になるほど、大量生産、大量消費、大量廃棄の経済活動やライフスタイルが定着し、生活排水や自動車排気ガスといった毎日の暮らしそのものが原因となる都市生活型の環境汚染が問題となってきました。

さらに、このような地域の問題に加え、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模で影響を及ぼす環境問題が発生し、人類にとって共通の深刻な問題となっています。

こうした今日の環境問題に対処し、良好な環境を私たちの次の世代に引き継ぐためには、市民・事業者・市が一体となって取り組む必要があることから、本市では「徳島市環境基本計画」（第1次計画）を平成14年10月に策定し、市民・事業者と連携しながら環境の保全と創造に関する施策を推進してきました。

計画策定後には、環境基本計画に掲げた施策の推進や環境配慮の取組みについて、その実効性をより高いものとするために徳島市環境基本条例の施行（平成15年4月）、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得（平成16年11月）を行うとともに、地球温暖化対策への取組みの強化として、市役所本庁舎南館屋上への太陽光発電システムの設置（平成16年2月）、徳島市新エネルギービジョンの策定（平成17年2月）及び徳島市地球温暖化対策推進計画の策定（平成19年3月）などにより、各種施策を進めてきました。

しかしながら、地球温暖化対策では国際的に取組みがますます加速するとともに、アスベストなど有害化学物質への対応についても見直しが行われるなど、国において個別分野ごとに政策推進の新たな枠組みが次々と整備されています。

本市では、このたび平成22年度に第1次計画の計画期間の満了を迎えることから、このような環境に関する社会動向の急激な変化に加え、日常生活や事業活動から生じる環境問題に対し、市民・事業者とともに共通意識を持って対応を図っていくため、第2次徳島市環境基本計画を策定するものです。

2 計画の目的と位置づけ

- (1) 第4次徳島市総合計画の趣旨・方針のもと、「環境の世紀」としての21世紀をより良き100年とするための環境保全に関する総合的かつ計画的な政策の指針となるものです。
- (2) 徳島市環境基本条例における基本理念を踏まえ、本市の特性を生かした環境目標を定め、目標達成のための方向付けを明確にした実効性のある計画とします。
- (3) 市民・事業者・市それぞれの役割を明確にするとともに、市民・事業者の自主的な取組み、三者協働を促進する計画とします。
- (4) 平成18年4月に閣議決定された国の第3次環境基本計画をはじめ、国・県などの関連計画との整合性に留意します。

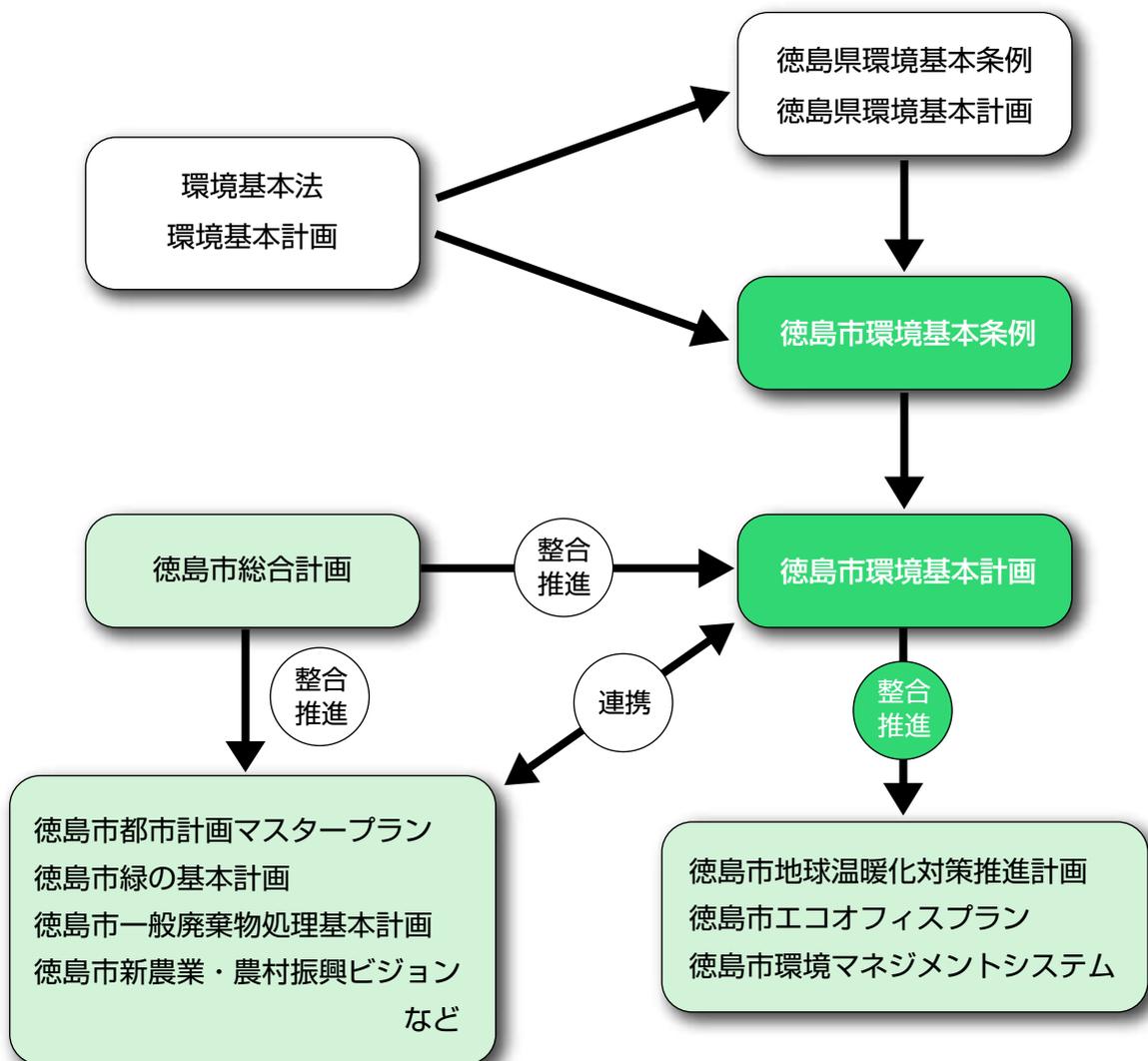


図1-1 環境関連計画との関係

3 計画の対象

- (1) 対象とする地域は、徳島市全域とします。
- (2) 対象とする環境の範囲は、徳島市環境基本条例第7条の「施策の策定等に係る指針」に基づき、地域環境としての「生活環境」「自然環境」「快適環境」とそれらを支える「地球環境」とします。

条例の指針	環境範囲	環境の要素
大気、水、土壌等を良好な状態に維持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること。	生活環境	水質、大気、悪臭、騒音、振動、土壌、有害化学物質など
生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること。	自然環境	気象、地形・地質、動植物、自然景観など
人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること。	快適環境	土地利用、都市環境、緑化など
資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること。	地球環境	地球温暖化、省エネルギー、廃棄物など

4 計画の期間

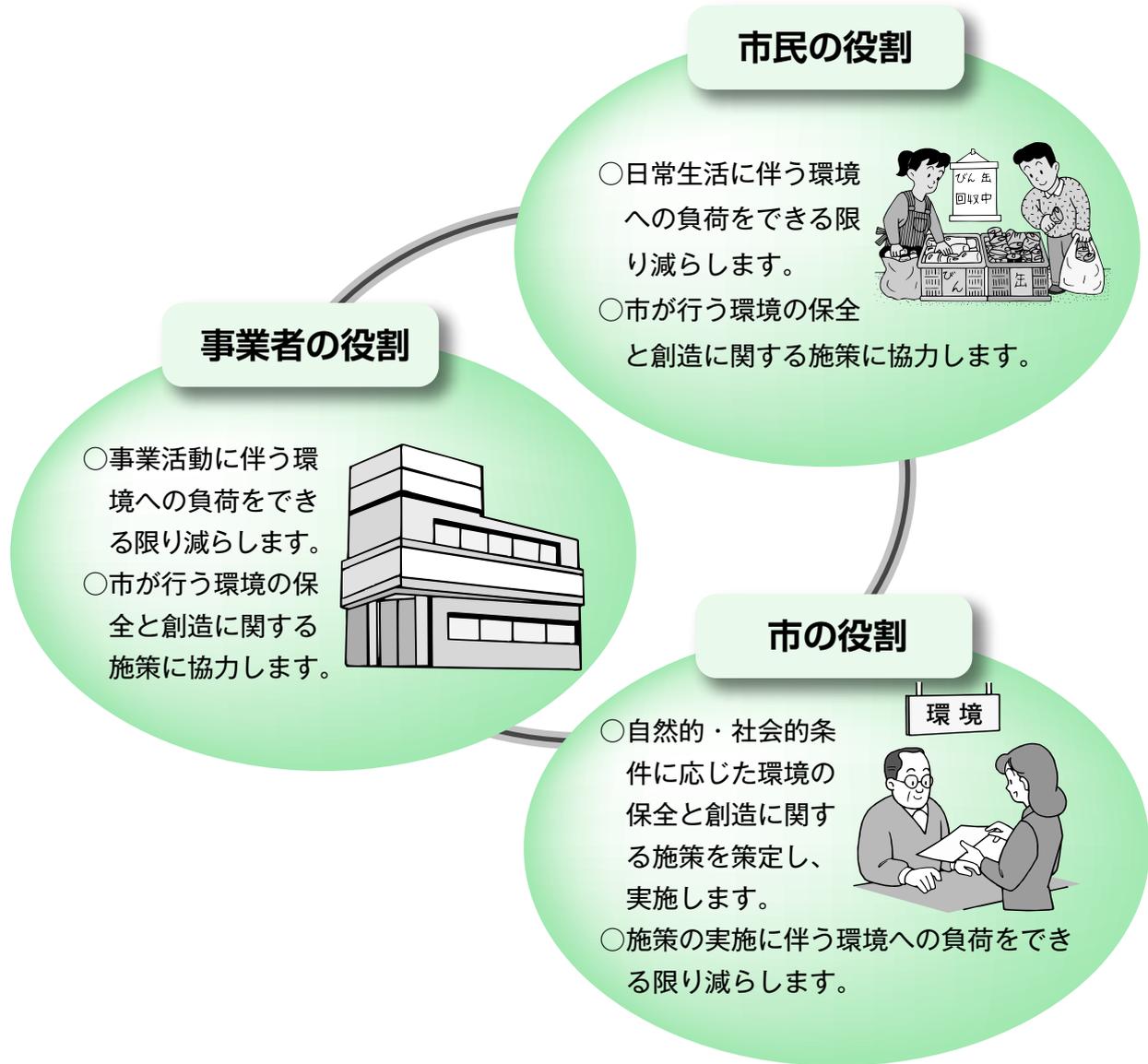
第4次徳島市総合計画や他の関連計画との整合を図るため、目標年次は2020年度(平成32年度)、計画期間は10年間とします。

ただし、計画期間において、社会経済情勢の変化や科学技術の進展、環境問題の変化などにより見直しの必要が生じた場合は、見直し・修正を行うものとします。

なお、地球温暖化対策など長期的な視野が必要となる分野や国内において共通の目標期間で取り組むべき課題などについては、本計画期間にこだわらず、長期的な展望や個別計画の策定などにより取り組みを進めるものとします。

5 計画の主体

今日の環境問題の解決及び徳島市環境基本条例に掲げる基本理念を実現するためには、市民・事業者・市の各主体が共通認識と連携のもと、それぞれの立場で役割を分担して自主的、積極的に行動、協力して取り組むことが必要となっています。



◆徳島市環境基本条例の基本理念

- 健全で恵み豊かな環境を確保し、将来の世代へ引き継ぐ
- 人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す
- 地球環境の保全を積極的に推進する

6 計画の構成

本計画は、次のように構成しています。

第1章 計画策定の考え方

今日の環境問題や本市の置かれている環境の現状、並びに第1次計画などにより進めてきた取組みの実績を踏まえ、環境の保全及び創造に関する計画の枠組みを定めています。

第2章 環境の現況と特性・課題

対象とする環境についての情報の収集・整理結果及び環境に対する市民・事業者意識の把握結果を踏まえて、本市の環境の現況とその特性と課題を整理しています。

なお、現況については、可能な範囲で第1次計画の策定前（平成14年度まで）と策定後（平成14年度から）を比較する形で整理しています。

第3章 望ましい環境像と基本目標

本市が目指すべき望ましい環境の将来像を設定するとともに、その実現に必要な目標を設定しています。

第4章 目標達成のための施策展開

望ましい環境の将来像を実現するために、計画に定める施策の骨格を体系的に示しています。

また、市が取り組むべき施策と市民・事業者が取り組む事項を示すとともに、施策の進捗状況を評価するための目標値を示しています。

第5章 計画の推進

計画を円滑かつ効率的に推進するために必要な仕組みなどを示しています。



第2章

環境の現況と特性・課題

1 生活環境

市域においては大気、水質などについて、概ね環境基本法に基づく環境基準は達成しており、良好な状態を維持していることから、今後も継続して監視などに努めるとともに事業者への規制・指導に努める必要があります。

その一方で、公害苦情などをみると発生源が一般家庭など法令による規制対象とならないケースもあることから、モラルやマナーなどの啓発に努めることも必要となっています。

また、光化学オキシダントや有害化学物質対策など徳島市のみでの対策が困難な場合には、情報収集に努め、市民に発信することが必要です。

市民へのアンケートでは、「家庭や事業所からの排水処理の状況」について、重要度が高くなっているものの満足度は低く、公共下水道の整備を求める声が多くなっています。

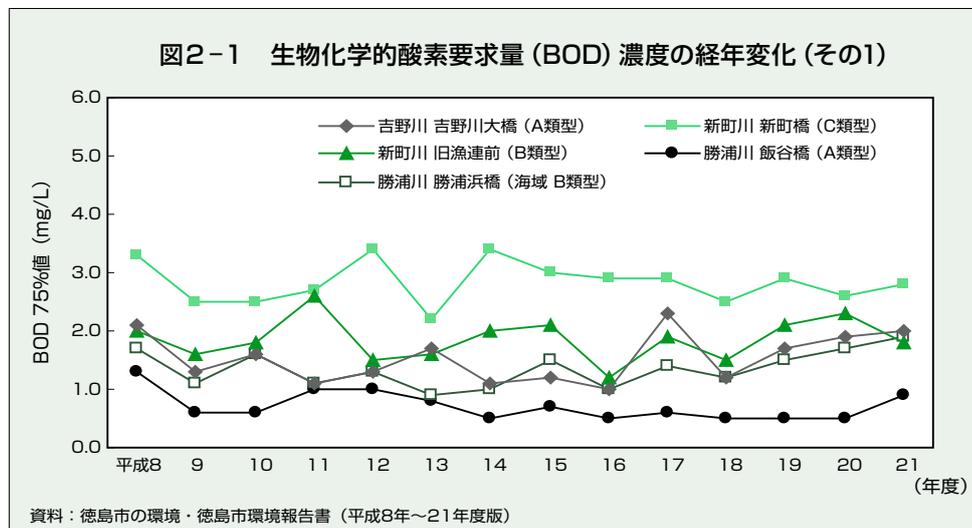
1 水質

(1) 公共用水域

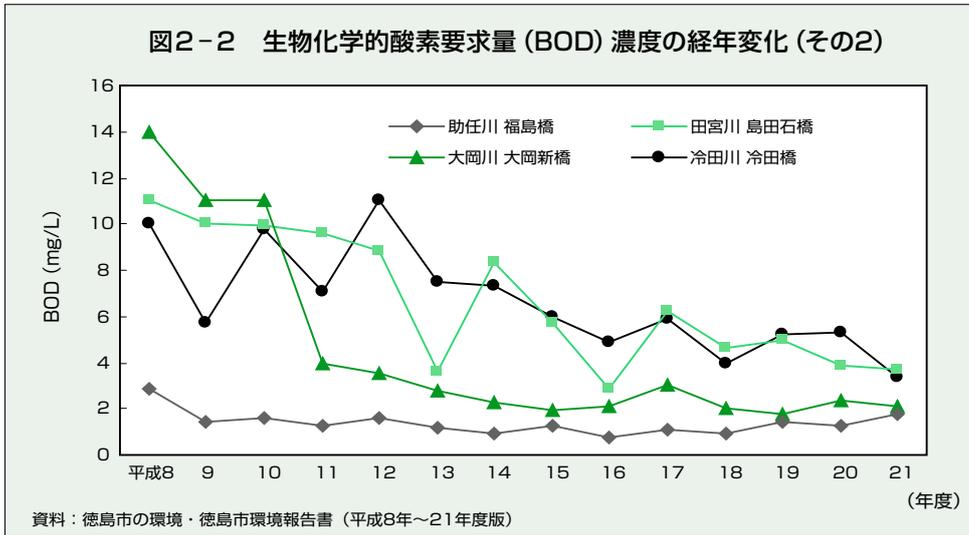
環境基本法では、水質汚濁に関して「人の健康の保護に関する環境基準」（健康項目）と「生活環境の保全に関する環境基準」（生活環境項目）を定めています。健康項目は、河川・海域などの全ての公共用水域に一律に基準が定められており、生活環境項目については、水域ごとに利水目的に応じて類型を定め、類型ごとの基準値を設定しています。

河川では、生活環境項目の汚れの指標であるBOD（海域ではCOD）により、環境基準の評価を行っていますが、市内では、吉野川、今切川、新町川水域及び勝浦川下流が河川として、また勝浦川河口が海域として類型指定されています。

平成21年度は、いずれの地点においても環境基準を達成しており、経年変化を見ても数値はほぼ横ばいであり、良好な状態であると言えます。（図2-1）



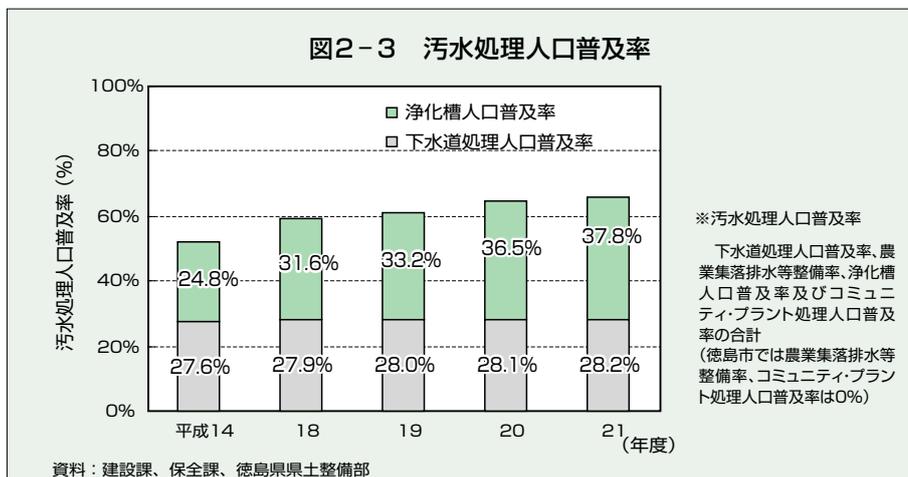
また、環境基準が設定されていないものの、下水道未整備地域を流れる田宮川や冷田川の水質は、平成14年以降も徐々に改善されており、BODは年平均で5mg/ℓ程度となっていますが、依然、水の汚れが見られます。大岡川は、平成10年頃まで汚濁が進み、市内で最も汚れている河川の一つでしたが、平成11年以降、周辺の下水道整備が進んだため、水質は大きく改善されています。(図2-2)



(2) 汚水処理人口普及状況

本市の汚水処理人口普及率は平成21年度末現在で66.0%となっており、内訳は下水道処理人口普及率28.2%、浄化槽人口普及率37.8%となっています。

生活排水による河川などの水質悪化を防止するため、関係法令の改正により、平成13年度からは、トイレの汚水と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱うことになりました。トイレの汚水のみを処理する単独処理浄化槽は法律上、みなし浄化槽という扱いになり、設置ができなくなるとともに、生活排水を全て処理する浄化槽への転換が進められています。そのため、汚水処理人口普及率は年々、増加していますが、平成20年度末現在では64.6%と、徳島県の45.8%は上回っているものの、全国平均の84.8%には達していません。(図2-3)



(3) 地下水・土壌

地下水の水質、土壌については、環境基本法により人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として環境基準が設定されています。

市域においては、地下水の水質について、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、国、県及び他市町との協議・調整のもと策定した測定計画に基づき、調査を実施し、汚染状況の監視を行っています。(表2-1)

表2-1 地下水の水質調査の概要

調査区分	目的	測定地点選定の考え方
概況調査 (定点方式)	利水的に重要な地域などにおいて、重点的に汚染の発見又は濃度の推移などを把握すること	利水的に重要な地域、地域の代表的な地点、汚染が見られる地域の周辺など経年的なモニタリングが必要な地点を選定
概況調査 (ローリング方式)	新たな地下水汚染を発見すること	市域全域を対象として、2kmメッシュに分割し、測定地点が偏在しないように測定地点を選定

平成21年度に市内において、定点方式9箇所、ローリング方式2箇所の計11箇所で調査した結果、全ての地点・項目で環境基準を達成しています。

これまでの調査結果についても平成元年度から全ての地点・項目で環境基準を達成しており、良好な水質を保っているといえます。

一方、土壌については、工場跡地などで土壌汚染の可能性がある場合などについては、土壌汚染対策法により、土地の所有者(汚染原因者)に対する汚染状況の調査・報告や汚染の除去などが規定されています。

市では、工場に対して水質汚濁防止法による立入調査や有害物質の取り扱いなどについて指導を行い、土壌汚染の未然防止に努めるとともに、土壌汚染に関する情報が適切に開示されるよう事業者や土地の所有者に指導を行っています。

2 大気

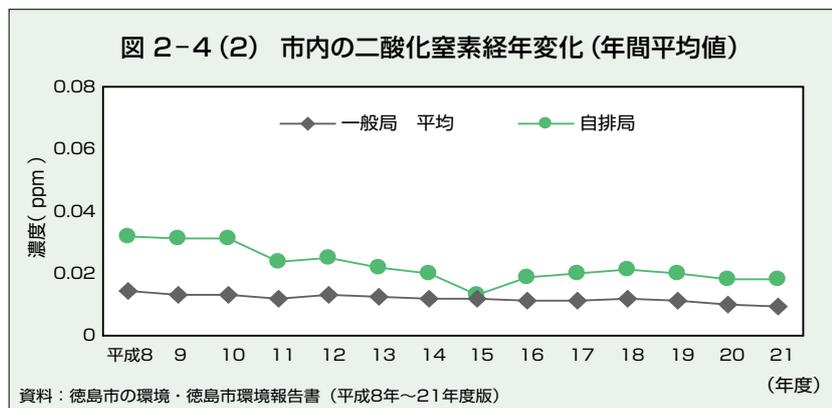
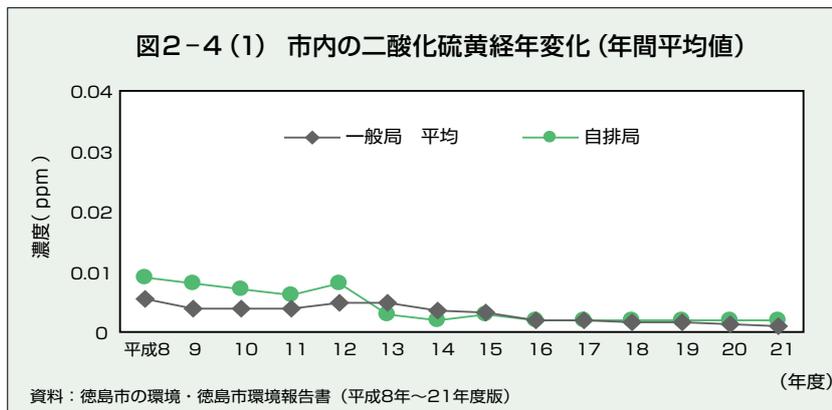
大気汚染物質については、環境基本法により、維持することが望ましい指標として環境基準が定められています。

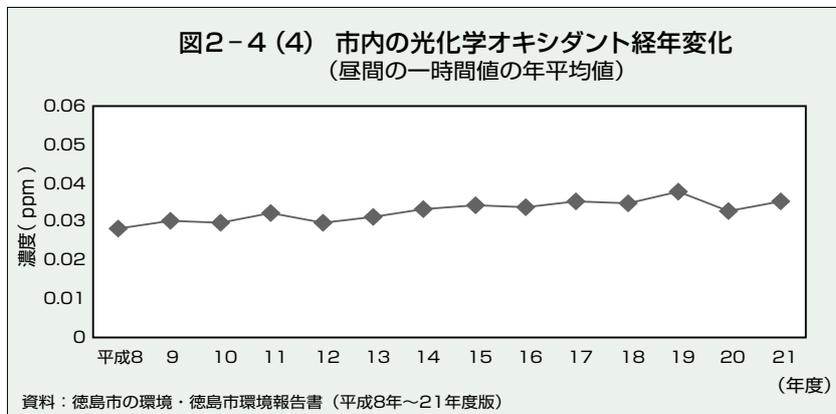
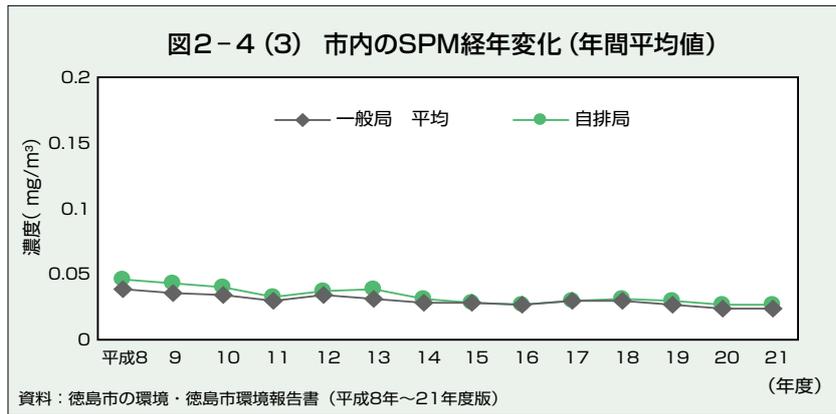
市域には、一般的な大気汚染の状況を把握するための一般環境大気測定局(一般局)が4箇所、道路周辺における状況を把握するための自動車排ガス測定局(自排局)が1箇所の計5箇所設置されています。

大気環境は良好な状態にあり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質(SPM)、二酸化窒素については環境基準を達成しており、近年低濃度となっています。(図2-4(1)～図2-4(3))

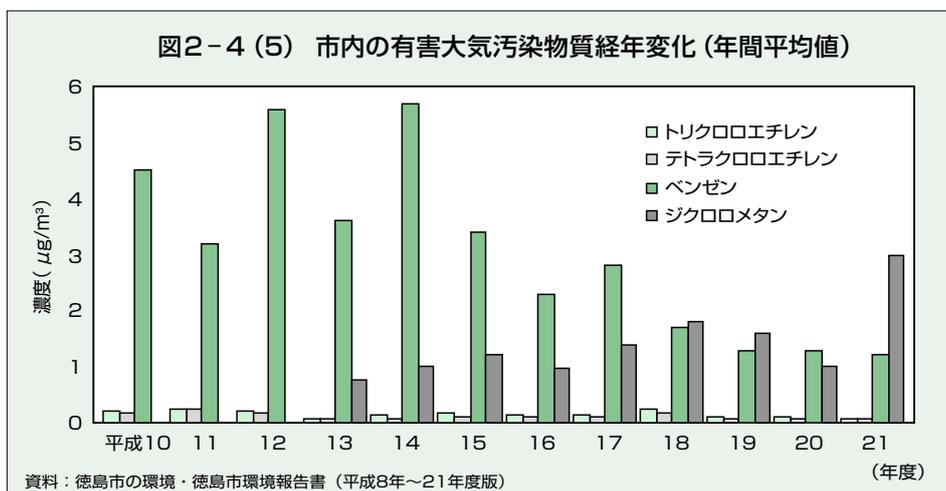
しかしながら、二酸化窒素については、国道11号の沿道にある自排局(自排徳島局)で、自動車排ガスの影響により、一般局より高い傾向にあるほか、光化学オキシダント(1時間値)については、平成7年度から連続して環境基準を達成できていません。昼間の1時間値の年平均値では、平成20年度に一時的に低下したものの、経年的に増加傾向にあります。(図2-4(4))

光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会報告書(中間報告)によると、光化学オキシダントの濃度は、国内の局地汚染由来の他、アジア大陸からの大気汚染物質の越境輸送や、ヨーロッパ、北米からの大陸間輸送、成層圏由来の影響を受けていることが分かっていますが、近年の高濃度日の出現はアジア大陸からの移流の影響が示唆されています。





また、有害大気汚染物質(年間平均値)については、ベンゼンが測定を開始した平成9年度から平成15年度まで環境基準を超過していましたが、経年的に低下し、平成16年度以降は環境基準を達成しており、平成21年度末現在では全ての項目で環境基準の達成を維持しています。(図2-4(5))

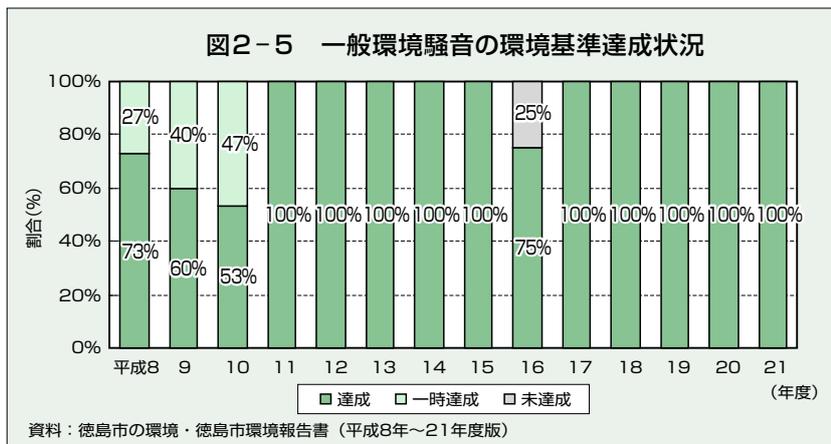


3 騒音・振動

(1) 一般環境騒音

騒音とは、一般的に「やかましい音」「好ましくない音」のことをいい、環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい音の大きさとして、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

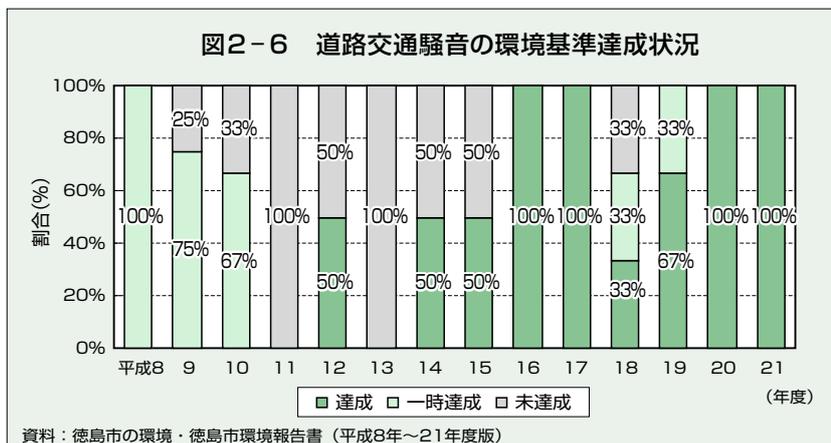
市域においては、毎年数地点において、環境騒音の測定を実施していますが、平成14年度以降、環境基準が未達成であった年度もありませんが、ほとんどの年度で環境基準を達成しており、良好な状態を維持していると言えます。(図2-5)



(2) 道路交通騒音

道路交通騒音についても、市域のうち、交通量の多い幹線道路沿いにおいて騒音測定を実施しています。自動車騒音については、騒音規制法により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれるとき、県公安委員会や道路管理者に対して交通規制や道路構造の改善などの対策をとるよう要請できる要請限度値が定められています。

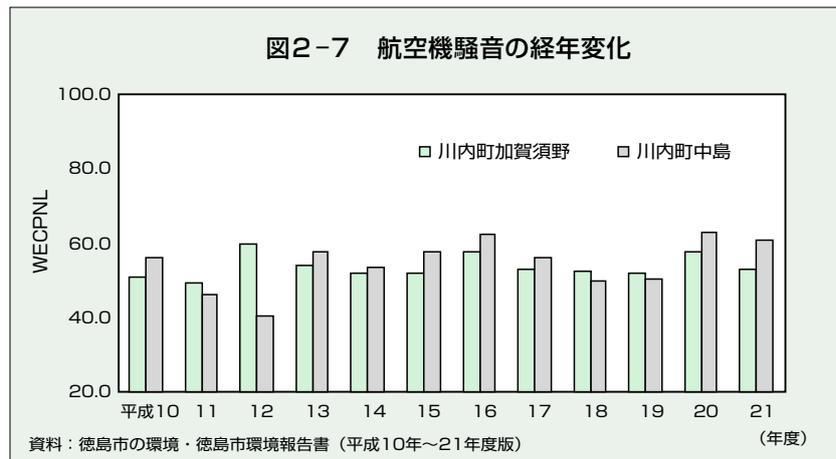
これまで環境基準を達成できていない地点はありましたが、要請限度や騒音対策を優先的に実施するとされた夜間の騒音レベル(73db)を超える地点はほとんどなく、平成14年度以降になると、環境基準を達成する地点が増加しています。(図2-6)



(3) 航空機騒音

航空機騒音は、航空機離着陸時の発生騒音が非常に大きく、さらに上空で発生するために、広範囲にわたり影響を与えるという特徴があります。徳島県内において航空機騒音に関する環境基準の指定地域はありませんが、徳島市に隣接する板野郡松茂町にある徳島空港(愛称：徳島阿波おどり空港)を離着陸する航空機が、市域の北部上空を旋回するコースをとることから、川内町の2箇所において航空機騒音の測定を行っています。(図2-7)

全国的にみると、航空機騒音は改善の傾向にあり、平成20年度は全国576地点で測定され、そのうち438地点(76%)で環境基準を達成しています。



※WECPNL：

航空機騒音の特徴を反映した騒音の単位で、1日の全てのピーク騒音レベルをパワー平均したものに、時間帯ごとの飛行機数を加味したものです。

4 有害化学物質

(1) ダイオキシン類

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により、大気・水質などに環境基準が設けられています。

徳島県では、県内のダイオキシン類による汚染状況を把握するため、毎年度、大気、河川水、海水、底質、土壌及び地下水について調査を実施しています。

市内でも、大気・水質などについての調査が実施されていますが、調査を開始した平成11年度から平成21年度まで、全ての地点で環境基準を達成しています。(表2-2)

表2-2 ダイオキシン類の調査結果（平成11年度から平成21年度）

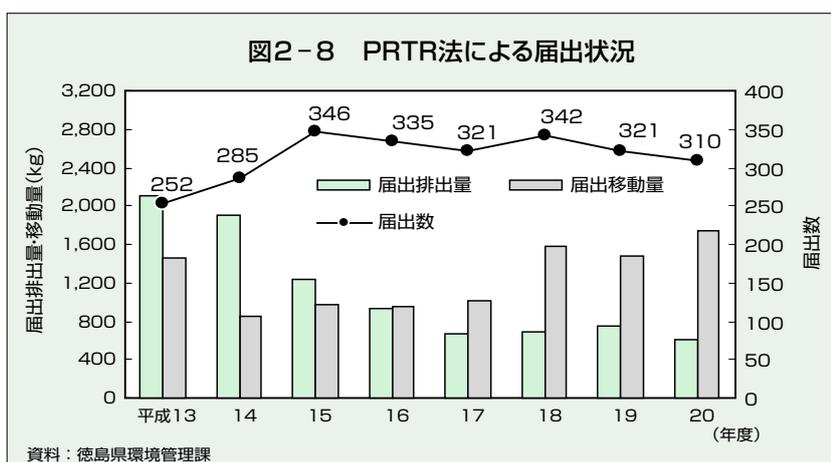
調査試料	調査地点	環境基準値	最小値	最大値
大気	新蔵町（徳島保健所）	0.6pg-TEQ/m ³	0.014	0.16
河川水	新町川・勝浦川	1pg-TEQ/ℓ	0.045	0.2
海水	勝浦川河口（勝浦浜橋）	1pg-TEQ/ℓ	0.03	0.11
地下水	延べ26地点	1pg-TEQ/ℓ	0.017	0.29
底質	新町川・勝浦川	150pg-TEQ/g-乾重量	0.062	17
土壌	公園・運動場など延べ75地点	1,000pg-TEQ/g	0.0024	16

(2) PRTR法による化学物質の管理

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)によって、事業者はどのような化学物質がどこからどれだけ環境中に排出されているか自ら把握することになり、より化学物質の管理の改善や排出の抑制が求められています。平成20年度は県内310事業所から届出があり、業種別に見ると、燃料小売業(主にガソリンスタンド)からの届出が最も多く、次いで一般廃棄物処理業(ごみ処分業)、化学工業、自動車整備業となっています。

また、県内で最も多く排出・移動されている物質としては塩化メチレンとトルエンが挙げられ、塩化メチレンは、金属脱脂などの洗浄剤、医薬や農薬の溶剤などに使用されています。

届出移動量(廃棄物として処理するための移動)が届出排出量を上回っている状況が平成17年度から続いていることから、排出の抑制の他、適正な管理・処理が重要となっています。(図2-8)



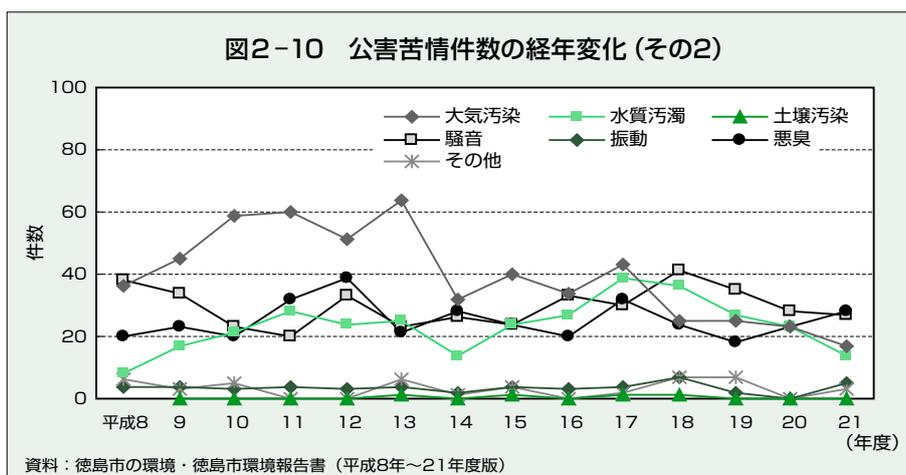
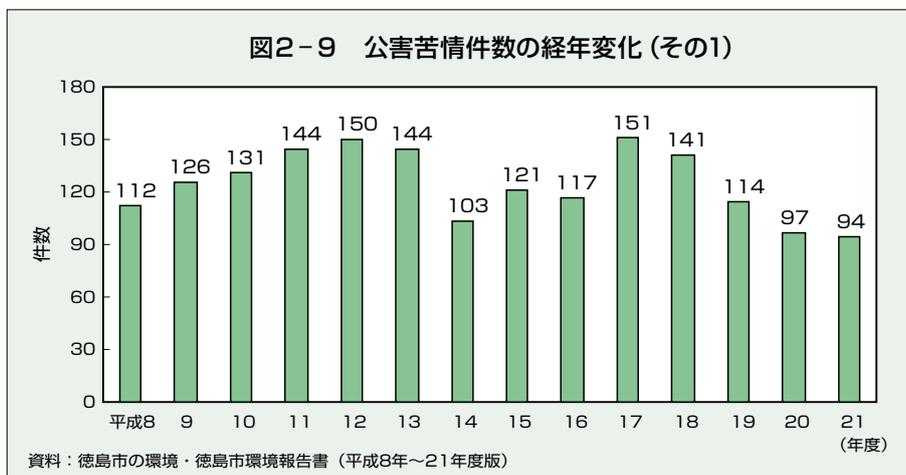
5 公害苦情

公害苦情については、公害紛争処理法に基づき設置した苦情相談員により対応を行い、関係機関と連携しながら、現地調査や指導方針の検討を行い、解決に努めています。

環境関連法令の規制対象となる工場・事業場については、法令に基づく規制・指導を行うとともに、規制対象とならない苦情の場合には、その解決に向けて当事者間でよく話し合い、お互いの立場を理解するよう指導しています。

市に寄せられる公害苦情は、近年では年間120件前後で推移しています。(図2-9)

経年的には、水質汚濁、騒音及び悪臭に関する苦情が毎年20件から40件ありますが、大気についてはダイオキシン類対策により、事業所への規制強化や家庭ごみの焼却中止を呼びかけた結果、減少しています。(図2-10)



2 自然環境

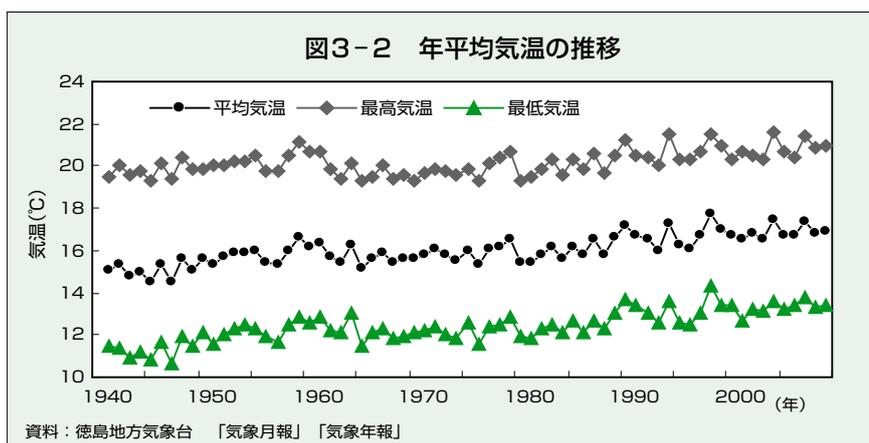
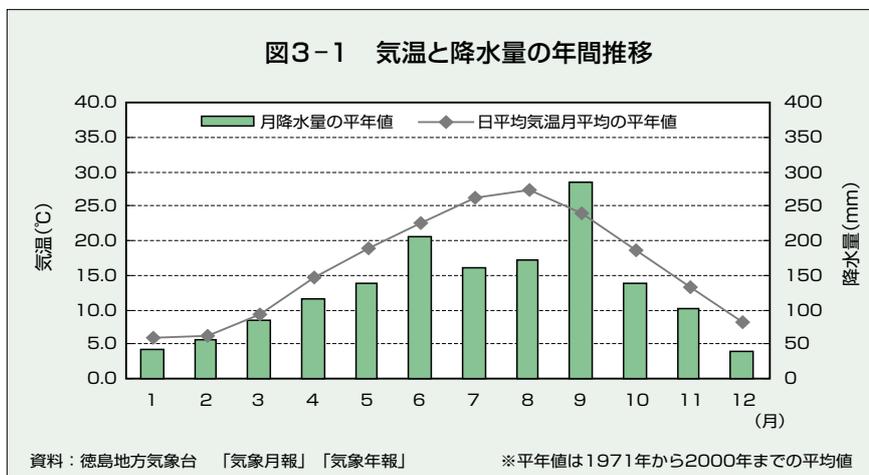
本市は、「四国三郎」と呼ばれる吉野川の沖積平野に発達した都市で、河川・海岸から山地まで多様な環境が存在し、その環境に適応した多様な動植物が見られます。市中心部には、眉山、城山、吉野川河口など個性的で貴重な生態系を有しているものの、郊外部においては都市化の進展が進み、田園環境の減少が見られることから、豊かな生態系を育む基盤の保全が必要です。

市民へのアンケートでは、希少な野生生物の保護も含め、生物の生息状況に対する市民の関心が低くなっていることから、豊かな自然環境の保全を図るためには、まず市域に生息する動植物の生息・生育状況について市民団体などと連携し、情報を収集するとともに、市民に発信していくことも重要です。

1 気象

本市は「瀬戸内型気候」と呼ばれる瀬戸内海特有の温和で降水量の少ない気候に属しており、年平均気温の平年値は16.2℃、年間降水量の平年値1,541mmで積雪もほとんどなく、年間を通じて過ごしやすい気候となっています。(図3-1)

気温の経年変化をみると、1940年代以降の年平均気温、日最高気温の年平均値及び日最低気温の年平均値は上昇傾向にあり、1940年代と2000年代を比較すると約1.8℃の上昇となっています。(図3-2)



2 地形・地質

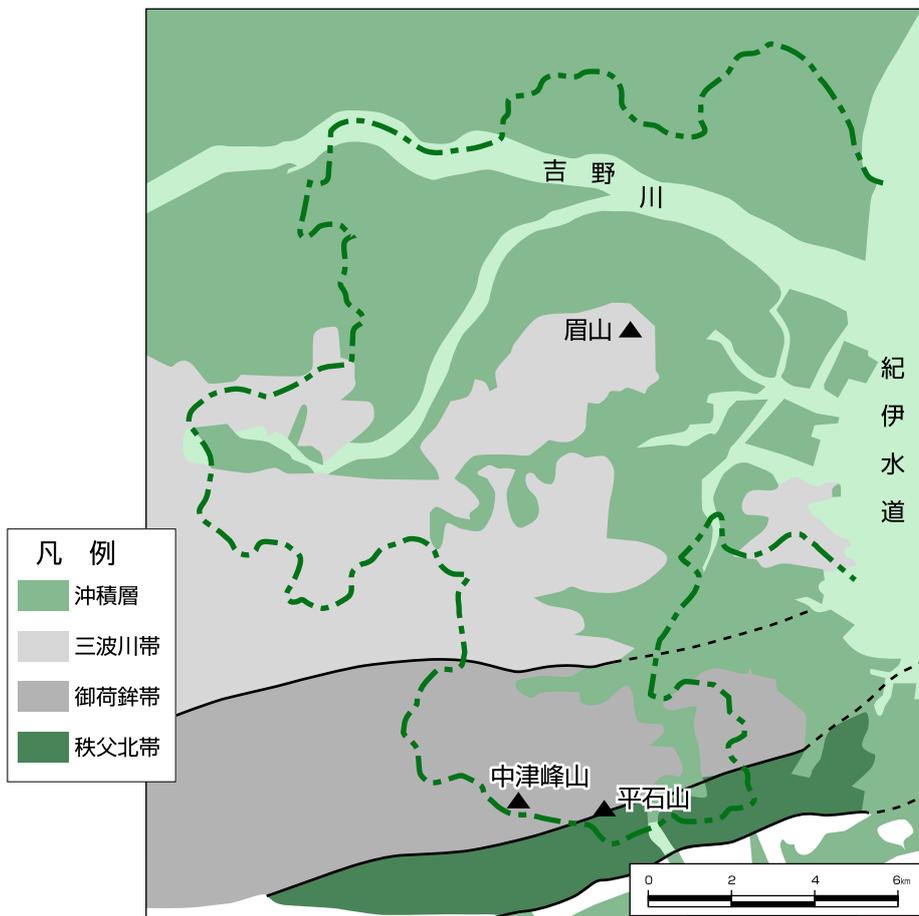
本市の地形は、主に四国山地の東部にあたる山地と吉野川や勝浦川による三角州、デルタファン、谷底低地などの平地から成り立っています。

市域の南部には、四国山地に属する標高773.0mの中津峰山をはじめとする山々がみられるほか、市域のほぼ中央には、徳島市のシンボリック的存在となっている眉山(標高290m)が存在します。

また、市域の北部から中部は吉野川に沿って徳島平野が広がり、東端で砂浜海岸や岩礁性海岸へ続くなど、徳島市は多様な地形を有しています。

本市の地質は、平野を形成している沖積層と、山地を形成している外帯と呼ばれる堆積岩層に大きく分けられます。吉野川による土砂の運搬・堆積の作用によって形成された沖積層は市域の北側にみられます。その南側に発達する堆積岩層は、北から三波川帯、御荷鉾帯、秩父北帯とよばれる地質構造の異なる3つの地帯に区分されています。(図3-3)

図3-3 徳島市の地質



資料：徳島市の環境資源情報ガイドブック

3 動植物

市域の植生は、薪炭林として繰り返し伐採されたり、スギやヒノキが植林された代償植生にほとんど置き換えられています。

市域の自然植生としては、シイやカシなど常緑広葉樹の林が含まれるほか、城山のホルトノキ群落、主要河川の下流から河口にみられるヨシ群落、勝浦川河口のハママツナーハマサジ群落、小松海岸や勝浦川河口のコウボウムギ群落が挙げられます。

また、市域における動物の生息状況ですが、多様な地形、水系、土地利用に応じて多様な動物が確認されています。特に広大な干潟が出現する吉野川河口には、シギ・チドリ類をはじめ、ハゼの種類、シオマネキやハクセンシオマネキといった多くの貴重な動物の生息が確認されています。

ほかに河川や水田などの内陸の淡水域では、メダカやナガレホトケドジョウなどの魚類、カゲロウやトビケラなどの水生昆虫、山麓の小河川や溪流にはトンボ類が多く確認されたほか、ゲンジボタルもみられます。

市街地に位置する眉山や南部の森林においても、自然性の豊かな森林に生息するアオゲラ、ミカドアゲハなどが確認されています。

市域における動植物の生息状況に関する調査としては、文献での調査が主体となりますが、これまでに植物については172科1,514種、鳥類55科254種、両生類7科14種、爬虫類8科17種、哺乳類12科25種、魚類71科236種などが確認されています。そのうち、徳島県レッドデータブックなどに記載されている貴重な動植物については368種が該当しています。(表3-1)

表 3-1 動植物の確認種数

区 分		確認種数		貴重種	主な貴重種
植 物		172 科	1,514 種	133 種	タコノアシ、オニバス、ハマボウなど
動 物	鳥 類	55 科	254 種	69 種	クマタカ、サシバ、カワセミなど
	昆 虫 類	249 科	1,747 種	50 種	ルイスハンミョウ、オオムラサキなど
	両 生 類	7 科	14 種	4 種	カスミサンショウウオなど
	爬 虫 類	8 科	17 種	8 種	イシガメ、ジムグリなど
	哺 乳 類	12 科	25 種	1 種	キツネ
	魚 類	71 科	236 種	57 種	メダカ、ナガレホトケドジョウなど
	底生動物	173 科	434 種	46 種	マメタニシ、シオマネキなど

※植物のデータについては、植栽も含む。

資料：平成12年度徳島市環境基本計画策定のための環境基礎調査報告書（徳島市、平成13年）
 平成13年度徳島市環境基本計画策定のための環境調査[現地調査]報告書（徳島市、平成14年）
 徳島市域における魚類の生息状況調査結果報告書（徳島市、平成21年）

4 自然景観

(1) 自然景観資源

市域には、吉野川や新町川など大小138本の河川が流れており、河川、山地、海岸など多様な自然景観を有しています。特に中心市街地には新町川、助任川が環状に流れ、眉山、城山など緑のランドマークが存在するなど、美しい水と緑に恵まれた個性的な景観を形成しています。

自然環境資源として、調査が実施されたものは自然環境保全基礎調査(環境庁:現環境省)のみで、眉山や大神子海岸など6件が選定されています。(表3-2)

表 3-2 徳島市内の自然環境資源

区分※	資源名	概要
山 岳	眉 山	非火山性孤峰。標高290m、徳島市のシンボル
河川景観	建 治 滝	西竜王山の山腹に位置する滝
	八 多 五 滝	勝浦川の支流八多川にかかる五つの滝
	七 釜	甌穴群。直径4mほどの半球状に浸食された滝壺
	鳴 滝	飯谷小学校から徒歩10分ほどの山の手側にある滝
海岸景観	大神子海岸	自然海岸。三方を山に囲まれた岩礁に富む浜

資料：第3回自然環境保全基礎調査「自然環境情報図」(環境庁、平成元年)

第4回自然環境保全基礎調査「自然環境情報図」(環境庁、平成7年)

※区分については、上記調査の記述に従った。

(2) 将来に残したい場所・風景

市が平成12年及び平成21年に実施した市民アンケートにおいて、将来に残したい場所・風景を尋ねたところ、吉野川、眉山、城山が上位に挙げられています。(表3-3)

表3-3 将来に残したい場所・風景(市民アンケート結果上位10項目)

平成12年				平成21年			
順位	場所・風景	選択数	選択率	順位	場所・風景	選択数	選択率
1	吉野川	171	17.9%	1	吉野川	155	20.3%
2	眉 山	67	7.0%	2	眉 山	131	17.1%
3	渭山・城山	62	6.5%	3	城 山	30	3.9%
4	園瀬川	42	4.4%	4	新町川	27	3.5%
5	勝浦川	35	3.7%	5	園瀬川	18	2.4%
6	文化の森	32	3.4%	6	鮎喰川	14	1.8%
7	鮎喰川	31	3.2%		徳島中央公園	14	1.8%
8	新町川	25	2.6%	8	第十堰	9	1.2%
9	袋井用水・袋井川	14	1.5%	9	勝浦川	6	0.8%
10	地藏院	13	1.4%	10	袋井用水	5	0.7%

n=954

n=765

(3) とくしま市民遺産

普段の生活の中で見過ごされて、魅力や価値がありながら、十分に認識されていない自然景観や文化を「とくしま市民遺産」として市民から募集を行い、自然・景観11件、歴史11件、街・暮らし12件、文化11件の45件が選定されています。(表3-4)

表3-4 とくしま市民遺産一覧

区 分	名 称	区 分	名 称
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 眉山周辺の湧水 ● 城山(ホルトノキと城山貝塚) ● 眉山からの夜景 ● 八多の五滝 ● 椎宮八幡神社のつつじ ● 弁天山 ● 鳴滝 ● 権現さんの名水(御神水) ● シラスウナギ漁の風景 ● 吉野川河口 ● 吉野川北岸堤防からの眺め 	街・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ● 大滝山界隈 ● 三河家住宅 ● ラジオ塔 ● 寺町一帯 ● ひょうたん島クルーズ ● 旧高原ビル ● ケンチョピア ● 八万町夷山の町並み ● こくふ街角博物館 ● おとめ石の石垣 ● へんろみち ● 吉野川橋
歴 史	<ul style="list-style-type: none"> ● 徳島城の石垣 ● 旧徳島城表御殿庭園 ● 金刀比羅神社の大灯籠 ● 一宮神社と一宮城跡 ● 袋井用水 ● 蔵珠院のまいこみ泉 ● 高地蔵 ● 藩政時代の松並木 ● 徳島藩主蜂須賀家墓所 ● 蛭子神社の百度石 ● 四所神社の船だんじり 	文 化	<ul style="list-style-type: none"> ● 通町のえびす祭り ● 徳島城内小屋掛 阿波人形 浄瑠璃芝居 ● 滝のやきもち ● 五か所参り ● 福島橋の人柱伝説 ● 狸の祠と民話 ● お鯉さん ● 藍染め ● 阿波しじら織 ● そば米汁 ● ボウゼの姿ずし

資料：文化振興課

3 快適環境

市域での土地利用をみると、自然的利用が大半を占めていますが、平成15年以降、田や畑が年々減少し、宅地が増加していることから、今後の土地利用にあたっては自然との調和を考慮することが欠かせなくなっています。

道路交通については、市民アンケートにおいて「歩道・自転車道の整備状況」や「交通機関の利便性」に対して重要度は高いものの、満足度は低くなっていることから、交通渋滞の発生による利便性の低下、自動車排ガスによる大気汚染、交通騒音による周辺環境の悪化のみならず、地球温暖化防止の視点にたった総合的な交通施策について検討する必要があります。

一方、豊かな水と緑を生かしたまちづくりについては、ひょうたん島周辺における水辺整備のように、人と自然との豊かなふれあいを推進しています。そんな中、市民一人あたりの公園面積は全国平均より高いものの、より一層の身近な公園の整備を求める声もあり、市民・事業者・行政が一体となって快適な水と緑の空間形成を推進することが必要です。

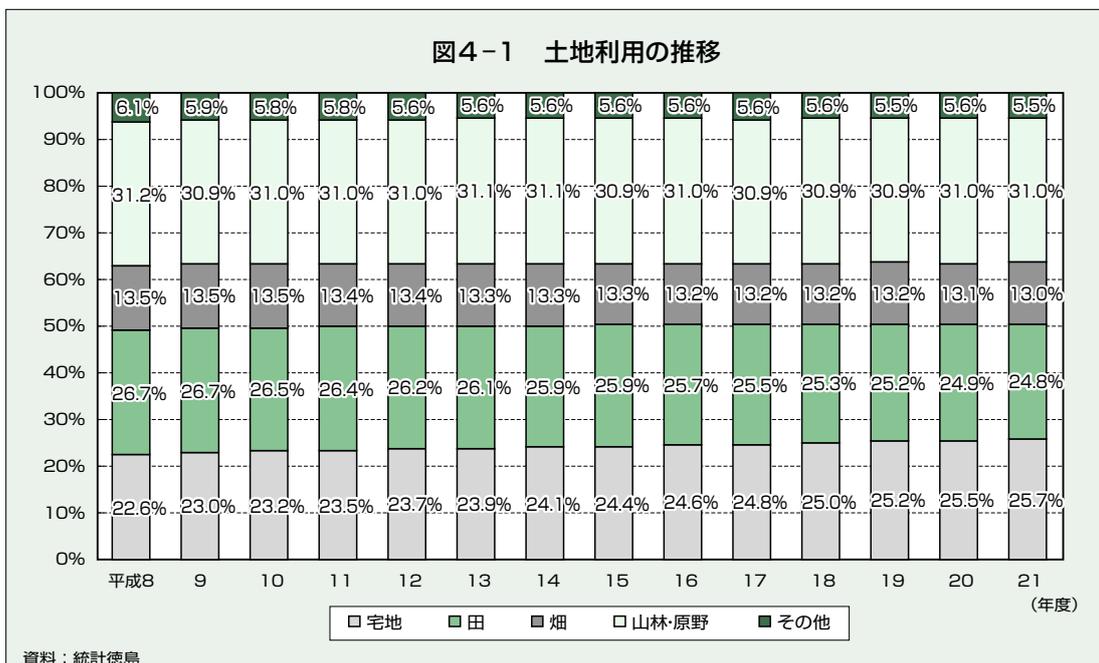
1 土地利用

(1) 山林及び耕作地

本市には、中心部に眉山や城山といった市のシンボルとなる山があり、その東部に商業地とそれを囲うように住宅地が広がっています。市域の北部と西部には、田や畑が広がり、南部には山林が多く占めています。

本市の土地利用は、田、畑、山林といった自然的利用が全体の7割程度を占めており、自然豊かな地域となっていますが、田、畑、山林が占める割合は年々減少しており、その一方で宅地が増加しています。(図4-1)

平成21年の土地利用は、山林・原野がおよそ3割を占め、次いで宅地(25.7%)、田(24.8%)となっています。



(2) 自然環境保全に関する指定地域

自然環境保全に関する法規制などをうける指定地域としては、自然公園、保安林、風致地区、鳥獣保護区などがあります。

市域での指定状況は、自然公園法(徳島県自然公園条例)に基づく自然公園に、多家良、入田・上八万の地域の山林が「東山溪県立自然公園」として、都市計画法に基づく「風致地区」に小松、眉山、城山、日峯大神子の4地区が指定されています。(表4-1)

表4-1 自然環境保全に関する指定地域

地域名称	根拠法令	徳島市域での指定状況
自然環境保全地域	自然環境保全法 徳島県自然環境保全条例	指定なし
国立公園 国定公園 県立自然公園	自然公園法 徳島県自然公園条例	多家良、入田・上八万の地域の山林が「東山溪県立自然公園」として指定。
特別緑地保全地区	都市緑地法 (旧：都市緑地保全法)	指定なし
保安林	森林法	小松、眉山、大神子などで指定。
風致地区	都市計画法	小松、眉山、城山、日峯大神子の4地区が指定。
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	眉山、中津峰、大神子の周辺地域が保護区、特別保護区に指定。
生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	指定なし
希少野生生物保護区	徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例	指定なし

(平成22年4月現在)

2 都市環境

(1) 交通

市内では、徳島自動車道や国道11号などの主要な道路が交差し、交通の要衝としての重要性が高くなっています。市内を環状に結ぶ道路として、徳島南環状道路などの整備・計画が進められています。(図4-2)

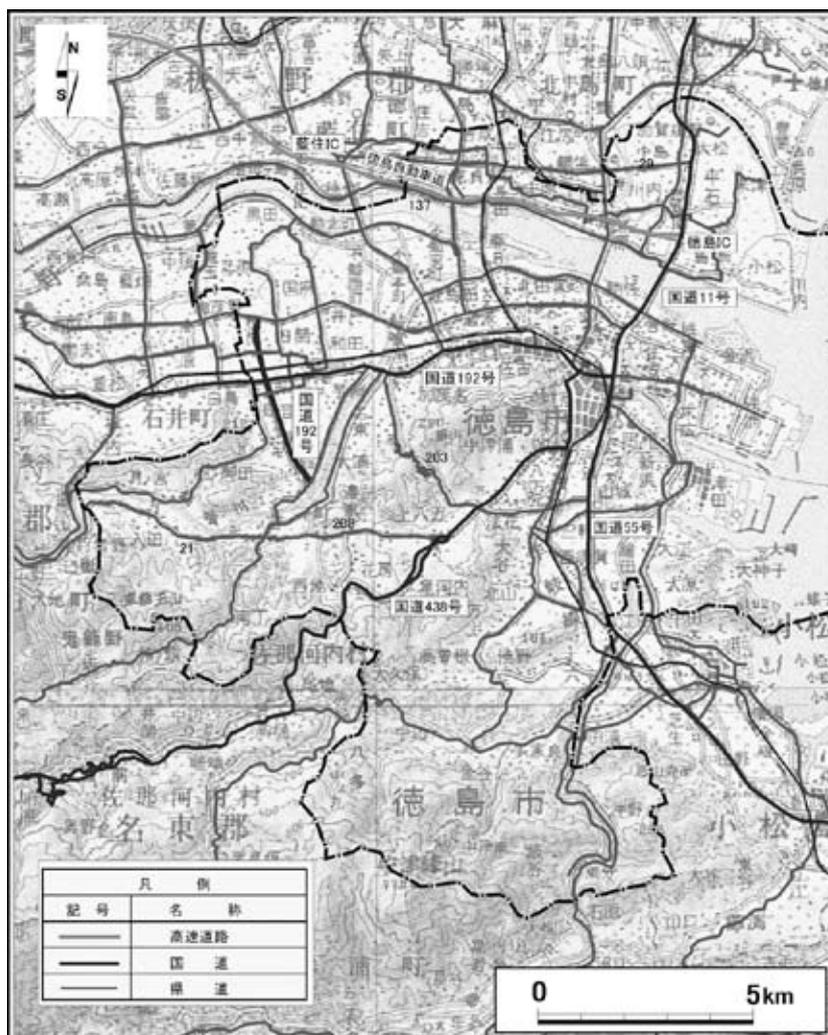
しかし、市東部を縦断している国道11号、国道55号、市中心部から放射状にのびる国道192号、県道徳島鳴門線、県道徳島鴨島線などにおいて交通量が多く、一部混雑度が高い箇所が見られます。(表4-2)

徳島市内の自動車保有台数は、平成21年現在で181,279台となっており、平成18年をピークに若干減少傾向にあります。(図4-3)

鉄道は、徳島市内にJR高徳線、JR牟岐線、JR徳島線の3路線が走っており、合計10か所の駅があります。

鉄道、バスともに、利用者数は平成16年まで減少傾向にありますが、ここ数年は概ね横ばいとなっています。(図4-4)

図4-2 市内道路網の状況



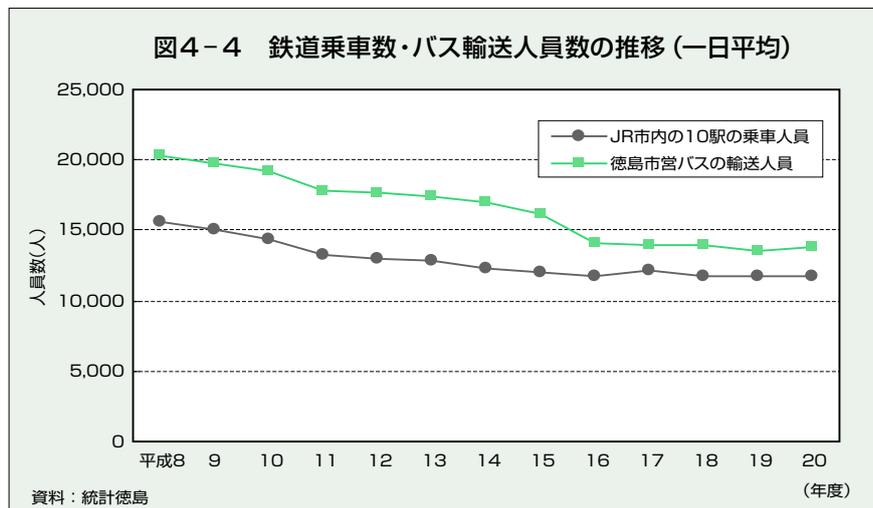
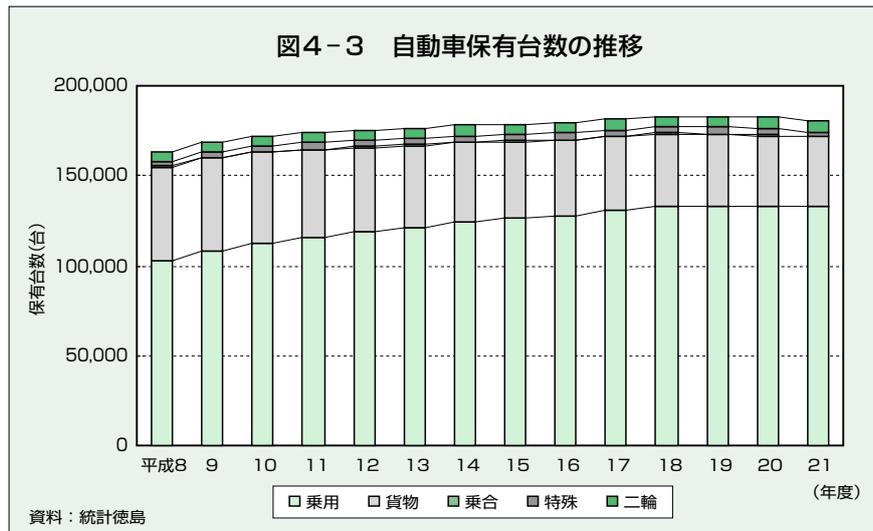
資料：国土数値情報（国土交通省）

表4-2 道路交通量調査結果（平成17年度）

路線名	観測地点名	混雑度	路線名	観測地点名	混雑度
徳島自動車道	徳島IC～藍住IC間	0.44	徳島環状線	(国府町井戸字高輪地)	0.48
一般国道11号	中洲町1丁目	1.87	徳島環状線	(応神町吉成)	0.45
一般国道11号	南常三島町1丁目	2.51	徳島鴨島線	徳島町城之内	0.77
一般国道11号	北常三島町2丁目	1.99	徳島鴨島線	北田宮町1丁目	0.66
一般国道11号	東吉野町3丁目	1.14	徳島鴨島線	南矢三町1丁目	1.13
一般国道11号	川内町鈴江北	1.13	徳島鴨島線	中島田町4丁目 中鮎喰橋東詰	0.79
一般国道11号	川内町竹須賀	1.9	徳島鴨島線	国府町南岩延	1.92
一般国道11号	川内町平石夷野	1.06	小松島佐那河内線	八多町金堂	0.58
一般国道55号	かちどき橋3丁目	1.58	沖ノ洲徳島本町線	北沖洲1丁目	0.49
一般国道192号	国府町早淵	2.45	徳島鳴門線	中吉野町2丁目	0.53
一般国道192号	庄町1丁目	1.71	徳島鳴門線	応神町古川	2.11
一般国道192号	佐古8番町	1.84	徳島北灘線	不動町	1.61
一般国道192号	南出来島町2丁目	1.08	徳島北灘線	応神町東貞方	1.31
一般国道192号	八百屋町2丁目	2.56	徳島北灘線	応神町東貞方	1.09
一般国道192号	国府町矢野	0.6	徳島小松島線	津田西町1丁目	1.37
一般国道438号	新町橋1丁目	0.38	徳島小松島線	大原町中須	1.88
一般国道438号	大道2丁目	1.13	神山国府線	(入田町内御田)	0.27
一般国道438号	城南町2丁目	2.14	宮倉徳島線	勝占町下河原	0.97
一般国道438号	上八万町大木	1.77	宮倉徳島線	南二軒屋町1丁目	1.68
徳島引田線	中島田町2丁目	0.8	宮倉徳島線	仲之町2丁目	0.64
徳島引田線	不動本町2丁目	1.64	土成徳島線	応神町古川	1.57
徳島引田線	不動北町2丁目	1.66	佐古停車場線	佐古2番町	1.06
徳島停車場線	元町1丁目	0.37	沖ノ洲埠頭線	東吉野町3丁目	1.89
徳島吉野線	上吉野町3丁目	2.14	鮎喰新浜線	名東町1丁目	0.39
徳島吉野線	春日2丁目	1.16	鮎喰新浜線	八万町大坪	1.53
徳島吉野線	国府町佐野塚	2.17	鮎喰新浜線	八万町式丈 JR牟岐線東側	1.12
神山鮎喰線	名東町2丁目	0.99	西黒田中村線	国府町日開	0.47
徳島環状線	応神町吉成	0.99	鬼籠野国府線	国府町早淵	0.36
徳島環状線	川内町中島	0.67	鬼籠野国府線	(一宮町南丁)	2.22
徳島環状線	川内町宮島本浦	1.79	一宮下中筋線	一宮町下町	1.29
徳島環状線	徳島本町3丁目	0.75	八多法花線	(北山町岩崎)	0.27
徳島環状線	末広2丁目	1.71	大谷西須賀線	勝占町原	0.44
徳島環状線	西新浜町1丁目	0.73	新浜勝浦線	丈六町丈領	0.34
徳島環状線	応神町吉成	5.48	古川長原港線	川内町榎瀬	1.85
徳島環状線	応神町吉成長田 JR高德線交点	1.39	川内大代線	川内町大松	1.07
徳島環状線	城東町2丁目	1.58	富吉久木線	川内町榎瀬	0.62

資料：平成17年度道路交通センサス（(社)交通工学研究会）

※混雑度：実交通量の「交通容量」に対する比です。1.00 値未満の場合、渋滞や極端な遅れはほとんどないといえます。



(2) 都市景観

本市では、中心市街地にある新町川と助任川に囲まれた中州(ひょうたん島)を中心として、ひょうたん島の周囲を巡る周遊船の運航のほか、新町川水際公園、しんまちボードウォーク、徳島中央公園親水広場、中徳島河畔緑地、助任川河岸緑地などが整備され、河川空間を生かした個性的な市街地が形成されています。

また、様々な親水事業のほか、河川環境の向上を目的とした「水と緑の基金」の設置や市民の水環境保全への意識啓発などを行っていることから、国土交通省の「水の郷百選」に認定されていますが、地域の資源である水だけでなく、さらにはLEDを用いて、徳島市総合計画で定める将来像「心おどる水都・とくしま」の実現を目指して魅力あるまちづくりを進めています。

市民アンケートでは、「水や緑に親しめる場の整備」、「街なみの美しさ」について、市民の満足度は高いものとなっていますが、水や緑といった自然景観と調和するとともに、本市の歴史・文化とともに形づくられてきた良好な都市景観づくりを今後も進めることが、潤いと安らぎのある快適な環境づくりに必要となります。

3 緑化

(1) 都市公園

本市における都市公園については、平成21年3月31日現在、日峯・大神子広域公園や徳島市総合動植物公園など124カ所、総面積が3,210,558m²となっています。

市民一人当たりの公園面積は、12.4m²/人で、これは、全国都道府県の一人当たりの公園面積の9.6m²/人(平成21年3月31日現在)及び徳島県の一人当たりの公園面積9.2m²/人を上回っています。

本市の都市公園の整備状況は、全国に比べて、広域公園、特殊公園及び都市緑地の面積が比較的多くなっていますが、街区公園や近隣公園などの身近な公園の面積が少ない状況です。

表4-3 都市公園の整備状況（平成21年3月）

園 種 別		箇所数	面積 (m ²)
住区基幹公園	街区公園	97カ所	134,993
	近隣公園	4カ所	53,691
	地区公園	3カ所	153,098
都市基幹公園	総合公園	2カ所	486,262
	運動公園	1カ所	91,000
特殊公園	風致公園	3カ所	321,298
	動植物園	1カ所	589,000
	歴史公園	1カ所	192,804
大規模公園	広域公園	1カ所	581,100
都市緑地	都市緑地	11カ所	607,312
都市公園合計		124カ所	3,210,558

資料：公園緑地課

(2) 緑化

本市では、緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定された「徳島市緑の基本計画」に基づき、花と緑に囲まれたまちづくりが推進されています。

さらに豊かな緑を保全し、市街地の緑のオープンスペースを広げていくために、花と緑の空間整備(市民に身近な公園の施設整備、助任川「花のエリア」の形成、道路の緑化)、市民意識の高揚(パークアドプト事業、各種講座などの開催、樹名板の設置)、花いっぱい運動の推進(緑化フェアの開催、花と緑のひろばの開催、花・苗・プランターなどの配布)が実施されています。

4 地球環境

市域で排出された温室効果ガスは平成11年度をピークに減少傾向にあります。京都議定書や徳島市地球温暖化対策推進計画の基準となる平成2年度を下回るまでには至っていません。

本市における1世帯あたりの使用電力量は、把握が可能な直近の平成19年度で6,109kWhと全国平均の5,603kWhと比べ、1割程度多くなっているなど、温室効果ガスが大幅に増加している家庭部門、業務部門への意識啓発などの取組みが必要となります。

また京都議定書の約束期間の終了が近づいていることから、国際交渉にも留意し、温暖化対策の見直しも必要となってきます。

廃棄物関係では、市民一人あたりのごみ収集処理量は全国平均より高く、市民・事業者とも最も重要な項目として廃棄物の発生・減量などを掲げていますが、資源ごみ回収運動の実績は平成18年度以降、減少していることから、より実効性のある、ごみ減量・リサイクルシステムの検討が必要です。

アンケートでは、市民・事業者とも省エネやごみの減量・リサイクルが高い実行率となっているほか、太陽光発電システムや低公害車の導入についても高い関心が持たれていることから、これらの普及に関する施策を充実させる必要があります。

1 地球温暖化

(1) 国の動向

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次報告書は、「20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と述べています。地球温暖化に関する科学的知見に基づけば、人為起源の温室効果ガスが引き起こす地球の温暖化は、私たちの生存基盤に深刻な影響を及ぼすものであることから、早急な対応が不可避となっています。

現在の低炭素社会の構築に向けた最近のポスト議定書を睨んだ国際交渉では、2050年までに世界全体で約50%削減、先進国で60~80%削減を目指すことが共通認識となってきています。平成21年6月10日の首相の記者会見で公表された国の中期目標は、2020年に2005年比で15%削減し、それにより2050年に約7割の削減が可能とされました。(表5-1)

さらに平成21年9月22日の気象変動サミットにて表明された国の中期目標は、2020年に1990年比で25%削減することを目指すとしています。(表5-2)

一方で、現在の先進国が公表している目標値を合算しても「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)が温暖化被害を最小限に押さえるために必要とした削減量には不足しており、更なる取組が必要という指摘もなされています。

表5-1 国の方針(その1)

〈平成21年6月10日発表〉

【中期目標】

- ・ 2020年までに、わが国の温室効果ガス排出量を2005年比で15%削減する。(1990年比で8%削減に相当する)

【目標の位置づけ】

- ・ 平成21年12月のCOP15におけるわが国の基本的立場となる。(最終的な目標は、交渉の結果決まる)

【目標達成に向けた対策の内容】

- ・ 太陽光発電導入量を現状の20倍に拡大
- ・ 新車販売の半分程度をエコカーとする
- ・ 新築住宅の8割を次世代省エネ基準に適合させる など

【特徴】

- ・ 森林吸収源対策、海外との排出量取引による削減は含まない。

表5-2 国の方針(その2)

〈平成21年9月22日 気候変動サミットにて表明〉

【中期目標】

- ・ 2020年までに、1990年比で25%削減することを目指す。

【目標の前提条件】

- ・ すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、わが国の約束の前提となる

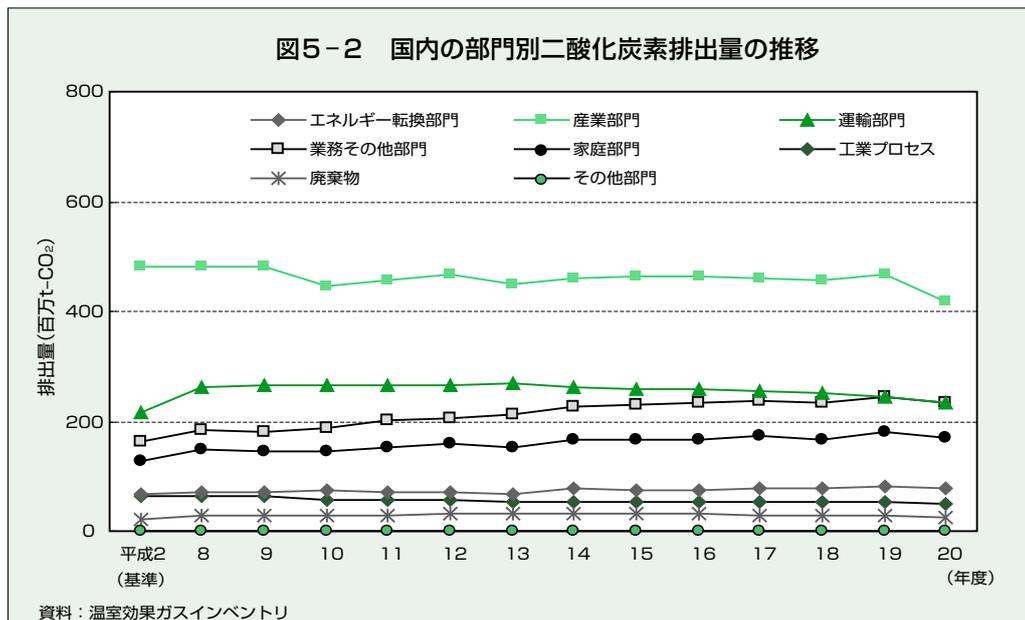
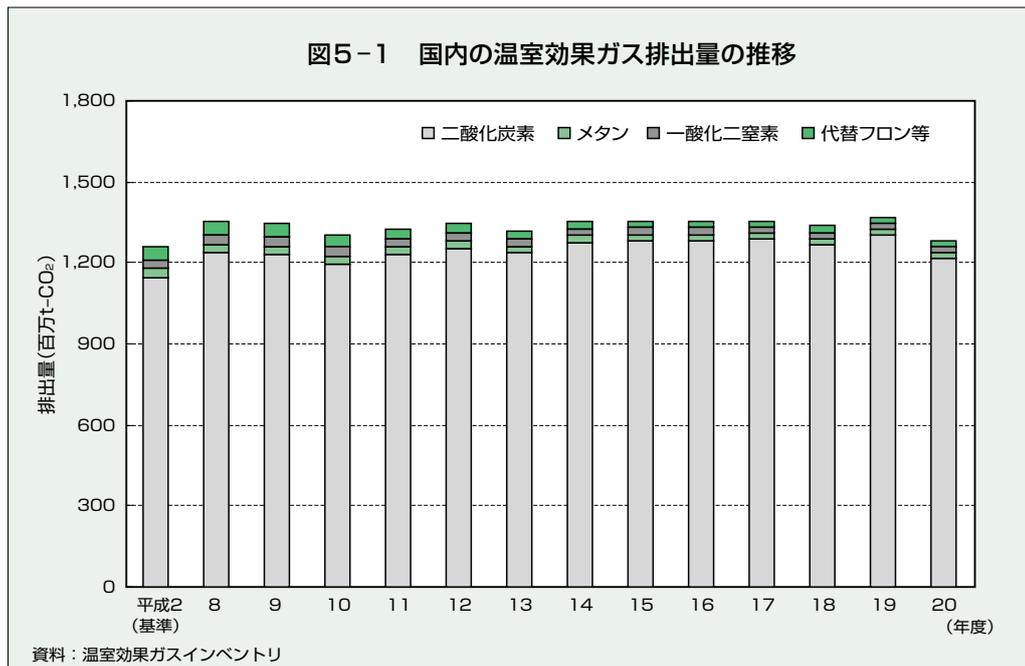
【目標達成に向けた対策の内容】

- ・ 国内排出量取引の導入や地球温暖化対策税の検討など、あらゆる政策を総動員して目標の実現を目指す

(2) 国内における温室効果ガス排出量

平成20年度における全国の温室効果ガス排出量は12億8,200万トンで京都議定書の基準年(平成2年度)の排出量を1.6%上回っています。(図5-1)

そのうち、二酸化炭素排出量は、産業・運輸分野だけでなく、家庭部門、業務部門や廃棄物の焼却など私たちのあらゆる活動に伴って排出されており、特に家庭部門、業務部門で大幅に増加していることから、二酸化炭素排出量削減の鍵は民生分野の削減にあるといえます。(図5-2)



(3) 徳島市内における温室効果ガス排出量

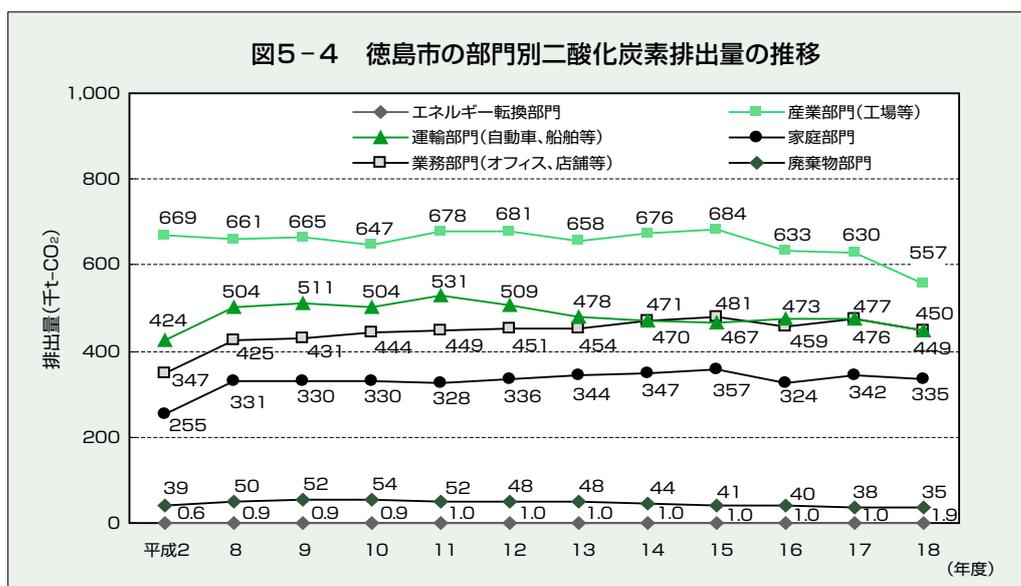
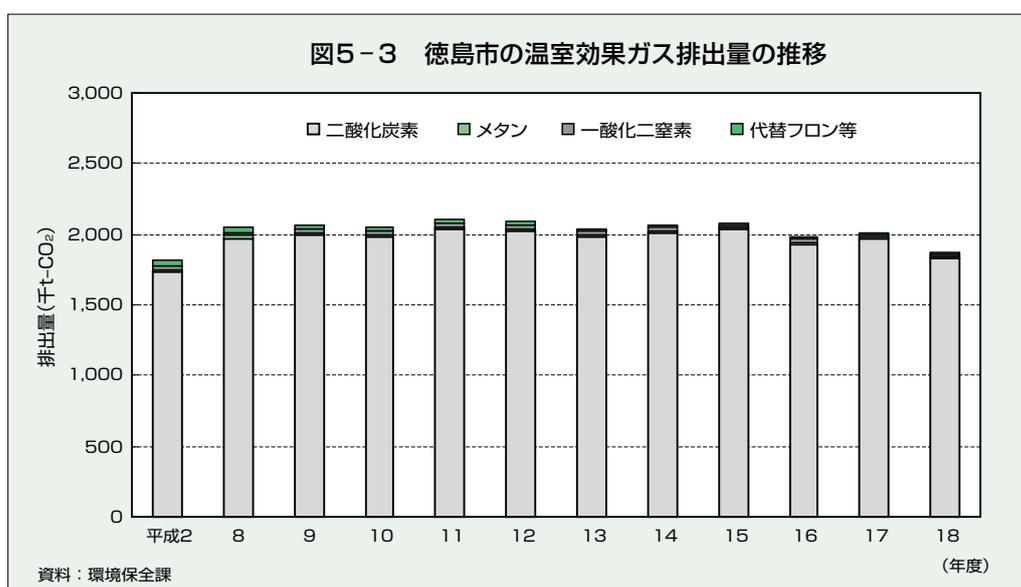
本市における平成18年度の温室効果ガス排出量は187万6千トンで、基準年である平成2年度に比べて3.3%（約6万トン）増加していますが、最も排出量の多かった平成11年度に比べ約23万トン削減しています。これは家庭部門と業務部門は依然として増加傾向にありますが、産業部門と運輸部門からの排出量があわせて20万トン減ったことによります。（図5-3～図5-4）

また、平成18年度における国内での温室効果ガス排出量は基準年(平成2年度)比6.1%増加となっており、本市では約半分に抑えることができます。

市では、徳島市環境基本計画及び京都議定書の目標達成など地球温暖化対策の推進について定める「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出削減に向け、徳島市地球温暖化対策推進計画を策定していますが、その目標である基準年度(平成2年度)比で6%削減の達成に向けては、9.3%削減する必要があります。

そのため、市では、市民の日常生活や事業者の事業活動から排出される温室効果ガスの抑制、徳島市エコオフィスプランの推進、自然エネルギーの導入、未利用エネルギーの有効活用、効率的なエネルギーの利用を進めています。

特に、市民・事業者・行政が一体となって意識を改善する施策(広報紙などによる情報提供、環境家計簿の普及、エコライフモニター事業など)を重点的に講じています。



2 エネルギー

(1) 使用電力量

市域での使用電力量は、これまで増加傾向を示していましたが、平成17年度をピークに減少傾向にあります。

平成17年度から減少した理由としては、平成18年度が暖冬であったこと、平成19年度には大口(産業用)電力の使用量が減少しているためと考えられます。(図5-5)

また、平成19年度における一世帯あたりの年間使用電力量をみると、徳島県では6,360kWhと全国平均の5,603kWhと比べ、14%程度多く、全国でも上位となっています。(表5-1)

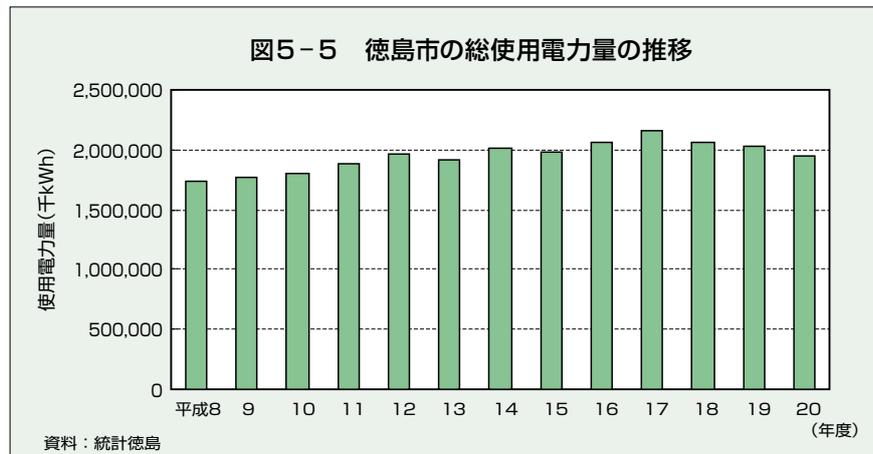


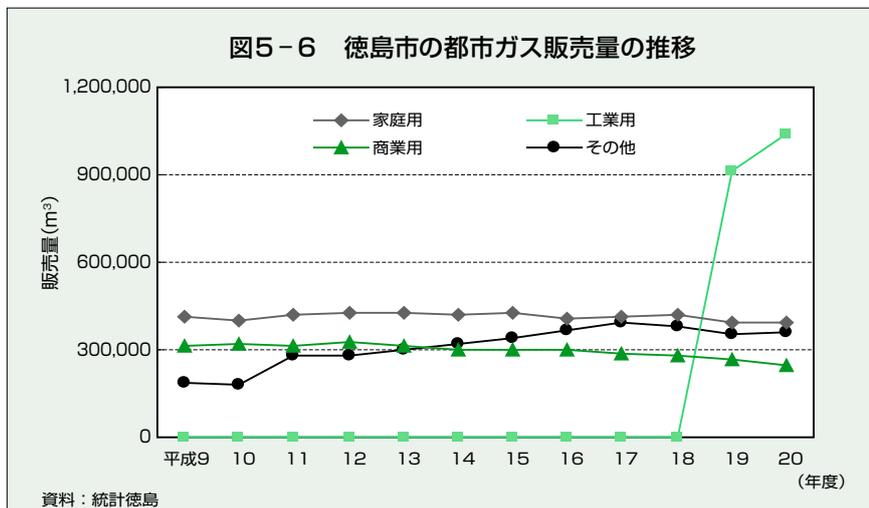
表5-1 都道府県別の一世帯あたりの年間使用電力量(平成19年度)

順位	都道府県名	電気使用量 (kWh)	順位	都道府県名	電気使用量 (kWh)	順位	都道府県名	電気使用量 (kWh)
1	福井県	8,320	17	三重県	6,178	33	宮城県	5,602
2	富山県	7,460	18	群馬県	6,135	34	秋田県	5,600
3	石川県	7,094	19	奈良県	6,116	35	大阪府	5,529
4	滋賀県	6,871	20	静岡県	6,071	36	沖縄県	5,529
5	島根県	6,571	21	栃木県	6,028	37	福岡県	5,408
6	岐阜県	6,543	22	京都府	5,966	38	高知県	5,364
7	鳥取県	6,503	23	愛知県	5,912	39	埼玉県	5,352
8	長野県	6,468	24	広島県	5,893	40	長崎県	5,269
9	和歌山県	6,451	25	茨城県	5,883	41	千葉県	5,226
10	佐賀県	6,438	26	福島県	5,879	42	宮崎県	5,171
11	山形県	6,433	27	兵庫県	5,780	43	東京都	5,117
12	岡山県	6,405	28	岩手県	5,776	44	青森県	5,074
13	徳島県	6,360	29	熊本県	5,625	45	神奈川県	4,936
14	新潟県	6,258	30	大分県	5,609	46	鹿児島県	4,808
15	香川県	6,247	31	山口県	5,606	47	北海道	4,537
16	山梨県	6,232	32	愛媛県	5,604		全国平均	5,603

資料：総務省統計局「社会生活統計資料-都道府県の指標-2010」
総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」

(2) 都市ガス供給状況

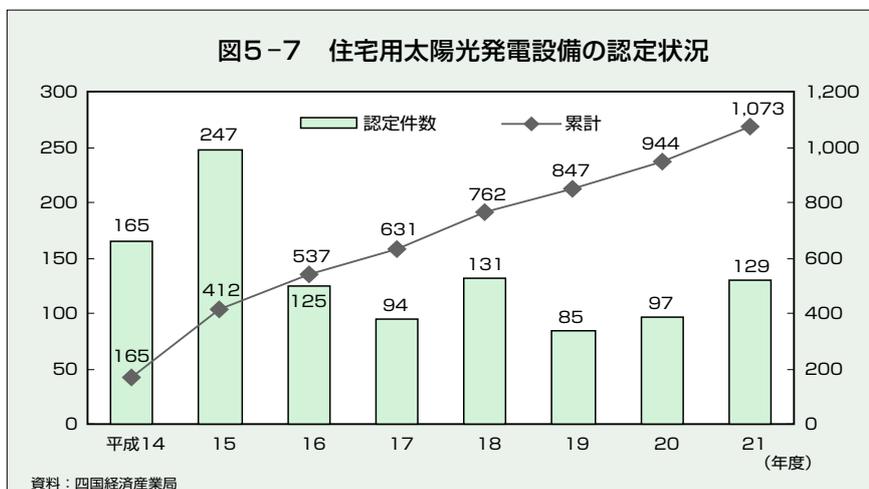
本市における都市ガス販売量は、家庭用はほぼ横ばい、商業用は減少傾向にありますが、平成19年度から工業用が急激に増えています。これは、徳島市の都市ガスが二酸化炭素の排出が少ない天然ガスに切り替わったため、大口顧客への供給が大きく増加したためです。(図5-6)



(3) 新エネルギー

本市では、温暖化対策を市域レベルで進めるために、エネルギー消費構造や利用可能な新エネルギーなどの諸条件を踏まえ、その地域における省エネルギーへの取り組みや新エネルギー利用の可能性、有効性を調査し、導入を進めるための「徳島市新エネルギービジョン」(平成17年2月)を策定しています。

市内では、新エネルギーの導入が推進されており、市庁舎、中学校、銀行、ガソリンスタンド、病院、戸建住宅および外灯などで、太陽光発電が利用されています。平成21年度末現在、市内でのRPS法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)に基づく住宅用太陽光発電設備の認定件数は1,073件となっています。(図5-7)



3 廃棄物

本市におけるごみの収集処理量は、分別収集の徹底などにより、平成13年度をピークに年々、減少傾向にあります。(図5-8)

市民一人一日あたりのごみ収集処理量については、環境省のデータによると平成20年度に1,164gと全国平均の1,130gや他の県庁所在地と比較しても多い状況となっていることから、今後も引き続きごみの発生と排出を抑制する必要があります。(表5-2)

また、資源ごみの回収量については、平成18年度をピークに減少傾向が見られることから、排出抑制と併せて、廃棄物の再資源化をさらに推進していくことが課題といえます。(図5-9)

市民アンケートでは、地球環境分野で最も重要な項目として、「ごみの減量・リサイクル」が選択されていますが、事業者アンケートでも、事業活動に伴う環境問題として最も認識するのは「廃棄物の発生」となっています。

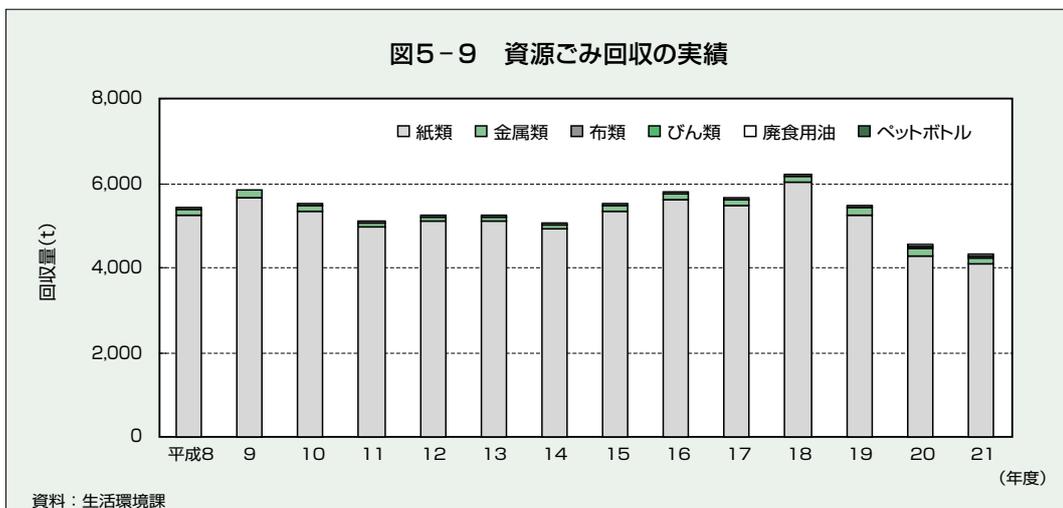
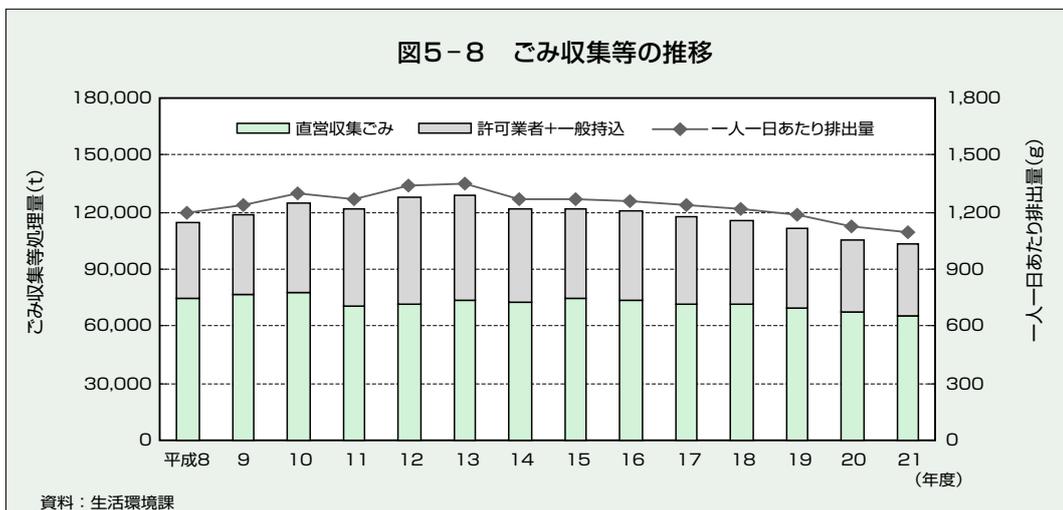


表5-2 県庁所在地における一人一日当たりごみ排出量（平成20年度）

順位	都道府県名	市名	一人一日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	順位	都道府県名	市名	一人一日当たり ごみ排出量 (g/人・日)
1	大阪府	大阪市	1,548	25	栃木県	宇都宮市	1,093
2	山梨県	甲府市	1,288	26	三重県	津市	1,080
3	石川県	金沢市	1,258	27	岡山県	岡山市	1,077
4	兵庫県	神戸市	1,254	28	富山県	富山市	1,076
5	福岡県	福岡市	1,234	29	高知県	高知市	1,075
6	和歌山県	和歌山市	1,196	30	佐賀県	佐賀市	1,065
7	茨城県	水戸市	1,190	31	福井県	福井市	1,055
8	青森県	青森市	1,185	32	宮崎県	宮崎市	1,047
9	群馬県	前橋市	1,182	33	埼玉県	さいたま市	1,039
10	千葉県	千葉市	1,177	34	長野県	長野市	1,035
11	山口県	山口市	1,177	35	長崎県	長崎市	1,024
12	東京都	東京23区	1,166	36	香川県	高松市	1,023
13	徳島県	徳島市	1,164	37	山形県	山形市	1,020
14	北海道	札幌市	1,163	38	鹿児島県	鹿児島市	1,006
15	宮城県	仙台市	1,161	39	滋賀県	大津市	995
16	静岡県	静岡市	1,156	40	大分県	大分市	986
17	岩手県	盛岡市	1,153	41	島根県	松江市	986
18	福島県	福島市	1,150	42	鳥取県	鳥取市	981
19	秋田県	秋田市	1,144	43	神奈川県	横浜市	959
20	新潟県	新潟市	1,142	44	広島県	広島市	894
21	京都府	京都市	1,123	45	奈良県	奈良市	883
22	岐阜県	岐阜市	1,101	46	沖縄県	那覇市	851
23	愛知県	名古屋市	1,095	47	愛媛県	松山市	822
24	熊本県	熊本市	1,094	全国平均			1,130

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成20年度調査）

5 環境保全活動、市民・事業者の意識

本市における環境に関する市民活動では特に河川を活動の場とする清掃・美化活動が活発となっています。活動している市民はまだ一部にとどまっていますが、実行意欲は高いことから、ネットワークづくりや活動支援の仕組みを、より一層整備する必要があります。

一方、事業者の自主的な環境管理の手法となっている環境マネジメントシステムの導入については、人員や資金不足などの問題があるものの、従業員の意識向上、環境負荷やコスト削減効果などメリットが多いことから普及のための啓発や情報提供に重点を置く必要があります。

市民、事業者ともアンケート結果では、望ましい環境の実現のために必要なものとして環境教育の充実が挙げられています。また、市が主体として取り組むこととして「環境保全活動の指導者育成」、「環境講座の講師紹介・派遣」が最も高く回答されています。

また、「市民一人ひとりの環境に対する意識」は重要と考えられているものの、満足度は過去のアンケート結果と比較すると低下していることから、意識啓発が非常に重要になります。

1 環境保全活動

(1) 国の動向

持続可能な社会をつかっていくためには、市民、市民団体、事業者、市などの各主体が自ら進んで行う環境保全活動が重要であり、またその輪を広げていくことが求められています。そのため、一人ひとりの環境についての理解を深め、取り組みを進めるために、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。

国では、この法律に基づき、市民や事業者が行う環境保全活動に対して助言・指導を行う「環境カウンセラー」の登録のほか、子供たちの地域における自主的な環境活動、環境学習を支援する「こどもエコクラブ事業」などを進めています。

また、環境の保全と回復のみならず、世代間の公平、地域間の公平、天然資源保全、公正で平和な社会などの課題に対し、知識の獲得だけでなく持続可能な社会づくりの担い手となる人づくりを目指した持続可能な開発のための教育(ESD)を推進するため、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画(2005年～2014年)を策定し、関係省庁が連携しながら取り組みを進めています。

(2) 市民による環境保全活動

環境保全活動を行っている市民団体(環境活動団体)のうち、本市に主たる事務所がある、または本市域を主な活動の場とする団体はNPO法人41団体、その他16団体の計57団体(平成22年3月現在)あります。その活動内容を分類すると、生活排水浄化などの水質保全や資源回収・リサイクル、省エネなどの地球温暖化防止といった「生活環境・地球環境対策」、森林保全や緑化、野生生物の保護・調査などの自然保護といった「自然環境保全」、花いっぱい運動や地域活性などのまちづくりや地域などの清掃・美化といった「都市環境改善」の3つに大きく分類することができます。(表6-1)

また、どの分類にも共通する「環境教育・環境学習」に取り組む団体があるほか、これらの分野を横断的に活動する団体もあります。

本市では、環境教育・環境学習を除くと「都市環境改善」である清掃・美化活動を実施している団体が多くなっていますが、その活動の場の多くが河川であることが特徴といえます。

表6-1 環境活動団体の状況

分類	環境活動の分野	団体数	構成比
生活環境・地球環境対策	水質保全（生活排水浄化など）	7	12.3%
	消費・生活	8	14.0%
	地球温暖化防止	13	22.8%
	資源回収・リサイクル	10	17.5%
自然環境保全	森林保全・緑化	12	21.1%
	自然保護	12	21.1%
都市環境改善	まちづくり	13	22.8%
	清掃・美化	17	29.8%
環境教育・環境学習		24	42.1%
その他		15	26.3%

※活動分野については重複あり。

資料：市民協働課、環境保全課（平成22年3月現在）

(3) 環境マネジメントシステムの導入

事業者が法令遵守や環境保全活動の推進のために自ら環境に関する活動を管理・改善する仕組みとして環境マネジメントシステムがあります。環境マネジメントシステムには、国際的な規格であるISO14001のほかに、環境省が作成したエコアクション21など様々な規格がありますが、市内の事業者で認証取得しているのはISO14001が47社、エコアクション21が7社となっています。（表6-2）

事業者アンケートの結果によると、ISO14001やエコアクション21の認証取得効果として、「環境への意識の向上」、「目標管理による環境負荷削減」、「省エネなどによるコスト縮減」があげられています。今後の認証取得について、「実施の予定はない」と回答する事業者が半数を占めています。また、環境問題に取り組む課題として、「資金不足」、「手間や時間の不足」の回答が多くなっています。

表6-2 様々な環境マネジメントシステム

名称	認証機関	概要	認証取得数		
			市内	県内	国内
ISO14001	国際標準化機構 (ISO) (審査登録機関)	1996年にISOが制定した環境マネジメントシステムの国際規格	47	69	20,505
エコアクション21	財団法人 地球環境戦略研究 機関・持続性セン ター	1996年に環境省が作成し、2004年から認証制度が開始された中小企業向けの環境経営システム	7	20	4,399
KES	NPO法人 KES環境機構	中小企業を対象とした環境マネジメントシステムで、国内の様々な地域で運用されている環境マネジメントシステムと相互認証を実施	0	2	3,213
エコステージ	一般社団法人 エコステージ協会	環境経営のサポートに重点を置いたシステムで導入レベルからCSR間での5段階での評価を実施	0	0	717

資料：(財)日本適合性認証協会、エコアクション21中央事務局、KES環境機構、エコステージ協会
(平成22年3月現在)

2 市民・事業者の意識（アンケート調査結果）

(1) 調査概要

第2次徳島市環境基本計画を策定するにあたり、市域の環境の現状や課題、市民・事業者の環境への取組み状況を把握することを目的に、実施しました。（表7-1）

表7-1 市民・事業者アンケート調査方法

	市民	事業者
調査対象	市内に居住する16歳以上80歳未満の男女2,500人	市内に本店・支店などを有する事業所500社
調査方法	23行政地区別の人口比に応じて、2,500人を無作為抽出。	市内の事業者の業種割合に応じて500社を抽出。
回収数	765人	234社
回収率	30.6%	46.8%

(2) 周辺環境の評価（満足度と重要度） 【市民アンケート】

現状への満足度の高い項目は、「空気のきれいさ」、「家の周りの静けさ」、「身近な緑の多さ」などとなっていますが、その一方で「環境教育・環境学習の状況」、「希少な野生生物の保護状況」、「太陽光発電など新エネルギーの導入」などで満足度が低い結果となっています。

今後の取組みの重要度については、「川や水路の水のきれいさ」、「水（水道、簡易水道など）のきれいさ」、「家庭や事業所からの汚水処理の状況」などで高く、「史跡や文化財の保護」、「イベントや取組みなど環境情報の入手状況」、「希少な野生生物の保護状況」などで低くなっています。（表7-2）

重要度が高いとともに満足度は低い項目が、今後の取組みの必要性が高い施策として考えられ、「家庭や事業所からの汚水処理の状況」、「歩道・自転車道の整備状況」、「交通機関の利便性」、「廃棄物の不法投棄の状況」、「自然災害に対する安全性」、「市民一人ひとりの環境に対する意識」の6項目があげられます。（図7-1）

◆満足度、重要度の算出方法

質問の各項目における満足度、重要度について、それぞれ4段階の評価を点数化し、各項目の平均点を算出しました。

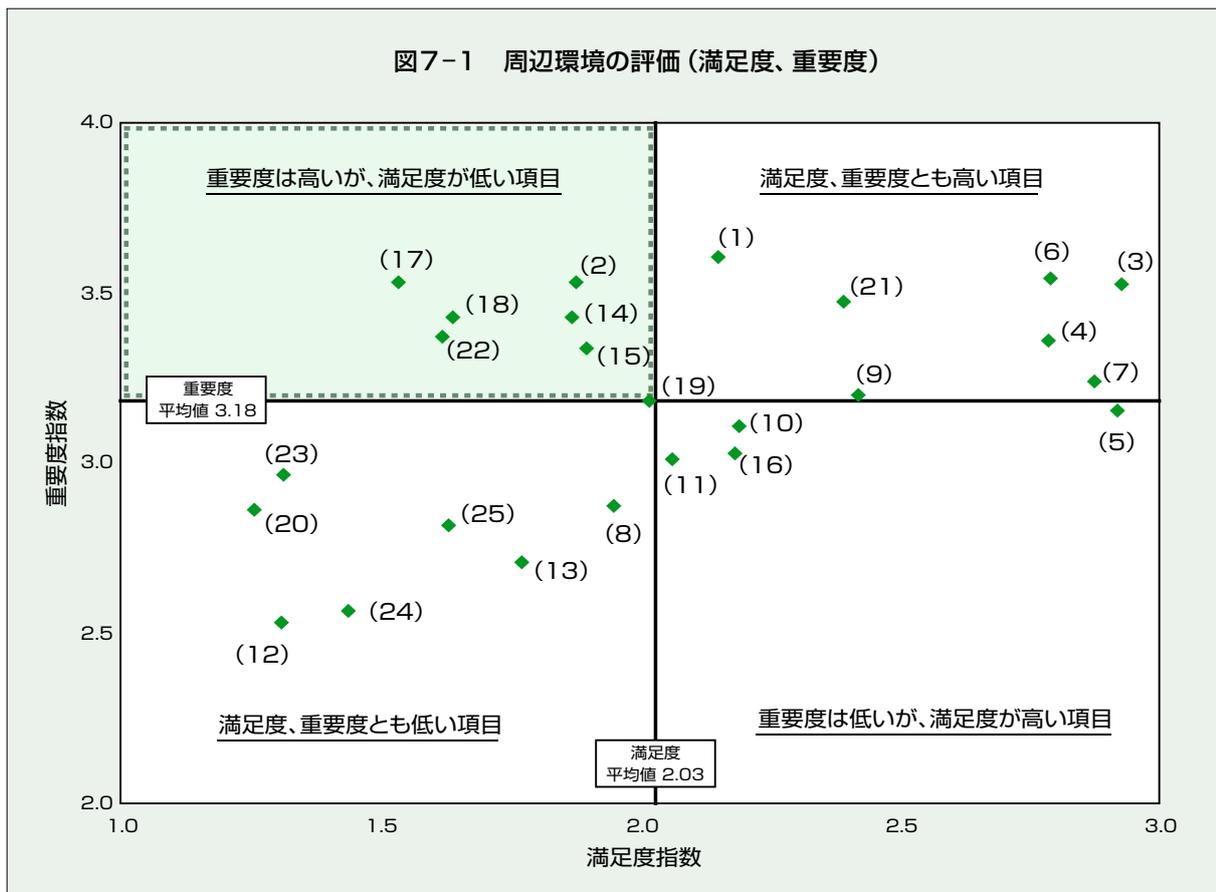
- 「満足」4点、「やや満足」3点、「やや不満」2点、「不満」1点とし、それぞれの回答者数の積を合計し、回答者数（「無回答」を除く）で割る。
- 「重要」4点、「やや重要」3点、「あまり重要でない」2点、「重要でない」1点とし、それぞれの回答者数の積を合計し、回答者数（「無回答」を除く）で割る。

表 7-2 周辺環境の評価（満足度・重要度）

質問項目	満足度	重要度	質問項目	満足度	重要度
1 川や水路の水のきれいさ	2.15	3.61	14 歩道・自転車道の整備状況	1.87	3.43
2 家庭や事業所からの汚水処理の状況	1.88	3.53	15 交通機関の利便性	1.90	3.34
3 空気のきれいさ	2.93	3.52	16 街並みの美しさ	2.18	3.03
4 いやなにおい(悪臭)の少なさ	2.79	3.36	17 廃棄物の不法投棄の状況	1.53	3.53
5 家の周りの静けさ	2.92	3.16	18 自然災害に対する安全性	1.64	3.43
6 水(水道、簡易水道など)のおいしさ	2.79	3.54	19 家庭での省エネルギーへの取り組み	2.02	3.18
7 身近な緑の多さ	2.88	3.24	20 太陽光発電など新エネルギーの導入	1.26	2.86
8 水辺や野山の生き物の生息状況	1.95	2.88	21 家庭からのごみの分別や出し方のマナー	2.39	3.47
9 水と緑に囲まれた自然景観の保全	2.42	3.20	22 市民一人ひとりの環境に対する意識	1.62	3.37
10 水や緑など自然に親しめる場の整備	2.19	3.11	23 環境教育・環境学習の状況	1.32	2.97
11 地産地消(地場農産物の消費)の取り組み	2.06	3.01	24 イベントや取り組みなど環境情報の入手状況	1.44	2.57
12 希少な野生生物の保護状況	1.31	2.53	25 地域の美化などの環境保全活動の状況	1.63	2.82
13 史跡や文化財の保護	1.77	2.71	(平均値)	2.03	3.18

※網かけは平均値以上であることを示す。

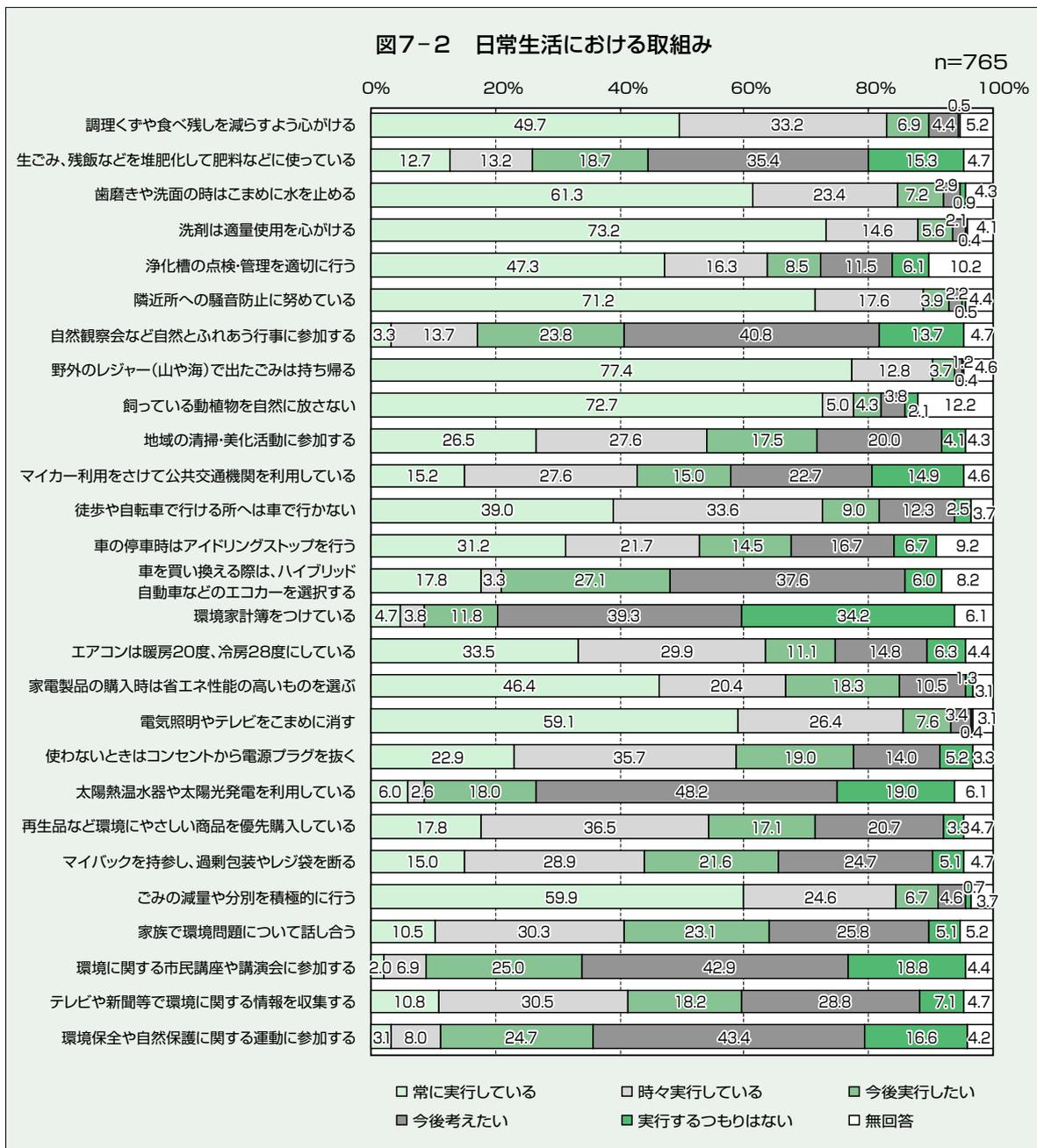
図 7-1 周辺環境の評価（満足度、重要度）



(3) 日常生活における環境への取組み 【市民アンケート】

常に実行している項目として「野外のレジャー（山や海）で出たごみは持ち帰る」、「洗剤は適量使用を心がける」などと回答した人の割合が多く節水や節電の取組み、ごみの減量・リサイクルが実行率の高い取組みだといえます。

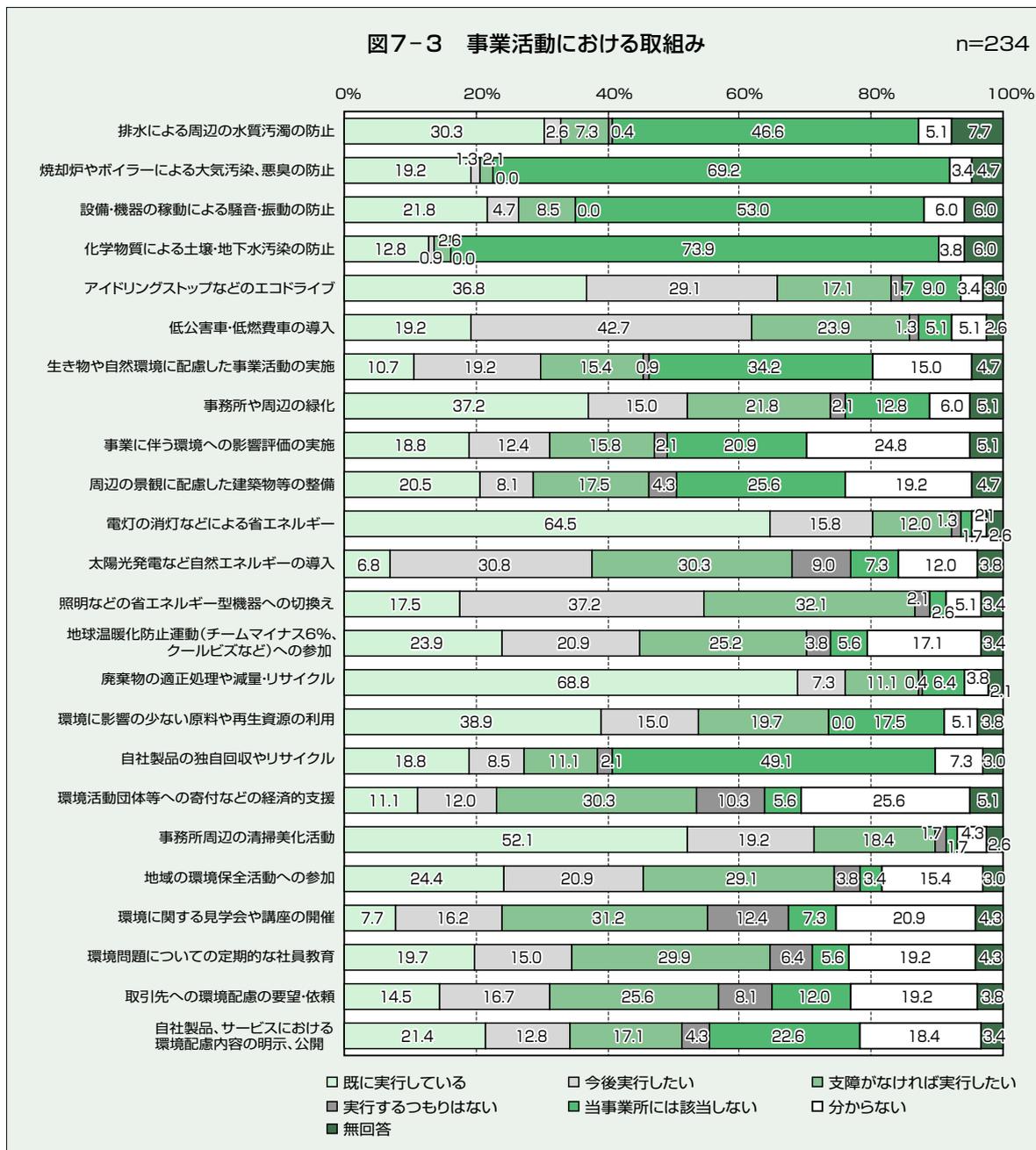
また、今後実行したい、考えたい取組みとしては、「環境保全や自然保護に関する運動に参加する」など環境に関する行事への参加とともに、「太陽熱温水器や太陽光発電を利用する」や「車を買換える際は、ハイブリッド自動車などのエコカーを選択する」が多く選択されており、本格的な普及が始まった最新の省エネ機器に対する市民の関心が非常に高いといえます。（図7-2）



(4) 事業活動における環境への取組み 【事業者アンケート】

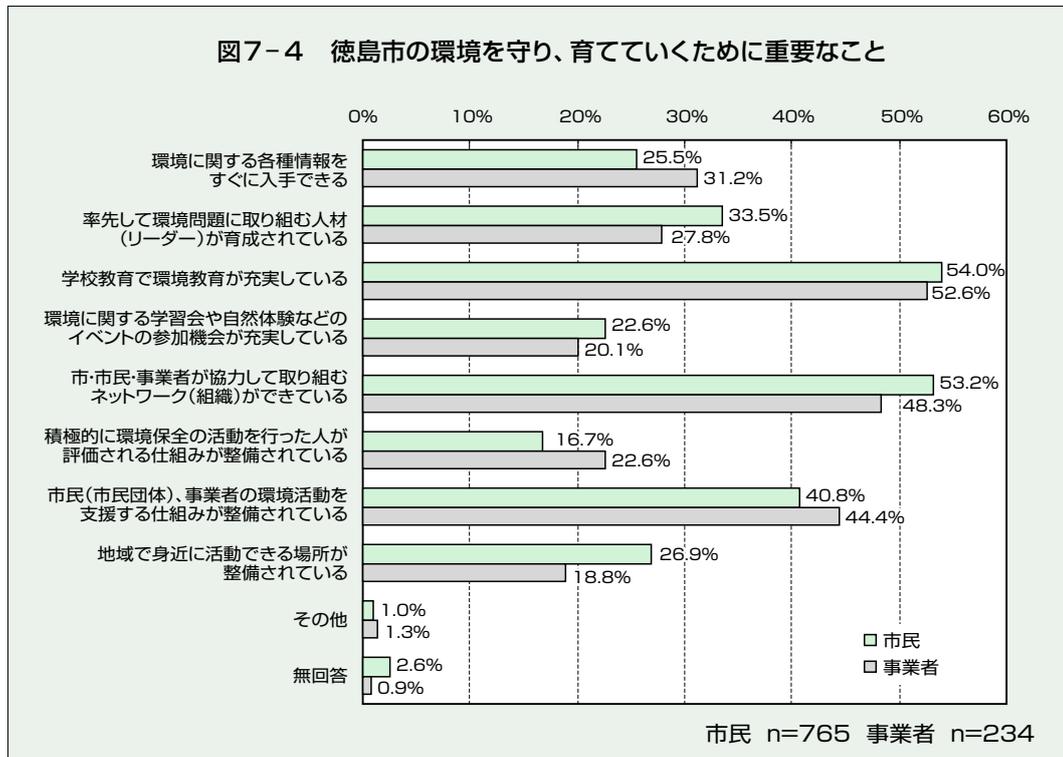
既に実行している項目としては、「廃棄物の適正処理や減量・リサイクル」及び「電灯の消灯などによる省エネルギー」といった費用をあまりかけずに取組むことができる内容が高い実行率となっています。

また、今後実行したい(支障がなければ実行したいを含む)と考えている取組みとしては、「低公害車・低燃費車の導入」、「太陽光発電など自然エネルギーの導入」、「省エネルギー型機器への切り換え」など、新たな設備投資が必要となりますが、一方で省エネ効果の高い取組みがあげられています。(図7-3)



(5)「徳島市の環境を守り、育てていく」ために重要なこと【市民アンケート、事業者アンケート】

市民、事業者とも、重視している項目の上位3つは全て同じで、「学校教育で環境教育が充実している」が最も高く、次いで「市・市民・事業者が協力して取り組むネットワーク(組織)ができている」、「市民(市民団体)、事業者の環境活動を支援する仕組みが整備されている」があげられています。(図7-4)



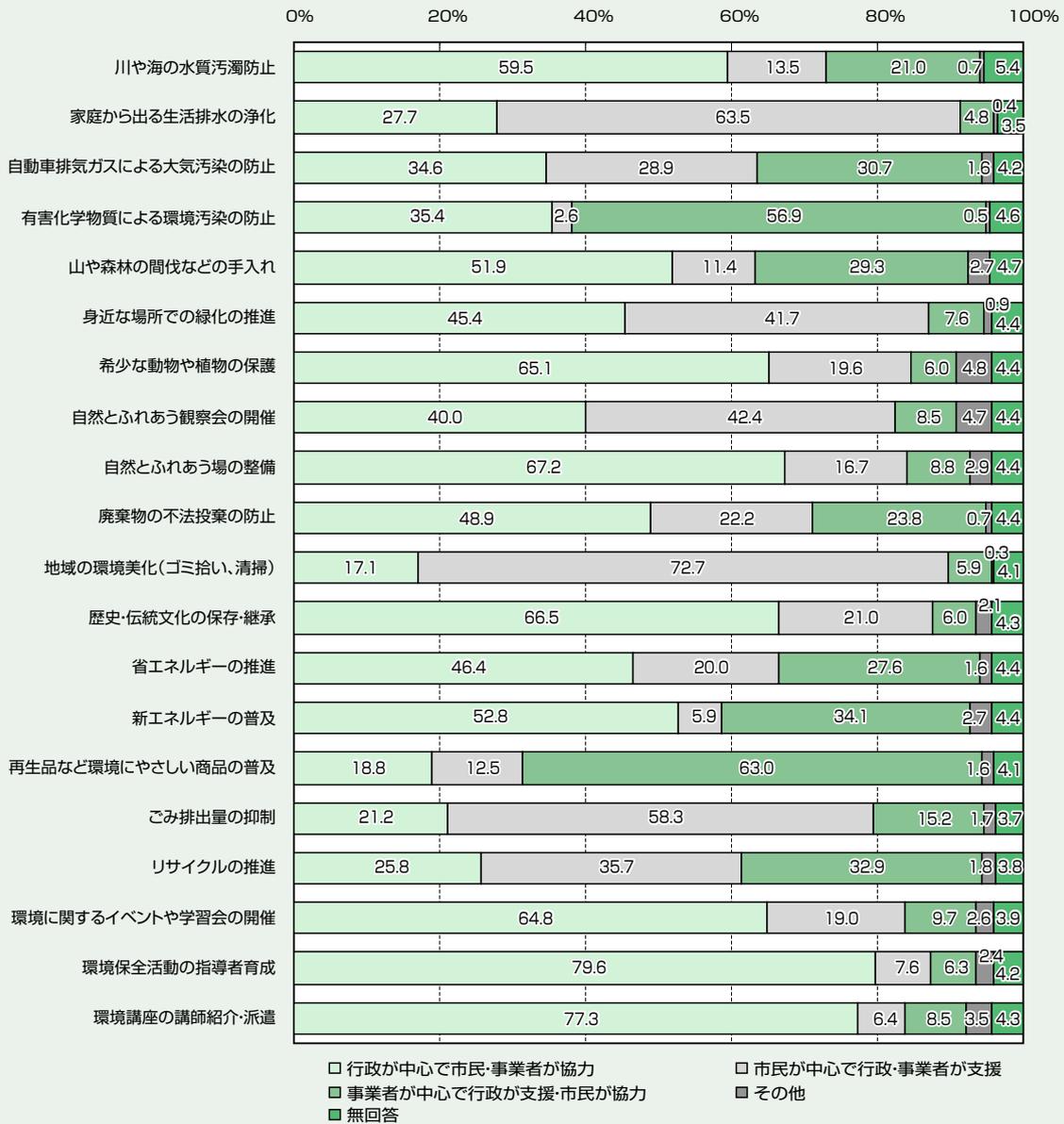
(6) 環境保全の取組みの主体【市民アンケート】

環境保全のための取組みを今後、効果的に進めるためには、行政、市民、事業者のうち誰が主体(中心)となって取り組むことがよいかについては、行政が中心で市民・事業者が協力すべき項目として、「環境保全活動の指導者育成」、「環境講座の講師紹介・派遣」が最も多い回答となっています。

一方、市民が中心となる項目としては「地域の環境美化(ごみ拾い、清掃)」、「家庭から出る生活排水の浄化」、事業者が中心となる項目として「再生品など環境にやさしい商品の普及」、「有害化学物質による環境汚染の防止」が多くなっています。(図7-5)

図7-5 環境保全の取組みの主体

n=765



6 環境施策の実施状況

本市では、産業活動に伴う水質汚濁などの産業公害や生活排水の浄化や近隣騒音防止などの都市生活型公害への対策を進めてきましたが、多様化する環境問題に対応するため、平成14年に環境の保全及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための徳島市環境基本計画を策定しました。

計画策定後は、この計画に基づき、環境をより良くするための施策を進めています。

1 第1次徳島市環境基本計画の概要

(1) 策定

平成14年10月

(2) 計画期間

平成14年度から平成22年度

(3) 対象とする範囲

「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」

(4) 望ましい環境の将来像

「未来につなごう豊かな環境！地球や人を思い、四国三郎“吉野川”に生まれた快適で安らぎのあるまち・とくしま」

(5) 計画の内容

望ましい環境の将来像の実現に向け、基本目標や定量目標を掲げ、体系的に施策を展開。

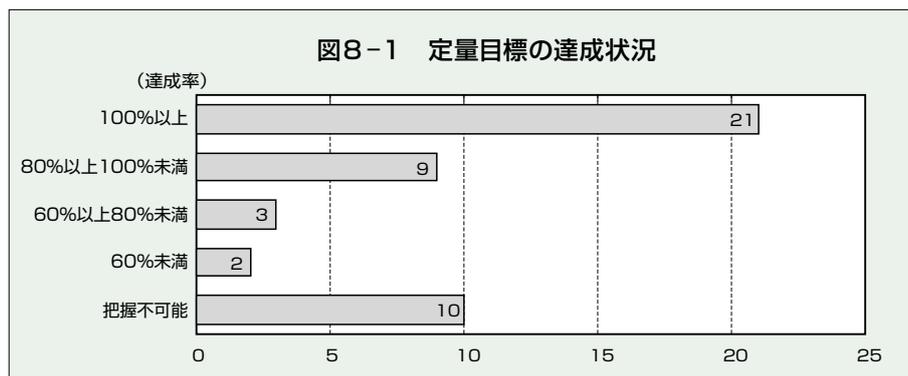
基本目標：5 個別目標：18 主な取組み：163 定量目標：45

2 環境基本計画に基づく施策の実施状況

(1) 定量目標の達成状況

定量目標は平成12年度(基準年度)を現況数値として、目標年度である平成22年度に達成を目指す数値を掲げています。(達成状況や各事業計画を踏まえ、随時見直し)

平成21年度末現在での定量目標の達成に向けた進捗状況を整理したところ、概ね順調に推進できていると考えられます。なお、100%以上を達成している目標のうち、7項目については目標値を再設定して取組みを推進しています。



(2) 環境施策の実施状況

平成18年度に実施した中間点検では、休止・中止を含む未実施の取組みを整理するとともに、新たに位置づけが可能な取組みを毎年、追加していくこととしました。

平成21年度末現在、計画に基づき実施されている取組みは195となっています。(表8-1)

表8-1 環境施策の実施状況

区 分	計画に掲載された 主な取組み	追加された取組み	計
実 施 中	128	67	195
完 了	24	8	32
中 止	3	0	3
今後実施予定	8	0	8
計	163	75	238

(3) 計画策定後の主な取組みの経過

年 度	内 容
平成14年度	とくしま植物園内に緑の拠点となる緑の相談所を開設
	徳島市の自然環境などの情報をまとめた冊子「徳島市環境資源情報ガイドブック」を作成し、配布
	城山河畔公園の整備が完了
平成15年度	徳島市環境基本条例を施行
	徳島市民環境週間行事(環境啓発パネル展など)を開始
	生活排水の流入による水質汚濁の著しい地域において地域住民による生活排水浄化実践の啓発活動を実施(平成15~19年度)
	市民参加による「身近な生き物調査」(対象:セミ)を実施
	地球温暖化防止を呼びかける「エコライフカレンダー」を作成し、配布
	市役所南館屋上に太陽光発電システム(100kW)を設置
平成16年度	市民・事業者と市の取組みなどについての意見交換を行う、「とくしま市民環境懇談会」を開始
	本庁舎においてISO14001の認証取得
	市内の環境NPOや市民団体の活動状況を紹介した環境活動団体の事例集を作成し、配布
	徳島市新エネルギービジョンを策定
	プラスチック製容器包装ごみの分別収集を開始
平成17年度	とくしま動物園のピクニック広場にビオトープ(ひょうたん型の人工池)を整備
	徳島市エコオフィスプランを改定
	ごみ減量徳島市民大作戦を開始
	徳島市環境基本計画推進のためのアンケート調査を実施
	中徳島河畔緑地の整備が完了
徳島市新農業・農村振興ビジョンを策定	

年 度	内 容
平成18年度	アプト活動による道路の清掃美化(みちピカ事業)を開始
	第1次徳島市環境基本計画の中間見直し(点検)を実施
	徳島市地球温暖化対策推進計画を策定
	徳島市森林整備計画を策定
平成19年度	徳島市環境リーダーが中心となった「徳島市ecoリーダー会」が発足
	廃食用油の資源回収を開始
	家庭における節電行動とその効果を検証するエコライフモニター事業を実施(平成19～20年度)
	徳島市民病院に太陽光発電システムを設置
	本庁舎で取得しているISO14001を更新
	第4次徳島市総合計画を策定
平成20年度	徳島市一般廃棄物処理基本計画を策定
	市域の事業者を対象にエコアクション21認証取得支援事業を開始
	新エネルギーの普及促進を目的とした親子新エネ教室を開始
	NPOとの協働事業として「みんなで学ぼう「おもしろ出前環境講座」」を実施
	子どもを通じて家庭における省エネ活動を促進するために「子どもエコチャレンジノート」を作成・配布
	小学校校庭芝生化を開始
	市内の企業が取り組む環境配慮の事例「徳島市エコ事業所事例集」を作成し、配布
平成21年度	第2次徳島市環境基本計画の策定作業に着手(市民・事業者アンケートの実施、市民会議の設置・開催)
	緑のカーテンモデル事業を開始
	NPOとの協働事業として「親子で楽しくエコ生活」事業を実施
	企業の環境対策を紹介する「わが社のエコ自慢コンテスト」を開催
	コミュニティセンター(一宮、不動)に太陽光発電を設置



第3章

計画の目標

1 望ましい環境の将来像

10年後から21世紀半ばを見据え、本市が目指すべき望ましい環境の将来像を次のとおり設定します。

望ましい環境の将来像は、本計画の策定にあたって実施した市民・事業者アンケート調査や環境の現況と特性・課題の整理結果、第4次徳島市総合計画に掲げる将来像、徳島市環境基本条例の基本理念を踏まえたものとしています。

みんなでつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま

市民、事業者とも、徳島市の将来の環境の姿として最も重視するのは、水質や水辺の保全、緑化の推進などにより「きれいな空気や水に恵まれ、健康で安心して暮らせるまち」を目指すことであり、その実現のためには「環境教育の充実」や「市民・事業者・市のネットワーク」が特に必要であると考えています。

「環境都市」は、徳島市環境基本条例の基本理念に掲げる「健全で恵み豊かな環境の確保」、「人と自然とが共生することができ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会」、「地球環境の保全を積極的に推進」を表現しています。

この望ましい環境像は、豊かな水と緑で表現される「環境都市・とくしま」を市民・事業者・市の各主体の参加・連携・協力によって実現するとともに、良好な環境を私たちの次の世代に引き継いで(つないで)行くことを意味するものです。

2 基本目標及び基本施策の展開

1 基本的考え方

計画で対象とする環境の範囲は「生活環境」「自然環境」「快適環境」「地球環境」の4つの分野となっています。

これらの分野は、お互いに深く関わっていますが、地域環境である「生活環境」「自然環境」「快適環境」に対して、それらを支える「地球環境」を保全することが、今後の環境への取組みを進める上で重要です。

しかしながら、それ以上に、様々な環境分野における取組みを促進するためには、環境について「学ぶこと」、「行動すること」が欠かすことのできない事項であることから、第2次計画においては「環境学習・環境保全活動」に関する施策を上位（中心）の重点目標に位置づけ、展開を図るものとしします。

また、私たちの生活における利便性や快適性については、都市基盤の整備だけではなく、自然環境を保全することとも非常に関係の深い問題となっていることから、「自然環境」と「快適環境」を統合した基本目標のもと、取組みを進めるものとしします。

なお、各環境分野の要素についても、様々な視点により複数の分野に関わりを持っていますが、最も関わりが強い分野において取り扱うようにするなど、再整理を行っています。



2 基本目標と基本施策

望ましい環境の将来像を実現するために必要な目標の柱として、「環境学習・環境保全活動」、「地球環境」「生活環境」「自然・快適環境」の4つの環境分野に応じて基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 環境について学び、みんなで実践するまち 【重点目標】

市民・事業者の意識では、環境に対する取組みは必要と認識しているものの、特に重要と判断したり、実際に行動に移すのは自分の生活に直結する内容が多くなっています。

環境学習・環境教育についても、子供を対象に学校で行うだけのものと考えてのではなく、今ある環境を良好な状態又は改善して、次の世代に引き継いでいくために、自分の生活に直接関わらないような内容であっても、環境はつながりを持っており、特定の人だけでなく、全ての人が問題意識を共有し、取組みを進めることが重要であることを、より一層啓発する必要があります。

そのために、市民・事業者・市が連携して、環境学習や実際の活動を支援するよう施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆環境学習の推進、人材育成
- ◆環境保全活動の推進
- ◆環境情報の充実・共有



基本目標Ⅱ 資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち

地球環境で対象となる地球温暖化や廃棄物問題は、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムや日常のライフスタイルの多様化が原因となっています。

特に地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出源は多様であることから、その対策も家庭やオフィスにおける資源やエネルギーの利用から、交通など運輸部門、廃棄物処理、都市基盤整備など多岐にわたります。

環境基本計画に基づく個別課題ごとの実施計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地域推進計画として策定した徳島市地球温暖化対策推進計画などにより、様々な排出源に対して施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆地球温暖化対策
- ◆再生可能エネルギーの利用促進
- ◆環境に配慮した交通対策
- ◆ごみの減量化、リサイクルの推進
- ◆地域の清掃・美化



基本目標Ⅲ 良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち

生活環境で対象となる要素は一般的に公害問題として取り扱われていますが、工場・事業場を発生源とする産業公害から生活排水や自動車排ガスといった都市・生活型公害、さらにダイオキシン類などの化学物質管理まで対象は広いものとなっています。

水や大気が健全な状態で維持されることは人を含め、全ての生き物が生きていく上で不可欠な要素であり、健康で安心して暮らせる生活環境を保全するために重要なことです。

本市は、吉野川をはじめ河川が多く、水に恵まれた都市であり、現在の水環境や大気環境に対する市民の評価は満足度が高いものとなっていますが、将来世代に対しても、この良好な状態を引き継いでいくための施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆水環境・土壌環境の保全
- ◆大気環境の保全
- ◆騒音・振動対策
- ◆有害化学物質対策



基本目標Ⅳ 人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち

自然環境や快適環境で対象となる動植物、自然景観、土地利用などの要素は、お互いに深く関わっており、また私たちの生活にも密接しているものが多くなっています。

本市の豊かな自然を保全するためには、動植物の保全だけではなく、都市基盤の整備などにおいて、人と自然が共生できる整備を進める必要があります。

身近な自然とふれあい、潤いと安らぎのある快適なまちであるために重視されている、水辺や森林の保全、緑化を推進するとともに、自然に対する関心度を高めるため、生物の生息状況など現状について情報を発信するなどの施策を展開するものとします。

【基本施策】

- ◆身近な自然環境の保全
- ◆緑化の推進
- ◆里地・里山の保全・創造
- ◆環境に配慮したまちづくり



3 計画の体系

環境像	基本目標	基本施策	施 策
みんなであつなぐ豊かな水と緑の環境都市・とくしま	環境について学び、みんなで実践するまち (環境学習・環境保全活動)	環境学習の推進、人材育成	○学校における環境教育の推進 ○地域における環境学習の推進 ○環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用
		環境保全活動の推進	○活動の支援 ○活動の場の整備・提供 ○環境保全活動のためのネットワークづくり
		環境情報の充実・共有	○環境情報の収集 ○環境情報の提供・発信
	資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち (地球環境)	地球温暖化対策	○総合的な温暖化対策 ○省エネ活動の推進 ○市役所の率先行動
		再生可能エネルギーの利用促進	○自然エネルギーの利用促進 ○未利用エネルギーの有効活用
		環境に配慮した交通対策	○交通体系の整備 ○自動車の適正利用
		ごみの減量化、リサイクルの推進	○ごみの発生抑制 ○環境配慮型製品の購入・使用の促進 ○再使用・再生利用の推進 ○適正処理の推進
		地域の清掃・美化	○環境美化運動の推進 ○不法投棄対策
	良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち (生活環境)	水環境・土壌環境の保全	○公共用水域及び地下水の水質調査の実施 ○水質汚濁の発生源となる工場・事業場の監視・指導 ○生活排水浄化対策の推進 ○土壌環境対策の推進
		大気環境の保全	○大気汚染の監視 ○大気汚染の発生源となる工場・事業場の監視・指導 ○自動車排ガスの排出を抑制するための取組み ○悪臭の発生源となる工場・事業場の監視・指導
		騒音・振動対策	○騒音・振動の発生源となる工場・事業場及び建設作業の監視・指導 ○環境騒音調査の実施 ○近隣騒音防止の啓発
		有害化学物質対策	○有害化学物質に関する情報の把握・提供 ○有害化学物質による環境汚染の防止 ○事業者の自主的な管理の支援
	人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち (自然・快適環境)	身近な自然環境の保全	○生物多様性の確保 ○ビオトープの保全・創出 ○身近な自然とのふれあいの促進
		緑化の推進	○緑化の普及・啓発 ○都市公園の整備
		里地・里山の保全・創造	○森林・農地の保全 ○環境保全型農業の推進 ○地産地消の推進
		環境に配慮したまちづくり	○適正な土地利用の推進 ○自然景観の保全と活用 ○地域の特性に応じたアメニティ空間の創造 ○開発事業に伴う環境影響評価



第4章

施策の展開

基本目標Ⅰ 環境について学び、みんなで実践するまち

1 環境学習の推進、人材育成

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
学校版環境ISOの取得学校数	20校	47校
環境に関する講座の開催回数	127回	200回
環境学習に参加した人の割合(延べ参加者数/市人口)	6.9%	10%

市の取組み

◇学校における環境教育の推進

- ・学校版環境ISO※の認証取得を促進することにより、体験的・実践的な環境教育を推進します。
- ・環境教育副読本を活用した環境教育の公開授業及び授業研究会を開催し、活用を推進するとともに、指導内容の検討や向上を図ります。
- ・定期的な改訂により、環境教育副読本の内容の充実を図ります。
- ・環境教育に活用できるパンフレットを充実させ、各学校に対し情報の提供・発信を行います。
- ・各学校は、地域の自然環境や社会環境を環境教育の教材として有効に利用します。

◇地域における環境学習の推進

- ・出前環境教室の開催においては、体験型環境学習などのプログラム・メニューの充実により、市民・事業者の環境学習や学校における環境教育の取組みを促進します。
- ・子どもたちが地域において自主的に、楽しく環境学習や環境保全活動を行えるよう「こどもエコクラブ」※の活動を支援します。
- ・環境教育・環境学習に必要となる場(環境事業所などの施設見学)や機材の提供などの支援を行います。
- ・公民館などで実施される生涯学習において環境学習の機会の提供を図ります。
- ・市民団体が行う環境学習会、講演会を支援します。

◇環境教育・環境学習を推進する人材の育成・活用

- ・環境リーダー※、市民団体、事業者や大学などの教育機関と連携し、各種講習会や研修会などを通じて、地域の環境保全活動や環境学習のリーダーとなる人材の育成に努めます。
- ・環境リーダーを始め、各分野の専門家や市民団体などの情報をデータベース化し、地域における人材の活用を図ります。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

市民の取組み

- ・こどもが環境について学んだことを家庭でも一緒に考えて実践します。
- ・環境に関する市民講座や講演会に参加し、環境問題への関心を高めます。
- ・環境に関する学習や実践活動をグループで企画し、参加を呼びかけます。
- ・学校における環境教育を補助・支援します。
- ・環境リーダーは、学習会の開催や各種活動を通じて、新たな環境リーダーの育成に努めます。

事業者の取組み

- ・従業員への環境保全に関する研修制度を充実します。
- ・施設見学会の開催、情報提供のほか、環境に関する専門的知識を有する人材を講師として派遣するなど環境教育・環境学習を支援します。
- ・地域で行われる環境学習や講演会に積極的に参加、協力します。

2 環境保全活動の推進

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
環境活動団体（NPO 法人）数	41 団体	100 団体
市内の環境マネジメントシステム導入事業所数	63 事業所	150 事業所
「環境の保全と向上」に対する市民満足度※	2.11 (H20)	3.00

市の取組み

◇活動の支援

- ・ 市民環境週間行事などの各種イベントを通じて市民の環境に対する関心を喚起します。
- ・ 事業者による環境保全活動に対し、より積極的に継続的な取り組みが促進されるよう、必要な情報の提供や助言の実施により環境マネジメントシステム※導入を支援します。
- ・ 環境保全活動に貢献している市民・市民団体や企業について、県への推薦などにより顕彰するとともに、その取組み状況を市の広報紙やホームページで紹介します。

◇活動の場の整備・提供

- ・ NPO法人など市民活動団体の育成・支援を行うために設置した市民活力開発センターなどにおいて環境活動の場の提供を進めます。
- ・ コミュニティセンターの計画的な整備を図るとともに、地域における環境保全活動の拠点として活用を図ります。
- ・ リサイクルセンターの整備にあたっては、環境への啓発や活動の拠点となる配慮を行います。

◇環境保全活動のためのネットワークづくり

- ・ とくしま市民環境懇談会、シンポジウム、セミナーの開催などを通じて、市民、市民団体、事業者及び市のパートナーシップを充実させます。
- ・ 様々な環境分野で活躍・活動している市民や市民団体の交流の場をつくります。
- ・ 環境保全活動の実施にあたっては、持続可能な社会の構築に向けて地域から貢献していくために環境だけでなく、まちづくりや福祉などに関わる様々な主体と連携を取って取組みを進めます。

市民の取組み

- ・ 地域で行われている美化・緑化などの環境保全活動に積極的に参加します。
- ・ 家庭での環境に関する取組みを定期的に確認します。
- ・ 自分で実践している環境配慮を周りの人にも知らせます。
- ・ 市や事業者に対して、協働での取組みを提案します。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

事業者の取組み

- ・ 事業活動における環境への配慮に関する方針を作成するとともに、専任の担当者の配置を行います。
- ・ ISO14001やエコアクション21※などの環境マネジメントシステムに取り組み、自主的・主体的に環境保全活動を実施します。
- ・ 環境保全のためのボランティア活動に取り組む従業員を支援します。
- ・ 環境に関する基金や環境活動団体への資金援助や寄付に努めます。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

3 環境情報の充実・共有

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
環境情報のホームページへのアクセス数	131,794 件	260,000 件

市の取組み

◇環境情報の収集

- ・環境マネジメントシステムの運用により、庁内の各課が所有する環境関連情報を把握・集約し、管理を行います。
- ・地域の自然環境などについて、市民参加による調査の実施や市民団体などとの連携により現況の把握に努めます。
- ・市民団体や事業者との連携を強化し、環境学習や環境保全活動の優良事例などの実施状況を把握し、収集する体制を整備します。

◇環境情報の提供・発信

- ・環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して積極的に取組みを進めていくため、様々な機会を通じて環境基本計画について周知を図ります。
- ・環境に関する情報を広報紙やインターネット、メールマガジンなどを用いて、分かりやすく利用しやすい形で提供・発信します。
- ・市域における環境調査結果や環境施策の進捗状況などについて、年次報告書を作成し、公表します。
- ・環境活動団体や事業者による環境への取組みを紹介したり、市域で実施される環境啓発イベントの周知に協力します。
- ・環境情報に対する意見の募集や意見交換により、より良い情報の提供・発信に努めます。

市民の取組み

- ・身近な環境についての情報収集に努め、市や市民団体への情報提供に努めます。
- ・市や市民団体が実施する環境調査などに参加、協力をします。
- ・必要な環境情報を取り出し、環境教育・環境学習や環境保全活動に活用します。
- ・把握した環境情報を町内会やコミュニティを通じて、広く伝えます。

事業者の取組み

- ・事業などに伴う環境関連情報の収集や蓄積に努めます。
- ・市が提供する情報を活用し、積極的に環境保全活動に取り組みます。
- ・環境保全活動の実施状況、取り扱う製品の環境配慮状況(省エネ・リサイクルなど)をホームページや環境報告書などで広く公表します。

基本目標Ⅱ 資源やエネルギーを大切にし、地域から行動するまち

1 地球温暖化対策

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
市域からの温室効果ガス排出量（* 1）	1,876 千トン (H18)	国が目指す温室効果ガス削減目標の内、地域レベルで貢献する目標値
一世帯あたりの温室効果ガス排出量	3,016 kg (H18)	現状より 365kg 削減
環境家計簿に取り組む数	41	500

* 1 平成25年度以降の目標値は、国が掲げる目標及び本市の地域特性を踏まえ、徳島市地球温暖化対策推進計画の次期計画において設定します。(H24目標値 1,706千トン)

市の取組み

◇総合的な温暖化対策

- ・地球温暖化対策に地域レベルで貢献するため、徳島市地球温暖化対策推進計画に基づき、市民・事業者・市が一体となって温暖化対策に取り組み、本市における地球温暖化対策を総合的・計画的に推進します。
- ・小冊子やパンフレットを作成し、市民や事業者に対し、温暖化防止に関する情報提供・発信及び啓発に努めます。
- ・二酸化炭素排出削減のための新たな手法である排出量取引制度※やカーボンオフセット※などについて、国などと連携して制度の普及に努めます。

◇省エネ活動の推進

- ・LED先進地「とくしま」の特長を生かして一般家庭、オフィスなどの省エネルギーを進めるため、LED照明の普及を図るとともに、公共施設への積極的な導入に努めます。
- ・家庭での省エネルギーの取組みを進めるために、具体的な取組み内容や家電製品の正しい利用方法などの情報提供・発信を行います。
- ・温室効果ガスの排出量が計算できる環境家計簿について、市民・事業者とともに取り組むことができ、分かりやすい家計簿の開発・普及などを進めます。
- ・ESCO事業※の導入による公共施設の省エネルギー化に努めるとともに、事業者への普及促進を図ります。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

◇市役所の率先行動

- ・徳島市エコオフィスプランに基づき、徳島市役所が事業者・消費者としての立場から、電気などのエネルギー使用量の削減、クリーンエネルギー自動車などの導入や公用車の適正使用、敷地内の緑化など環境に配慮した行動に率先して取り組み、環境への負荷を可能な限り低減することにより、温室効果ガスの排出量を削減します。
- ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく取り組みや省エネ型機器への更新、環境マネジメントシステムの運用などにより市の公共施設の省エネ化を推進します。

市民の取り組み

- ・環境家計簿を利用して、日常生活に伴い排出している温室効果ガスの実態を理解するとともに、削減に向けて省エネ活動に取り組みます。
- ・冷暖房機器の設定温度は、夏は高め、冬は低めに設定します。
- ・夏季には冷房の使用抑制に有効な緑のカーテンに取り組みます。
- ・冷蔵庫やエアコンなどの家電製品を買い換える際は、省エネラベルを確認し、省エネ効果の高い製品を選択します。
- ・照明については、省エネ効果の高い電球型蛍光灯やLED電球へ切り替えます。
- ・長時間、使用しない電気製品については待機時消費電力の削減のため主電源を切ります。

事業者の取り組み

- ・クールビズ※やウォームビズを取り入れ、オフィスの空調機器の適温管理に努めます。
- ・コピーやパソコンなどのOA機器は、省エネモードに設定するとともに、昼休みなど長時間使わない場合には、こまめに電源を切ります。
- ・省エネルギー診断などを活用し、不要な動力や熱の使用、過剰な照明などがないか見直しを行い、事業活動の省エネルギー化を図ります。
- ・設備の設置、更新に際しては、エネルギー効率の高い設備の導入に努めます。
- ・屋上緑化や壁面緑化など省エネルギーにつながる建物緑化に努めます。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

2 再生可能エネルギーの利用促進

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
市域で設置された太陽光発電システムの件数（累計）	1,073 件	8,000 件

市の取組み

◇自然エネルギーの利用促進

- ・ 温室効果ガス削減のために、公共施設に太陽光発電など自然エネルギーの率先導入に努めるとともに、市民や事業者の環境意識啓発に活用します。
- ・ 市民に住宅用太陽光発電システムの省エネ効果や設置に向けた支援策について情報提供・発信を行うなど、自然エネルギーの利用促進に努めます。

◇未利用エネルギーの有効活用

- ・ ごみ焼却処理の過程で生じる余熱や下水処理に伴い発生する消化ガスなどをエネルギーとして有効活用し、環境への負荷低減を図ります。
- ・ 今後の各施設整備においても、廃熱などの未利用エネルギーをより一層、有効活用できるよう検討を行います。
- ・ 資源の有効利用を図るため、公共施設などで発生する生ごみ、下水汚泥、剪定木などについてバイオマスエネルギー※としての利用の可能性について検討を行います。

市民の取組み

- ・ 住宅の新築・改築の際には、断熱・通風・採光などに配慮するとともに、太陽光発電や太陽熱利用などの自然エネルギーの採用に努めます。

事業者の取組み

- ・ 建物を建設・更新する際には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーやヒートポンプ※、燃料電池※などのエネルギーの高度利用技術の導入に努めます。
- ・ 施設や設備からの廃熱など、未利用エネルギーの有効利用を図ります。
- ・ 食品廃棄物や家畜排せつ物をバイオマスエネルギーとして活用を図ります。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

3 環境に配慮した交通対策

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
公共交通機関利用者数（一日平均）	25,411人 (H20)	現状維持
自転車・歩行者道の整備距離	0.3km（単年度）	3km（延べ）
クリーンエネルギー自動車の新規登録の割合	18.2%	50%

市の取組み

◇交通体系の整備

- ・交通渋滞を緩和するため、計画的な道路整備などを行い、都市内交通の円滑化を図ります。
- ・パークアンドライドやノーカーデーの実施など交通需要マネジメント(TDM)施策の推進により、公共交通機関の利用促進を図ります。
- ・徳島市自転車・歩行者道整備計画に基づき、歩行者や自転車利用者が安心して移動できる自転車・歩行者道の整備を進め、市民による自転車利用を促進します。
- ・市バスについてルート調整、車両の小型化など運行形態の見直しを行い、利便性を向上させるとともに、モビリティ・マネジメント※などによるバスの利用推進などを図ります。
- ・迷惑駐車や危険走行の防止など、自転車利用のモラル・マナーの向上に向けた啓発に努めます。

◇自動車の適正利用

- ・ノーカーデーを推進するために、自ら率先して自動車の使用を抑えるとともに、市民や事業者に徒歩や自転車、公共交通機関の利用を呼びかけます。
- ・省エネ走行やアイドリングストップなどエコドライブについて、パンフレットの配布やイベントを通じて情報提供を行うほか、徳島エコ・カーライフの普及啓発を図ります。
- ・クリーンエネルギー自動車、低燃費車などの性能、優遇措置などの情報を提供する広報活動を推進し、普及の誘導に努めます。
- ・公用車にクリーンエネルギー自動車、低燃費車などの車両を積極的に導入するとともに、市職員によるエコドライブの率先実行に努めます。

市民の取組み

- ・マイカー利用を控え、自転車や公共交通機関を積極的に利用します。
- ・自動車を購入・利用の際は、クリーンエネルギー自動車、低燃費車を選択します。
- ・自動車を運転する際は、アイドリングストップなど燃費効率のよいエコドライブを実践します。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

事業者の取組み

- ・自動車台数の適正化に努めるとともに、購入・更新時にはクリーンエネルギー自動車、低燃費車を積極的に導入します。
- ・駐停車中のアイドリングストップなどエコドライブを従業員に徹底するとともに、配送の合理化を図るなど効率的な物流システムの整備に取り組みます。
- ・店舗などを訪れる顧客に対して、アイドリングストップなどを呼びかけます。
- ・従業員に対して、通勤時の公共交通機関利用を推奨します。

4 ごみの減量化・リサイクルの推進

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
市民一人あたりの日ごみ排出量	1,095g	1,016g
リサイクル率	15.4%	29.4%

市の取組み

◇ごみの発生抑制

- ・循環型社会の構築を目指し、徳島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生と排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化・再資源化を推進します。
- ・家庭から発生するごみの減量を進めるため、各家庭で簡単にできる減量策を紹介し、市民に実行してもらう「ごみ減量徳島市民大作戦」を推進します。
- ・買い物時からのごみ減量を進めるため、簡易包装やマイバック運動などを支援・推進します。
- ・地域におけるごみの減量やリサイクルを進めるため、ごみ減量化推進員と連携し、分別指導や減量・再資源化についての啓発を進めます。

◇環境配慮型製品の購入・使用の推進

- ・徳島市エコオフィスプラン及び国等における環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)の基本方針に基づき、市役所が率先して環境配慮型製品の調達に取り組みます。
- ・市民や事業者のグリーン購入を促進するため、人や環境に配慮した商品を提供・販売するエコショップなどの情報提供・発信や啓発に努めます。

◇再使用・再生利用の推進

- ・家庭での生ごみの減量化・資源化を図るため、コンポストや電動式生ごみ処理機の普及を促進します。
- ・分別収集の徹底を図るとともに、町内会や子供会など地域での回収運動による資源ごみのリサイクルを推進します。
- ・家庭や事業所で眠っている不用品の有効利用を促進するため、不用品活用銀行の利用などの情報提供・発信を行います。
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づき、対象となる建設工事における分別解体などの指導を行い、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)のリサイクルを推進します。
- ・公園、道路、学校など公共施設における樹木の剪定木について、堆肥化及びチップ化などのリサイクルを推進します。
- ・下水道終末処理場で発生した汚泥の減量化・再資源化を進めるため、セメント原料化を行い、有効利用します。

◇適正処理の推進

- ・家庭ごみ分別ガイド、広報とくしまなどにより、家庭から排出されるごみの適正処理方法について周知を図ります。
- ・排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者、処理業者などに対して一般廃棄物の適正処理を指導します。
- ・廃棄物の適正処理を安定的・継続的に実施するため、処理施設の維持管理を適正に行うとともに、ごみ・し尿の収集・処理体制を整備します。

市民の取組み

- ・無駄をなくした生活を常に意識し、余分な物や使い捨て商品を買わない努力をします。
- ・買い物の際は、簡易包装の商品をできるだけ選ぶとともに、マイバッグなどを持参してレジ袋の利用を控えます。
- ・エコマークなどのエコラベルを参考に環境に配慮した製品やサービスを選びます。
- ・食材の購入や調理方法などの工夫により、家庭から出る調理くずや食べ残しなどの生ごみを減らします。
- ・家庭から出る生ごみは、生ごみ処理機を活用して堆肥化するなどして減量化やリサイクルに努めます。
- ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを活用するとともに、修理可能な製品は修理して使います。
- ・地域で行われる資源ごみ回収に協力します。
- ・ごみは市で決められた収集日を守り、決められた方法に従って排出します。また、収集されるまでの間、風などにより散乱しないよう配慮します。
- ・ごみ減量化推進員は、各地区内において、ごみの適正排出の指導や不法投棄防止に関する活動を行うとともに、市のごみ減量化・再資源化啓発事業に協力します。

事業者の取組み

- ・事業活動に伴う廃棄物の減量を図るために、製造、梱包、輸送、販売の各段階における環境配慮に努めるとともに、品質管理や在庫管理を強化します。
- ・エコマークなどのエコラベル製品など環境に配慮した製品やサービスを積極的に開発、製造、販売します。
- ・市民のごみ減量・リサイクル意識向上のために積極的にリサイクルや簡易包装など製品に関する環境配慮に関する情報を提供します。
- ・リサイクルの推進のため、スーパーマーケットや小売店においては、食品トレイなど資源ごみの回収運動に協力します。
- ・廃棄物関連の法令・条例を遵守し、排出者の責任において適切に処理します。
- ・廃棄物の処理を委託する場合は、許可を受けた処理業者に適正な処理・リサイクルを委託します。また、産業廃棄物の場合は産業廃棄物管理票(マニフェスト)※により最終処分まで責任をもって管理を行います。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

5 地域の清掃・美化

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
清掃・美化活動参加者数	40,808人	50,000人
不法投棄通報件数	471件	200件以下

市の取組み

◇環境美化運動の推進

- ・徳島市ポイ捨て及び犬のふん害の防止に関する条例により、ポイ捨てや犬のふんの放置を防止します。
- ・地域の環境美化を進めるため、空き地に放置された雑草の除去等に関する条例により、空き地の占有者に雑草の除去指導を行います。
- ・環境美化について啓発を実施するとともに、河川、公園、道路、海岸などでボランティア団体などが実施する清掃・美化活動について支援を行います。

◇不法投棄対策

- ・不法投棄の未然防止のため、定期的に巡回パトロールを実施するとともに、県や警察などの関係する行政機関や市民・事業者と連携し、早期発見、早期措置に努めます。
- ・市民などからの通報や職員などの巡回パトロールにより発見された廃棄物は、管理者に対し適正に処理するよう指導を行うとともに、回収・処理について支援を行います。
- ・不法投棄された場所の所有者又は管理者に対し、再発防止策の指導や協議を行います。

市民の取組み

- ・地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ・ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- ・犬の散歩時には、ふんを放置せず、持ち帰って適切に処理します。
- ・所有地における雑草などの適正管理や不法投棄対策など環境整備に努めます。
- ・不法投棄の防止に向け、パトロールの実施など地域ぐるみで協力を行うとともに、不法投棄を発見した場合は、行政や警察に通報します。

事業者の取組み

- ・事業所周辺の美化維持に努めるとともに、地域の一員として地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ・所有地における雑草などの適正管理や不法投棄対策など環境整備に努めます。
- ・不法投棄を発見した場合は、行政や警察に通報します。

基本目標Ⅲ 良好な水や大気を守り、健康で安心して暮らせるまち

1 水環境・土壌環境の保全

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
水質汚濁に係る環境基準の達成状況	達成	継続達成
生活排水浄化実践重点地域数	0 地域	5 地域
汚水処理人口普及率※	66.0%	72.0% (H28)

市の取組み

◇公共用水域及び地下水の調査

- ・水質に関する環境基準の達成状況や河川の汚濁状況を把握するため、主要な河川や地下水について定期的な調査を実施します。

◇水質汚濁の発生源となる工場・事業場の監視・指導

- ・水質汚濁の発生源となる工場・事業場に対し、水質汚濁防止に関する法令・条例に基づいて立入調査を実施し、排水基準の遵守などの必要な指導を行います。
- ・事業活動に伴う環境への負荷を低減するため、市と事業者が公害の未然防止や環境保全活動に関する協定を締結します。

◇生活排水浄化対策の推進

- ・生活排水の浄化を推進するため、生活排水浄化実践推進員との協働、生活排水浄化実践重点地域の指定などにより、市民との連携を図りながら「家庭でできる浄化対策」の啓発及び取組みを推進します。
- ・生活排水による水質汚濁が見られる中小河川においては、水質調査の実施などにより実態の把握に努めるとともに、計画的な生活排水浄化対策を検討し、推進します。
- ・河川の水質の改善を図るため、公共下水道計画区域においては、効率的な管渠の整備・維持管理などを行うとともに、計画区域外においては、浄化槽の設置・転換を促進します。
- ・生活排水の浄化を推進するため、浄化槽の適正な維持管理について、県などの関係機関と連携し、指導・啓発を行います。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

◇土壌環境対策の推進

- ・ 有害物質の地下浸透を未然に防止するために、工場・事業場に立入調査を実施するとともに必要な指導を行います。
- ・ 工場・事業場の所有者に対し、土地利用の経過・立地条件など現地の実情を勘案し、土地改変機会などをとらえて、敷地内及び周辺土壌の状況把握を促します。
- ・ 農薬による土壌汚染を防止するため、農薬の安全及び適正使用について広報や指導を行います。

市民の取組み

- ・ 洗剤の使用量、調理の際のごみ、食用油の処理などに配慮し、生活排水による負荷を減らすように努めます。
- ・ 公共下水道に積極的に接続するとともに、認可区域外では合併処理浄化槽への振り替えに努めます。
- ・ 浄化槽の管理においては、保守点検、清掃、法定点検を適正に実施します。
- ・ 生活排水浄化実践推進員は、自ら家庭生活で生活排水浄化実践を行うとともに、各地域において生活排水浄化に関する学習会を開催するなど、市の生活排水浄化関連施策に協力します。

事業者の取組み

- ・ 水質汚濁防止に関する法令・条例を遵守するとともに、排水処理の高度化を図るなど、より一層の環境負荷の低減に努めます。
- ・ 農薬や化学肥料などの使用削減に努め、過剰な窒素・りんなどの削減を図ります。

2 大気環境の保全

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
大気汚染に係る環境基準の達成状況	1 項目基準超過	達成

市の取組み

◇大気環境の監視

- ・大気環境測定局に設置した自動測定機器などにより、工場や自動車からの硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質について24時間連続測定により調査します。
- ・県と関係機関と連携し、光化学オキシダント※に関する情報の提供・発信を行うとともに、注意報などの発令時には迅速に市民への周知を行います。

◇事業活動に伴う大気環境負荷の低減

- ・工場・事業場から排出される汚染物質の低減を図るために、発生源となる工場・事業場に対して、県と連携し、立入調査を実施し、規制基準の遵守などの必要な指導を行います。
- ・野外焼却などによる大気汚染への負荷を抑制するために、農林業に伴う剪定枝や使用済み農業用ビニールなどの適正処理について指導や啓発に努めます。

◇自動車排ガスの排出を抑制するための取組み

- ・アイドリングストップ運動やクリーンエネルギー自動車などの導入を推進するとともに、交通渋滞による自動車排ガスの排出を抑制するために自転車利用促進のための整備、交通需要マネジメント(TDM)※施策を推進します。
- ・道路管理者などと環境関連情報の交換ができる体制づくりを進めます。

◇悪臭の発生源となる工場・事業場の監視・指導

- ・悪臭防止法に定める悪臭物質を排出する工場・事業場に対して立入調査を実施し、規制の遵守などの必要な指導を行います。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

市民の取組み

- ・ 家庭ごみや庭木の剪定木、落ち葉などは野外での焼却を行いません。
- ・ 低燃費車や低排出ガス車の購入・利用に努めるとともにエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。

事業者の取組み

- ・ 大気汚染防止に関する法令・条例を遵守するとともに、自主的な削減を進めます。
- ・ 低燃費車や低排出ガス車の購入・利用に努めるとともにエコドライブ(環境に配慮した自動車の使用)を実践します。
- ・ 悪臭に関する法令・条例を遵守するとともに、悪臭物質が外部に漏れないよう設備管理を徹底するなど、周辺環境に配慮します。

3 騒音・振動対策

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
騒音・振動に係る環境基準・要請限度の達成状況	達成	継続達成

市の取組み

◇騒音・振動対策の推進

- ・騒音規制法、振動規制法、徳島県生活環境保全条例に基づき、工場・事業場及び特定建設作業に対し、騒音・振動防止対策などの指導を実施します。

◇騒音・振動の状況の把握

- ・騒音・振動の状況を把握するため、一般環境騒音、道路交通騒音、道路交通振動、航空機騒音の測定を実施します。

◇近隣騒音の防止

- ・各個人のモラル向上や生活の中での気配りができるように、パンフレットなどを活用し、近隣騒音防止の啓発に努めます。

市民の取組み

- ・家屋などを建築・解体する場合は、施工主として、工事業者に建築・解体時の騒音・振動を抑制するよう指示します。
- ・テレビ、楽器などの音は時間帯などを考え、まわりの迷惑にならない大きさにします。
- ・自動車やオートバイを運転する際には、環境にやさしい運転(エコドライブ)を心がけます。

事業者の取組み

- ・騒音・振動に関する法令・条例を遵守し、適切な対策を講じるとともに小規模の騒音・振動発生機器についても周辺地域への影響に十分配慮します。
- ・工事を行う際は、事前に周辺への説明を行い、低騒音型の工事機械の利用や工事時間帯の制限により、できるだけ騒音や振動を発生させないように配慮します。
- ・屋外の音響機器は、設置位置に配慮し、適切な音量で使用します。

4 有害化学物質対策

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
有害化学物質（ダイオキシン類）に係る環境基準の達成状況	達成	継続達成

市の取組み

◇有害化学物質に関する情報の把握・提供

- ・有害化学物質（ダイオキシン類、アスベスト※など）に関する最新の情報を国、県、その他研究機関などから入手し、その把握に努めるとともに、これらの情報を市民・事業者を提供するよう努めます。

◇有害化学物質による環境汚染の防止

- ・公共施設における有害化学物質（アスベスト、PCB※など）の使用や保管状況について把握を行い、適切な対策を講じます。
- ・有害化学物質（ダイオキシン類、アスベストなど）による環境汚染を防止するため、国、県などの関係機関と連携し、指導・啓発に努めます。

◇事業者の自主的な管理の支援

- ・化学物質を扱う工場・事業場に対し、環境マネジメントシステムなどによる自主的な管理を促すとともに、事業者によるリスクコミュニケーション※を支援します。

市民の取組み

- ・ダイオキシン類の発生抑制のため、家庭でのごみ焼却を行いません。
- ・リスクコミュニケーションに参加するなど、化学物質への正しい理解を深めるよう努めます。

事業者の取組み

- ・特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）に定める化学物質適正管理指針などに基づき、化学物質の自主的な管理の改善を行い、化学物質の排出を抑制します。
- ・化学物質の使用においては、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれの少ない物質へ転換を図っていきます。
- ・地域住民とリスクコミュニケーションを行うなど、情報提供に努めます。
- ・石綿（アスベスト）を使用している建築物がある場合は、飛散防止のため、除去、封じ込め、囲い込みなどの対策をとります。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

基本目標Ⅳ 人と自然がふれあい、安らぎを感じるまち

1 身近な自然環境の保全

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
市域における絶滅の危険性がある種※の数	368種	現状維持
自然へのふれあいに関する事業への参加者数	1,870人	10,000人

市の取組み

◇生物多様性の確保

- ・市域に生息する動植物の状況について、市民参加や地域の専門家、市民団体などとの連携により把握するとともに、情報提供・発信を行います
- ・生態系に影響を及ぼす恐れのある外来生物※のうち特定外来種については、飼育や運搬の禁止など流入防止や被害予防に関する情報提供・発信や啓発を行います。
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図ることにより生物の多様性を確保します。

◇ビオトープの保全・創出

- ・河川、水路、ため池、干潟などの水辺における生き物のビオトープ※の保全に努めるとともに、公園などの公共施設においてもビオトープの創出に努め、自然の観察やふれあいの場として活用を図ります。
- ・河川や用排水路の改修などを行う際には、周辺の自然環境や生態系に配慮した多自然型護岸などの整備を推進します。

◇身近な自然とのふれあいの促進

- ・眉山、城山や吉野川河口など自然観察や自然に親しめる場に関する情報を提供・発信するとともに関係機関や地域の専門家、市民団体などとの連携により観察会・学習会を開催するなど自然とふれあう機会の提供に努めます。
- ・森林公園の維持管理を行い、森林の保全及び景観の保持に努めることで、身近な自然環境を保全し、市民が自然とふれあう場を提供します。
- ・徳島市の地域別の自然環境の状況などを紹介した徳島市環境資源情報ガイドブックを活用し、身近な自然についての情報提供・発信を進めます。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

市民の取組み

- ・地域の生態系を理解するため、市や市民団体が実施する生き物調査や自然観察会に参加・協力します。
- ・動植物をむやみに捕獲・採取したり、傷つけたりしないとともに、外来生物については、持ち込みをしません。

事業者の取組み

- ・開発を行う際は、鳥獣保護区や自然公園などの地域指定の規則に従うとともに、自然環境に配慮した工法を採用します。
- ・事業所内に緑を増やすなどして、ビオトープの創出に努めます。

2 緑化の推進

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
一人あたりの都市公園面積	12.41m ²	24.04m ²

市の取組み

◇緑化の普及・啓発

- ・ 緑の相談所や植物園を緑化推進の拠点とした緑の情報の提供や緑化フェアなどを通じて緑化意識の普及、啓発活動を推進します。
- ・ 樹木の保全と緑化を推進するため、徳島市緑化条例に基づき保存樹木の指定を行うとともに維持管理を奨励します。
- ・ 工場、商業地においては、工場立地法による緑地の確保や徳島市緑化条例に基づく緑地協定の締結により緑化を進めます。
- ・ 徳島市緑の基本計画や都市景観デザインマニュアルに基づき、公共施設において、積極的に緑化を進めるとともに、道路においても多くの街路樹の植樹を進めます。

◇都市公園の整備

- ・ 環境保全、防災、レクリエーションなどの観点から、都市公園や緑地の体系的な整備を図ります。

市民の取組み

- ・ 緑に対する意識を高め、守り育む努力をします。
- ・ 近隣公園や街路樹などの緑の保全や整備に協力します。
- ・ 生け垣の設置や庭木の植栽など家の庭や周辺などの緑化に努めます。

事業者の取組み

- ・ 事業の実施にあたっては、緑地を確保し、身近な環境の緑化に努めます。
- ・ 工場、事業所においては、敷地内での植栽、敷地境界や屋上の緑化に努めます。

3 里地・里山の保全・創造

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
森林及び耕作地面積	7,320ha	現状維持
エコファーマー認定者数（累計）	62人	100人

市の取組み

◇森林・農地の保全

- ・ 眉山や日峯山など生き物の生息地となる市街地や周辺部の樹林について、風致地区や緑地保全地区への指定・拡大により保全を図るとともに、農地など身近な緑地の保全に努めます。
- ・ 本市の緑の骨格をなす四国山地に属する山々や丘陵地における山林について、徳島市森林整備計画に基づき森林の整備、市有林の適切な維持管理など地域の自然的社会的条件に応じて緑の環境の保全に努めます。
- ・ 緑豊かな田園風景を形成する農地について、中山間地域の農地確保や耕作放棄地の復旧活動を支援するなど農業の維持によりその保全を図ります。
- ・ 森林・農地に関わる小川・用水路について、適切な維持・管理が行われるよう支援するとともに、生息する生き物に配慮した整備に努めます。

◇環境保全型農業の推進

- ・ 堆肥の活用や農薬・化学肥料の使用量を削減する技術などの普及啓発をすることにより、持続性の高い農業(エコファーマー※)の育成に努めます。
- ・ 農業用プラスチックについては、使用後の回収・再利用を適切に実施するとともに適切な管理方法についての啓発を行います。
- ・ 家畜ふん尿の堆肥化や適切な管理を推進することにより、家畜ふん尿に起因する悪臭、水質汚濁を防止します。

◇地産地消の推進

- ・ 徳島市の豊かな自然環境の中で生産された農作物に対する認識を深め、地元で消費する地産地消の取組みを支援することで生態系の一つである農地を維持します。
- ・ 農林水産物のPRと生産者と消費者の交流を図るとともに、地域や学校などにおける食育を通じて、地産地消を推進します。
- ・ 市民農園などの開設の支援や農業体験など、市民が農作業を通じて自然の循環の仕組みや自然の恵みを体験しながら環境保全への認識を高める機会を創出します。

※がついた用語については、参考資料に「用語解説」があります。

市民の取組み

- ・ 市民農園や市民菜園、農業体験などを通じて、農地が持っている環境保全機能など農業及び農地の大切さについて、理解を深め、その保全に協力します。
- ・ 地場でつくられた農作物を優先的に消費します。

事業者の取組み

- ・ 動植物の生息・生育環境や保水機能などを持つ農地の保全に寄与するために、自然とふれあえる農業体験の場や機会の提供・支援を行います。
- ・ 農薬の減量化や適正利用、農業用資材の適切な管理に努めるなど環境保全型農業に取り組みます。

4 環境に配慮したまちづくり

【定量目標】

指 標	現状値(H21)	目標値(H32)
街づくりデザイン賞の表彰件数（累計）	76件	105件
「水辺空間の創出」に対する市民満足度	2.77 (H20)	3.00

市の取組み

◇適切な土地利用の推進

- ・公共事業の実施にあたっては、土地利用をはじめ周辺の自然環境に配慮します。
- ・大規模な建築物や開発行為に対して、住民と行政が協働して土地利用に対する諸制度などを活用することにより、地域の特性に留意し、地形の改変を最小限に抑制するなど、自然環境に配慮した土地利用を推進します。
- ・「大規模小売店舗立地法」における環境指針に基づき、周辺地域の生活環境の保全のための措置や廃棄物の減量化などの的確な対応を図ります。
- ・企業と公害防止協定や地域協定を締結し、緑化の推進や周辺地域の生活環境の保全のための措置を講ずるなど良好な地域環境の形成を促進します。

◇自然景観の保全と活用

- ・公共建築物・施設の整備にあたっては、都市景観デザインマニュアルなどの活用により、指導や助言を行い、自然や文化、風土に根ざした施設づくりを推進します。
- ・自然的景勝地を有する地区を風致地区として指定し、開発行為・建築物などに対して規制・指導を行い、緑地や自然景観の保全に努めます。
- ・水と緑に囲まれた豊かな自然環境を生かしたまちづくりを推進するため、景観まちづくり条例(仮称)を制定します。
- ・都市デザインセミナーの開催、街づくりデザイン賞などを通じて、市民のまちづくりに対する意識高揚を図ります。
- ・とくしま市民遺産の活用を通じ、地域住民の地域を愛する気持ちを育むことで、地域の自然環境や良好な景観資源の保全に努めます。

◇地域の特性に応じたアメニティ空間の創造

- ・新町川・助任川のひょうたん島を拠点として、護岸修景・遊歩道や新たな船着場の整備などを進めるとともに地域資源であるLEDを活用した景観整備を行うなど、水を生かしたまちづくりを進めます。
- ・海辺や河川などにおいては、自然環境に配慮した整備や維持管理を行うことで、多くの生き物が生息・生育できる環境の確保に努めるとともに、市民に親しまれる水辺空間の創出に努めます。
- ・身近な緑地、樹林などを保全・整備し、市民が気軽に自然と憩い、ふれあえる緑の空間づくりを進めます。

◇開発事業に伴う環境影響評価

- ・開発事業による環境に及ぼす影響を未然に防止するため、環境影響評価法、徳島県環境影響評価条例に基づき、事業者が環境影響評価に係る調査・予測・評価を適切に行い、環境への影響を回避・低減した事業が行われるよう、県と連携を強め対処していきます。

市民の取組み

- ・地域のまちづくりに積極的に参加します。
- ・家の新築・改築時には、規模やデザインなど周辺景観との調和を図り、良好な景観づくりに努めます。
- ・身近な生き物の生息状況などの環境情報の提供や意見書の提出などにより、環境影響評価の手続きに参加するよう努めます。

事業者の取組み

- ・建築物・広告物などの配置・形態は、周辺の景観と調和するよう配慮します。
- ・自然環境などに配慮した計画的な土地利用を推進します。
- ・環境影響評価に基づき、事業の実施による環境への負荷の回避・低減に努めます。



第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

1 徳島市環境調整会議

本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議する組織として設置している「徳島市環境調整会議」（会長：第一副市長、委員：各部局の部長など）及び幹事会（幹事長：市民環境部長、幹事：各部局の副部長など）において、計画の円滑な推進と進行管理及び環境に関する各種施策や事業の総合的な調整などを進めていきます。

2 とくしま市民環境懇談会

環境保全に関する情報交換など交流の場として各主体の連携を強化するだけでなく、環境保全への取組みについて積極的な働きかけを行う実践的な役割を担うものとして、毎年、とくしま市民環境懇談会を開催しています。

徳島市環境基本計画をより一層推進するために、とくしま市民環境懇談会を中心として市民・事業者・市の三者の交流を図っていきます。

また、市が実施する各種事業では、それぞれに連携している市民（市民団体）・事業者がいることから、それらを一つの組織としてまとめ、部会などの単位により、提案・意見の提出、取組みが実践できるようネットワークの強化を検討します。

3 県、近隣市町村、大学などとの連携

計画を効果的に推進するため、県や近隣市町村、大学、その他関係機関と連携しながら取組みを進めます。

2 計画の進行管理

1 環境基本計画の周知

環境基本計画に掲げる望ましい環境像の実現を目指して、市民・事業者・市が連携して積極的に取組みを推進していくため、様々な機会を通じて、環境基本計画の目的、内容や推進体制などを広報紙やホームページへの掲載、概要版の配布などにより周知します。

2 環境マネジメントシステムの運用

計画に基づく施策の実施にあたっては、徳島市環境基本条例第19条の規定(環境管理の実施)に基づき、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を繰り返すPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムの運用により、年度毎の実践目標の設定、実施状況の調査を行い、環境調整会議において点検・評価のうえ改善を図ります。

3 他の行政計画との調整

計画は、徳島市総合計画をはじめ、他の部門の関連計画と調整を図りながら、推進します。

また、環境の状況や施策の実施状況を評価するための定量目標についても、他の行政計画と調整を図り、必要に応じて修正・追加を行います。

4 年次報告書の作成と公表

徳島市環境基本条例第9条の規定(環境の状況等の公表)に基づき、環境の状況や計画に基づいて市が講じた施策の実施状況、点検・評価の結果などをまとめた年次報告書を作成し、公表します。

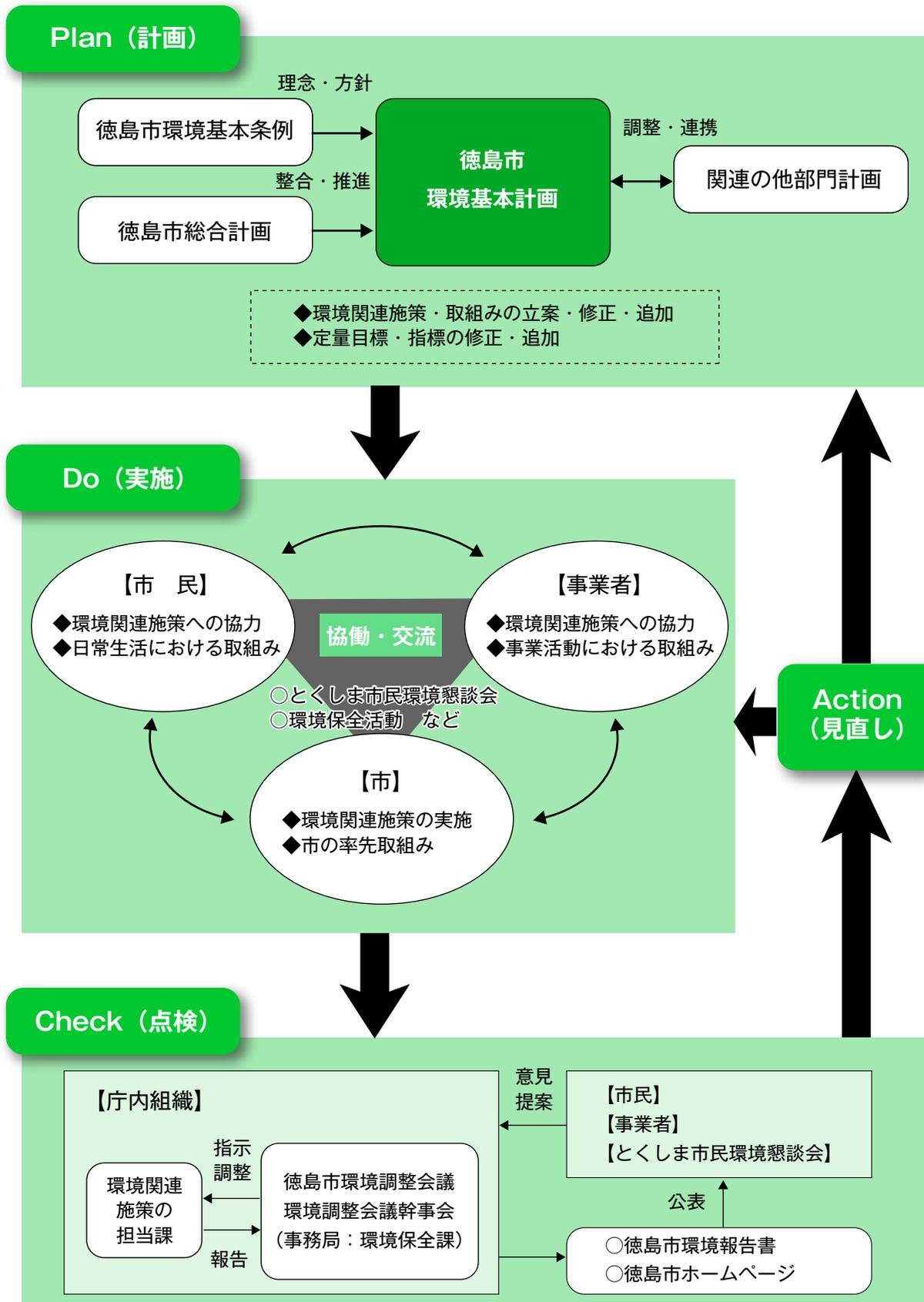
年次報告書は、インターネットで全文を公開し、取組みの内容、公表したデータなどについて市民や事業者の意見を募集します。

5 計画の見直し

社会経済情勢や環境問題の変化などにより、現時点で想定していない課題などが生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを実施します。

なお、個別の事業・施策については環境マネジメントシステムの運用に基づき、適宜改善を行います。

■計画の推進体制と進行管理の関連図





参考資料

- 1 策定経過
- 2 策定体制
- 3 徳島市環境基本条例
- 4 環境基準等
- 5 用語解説

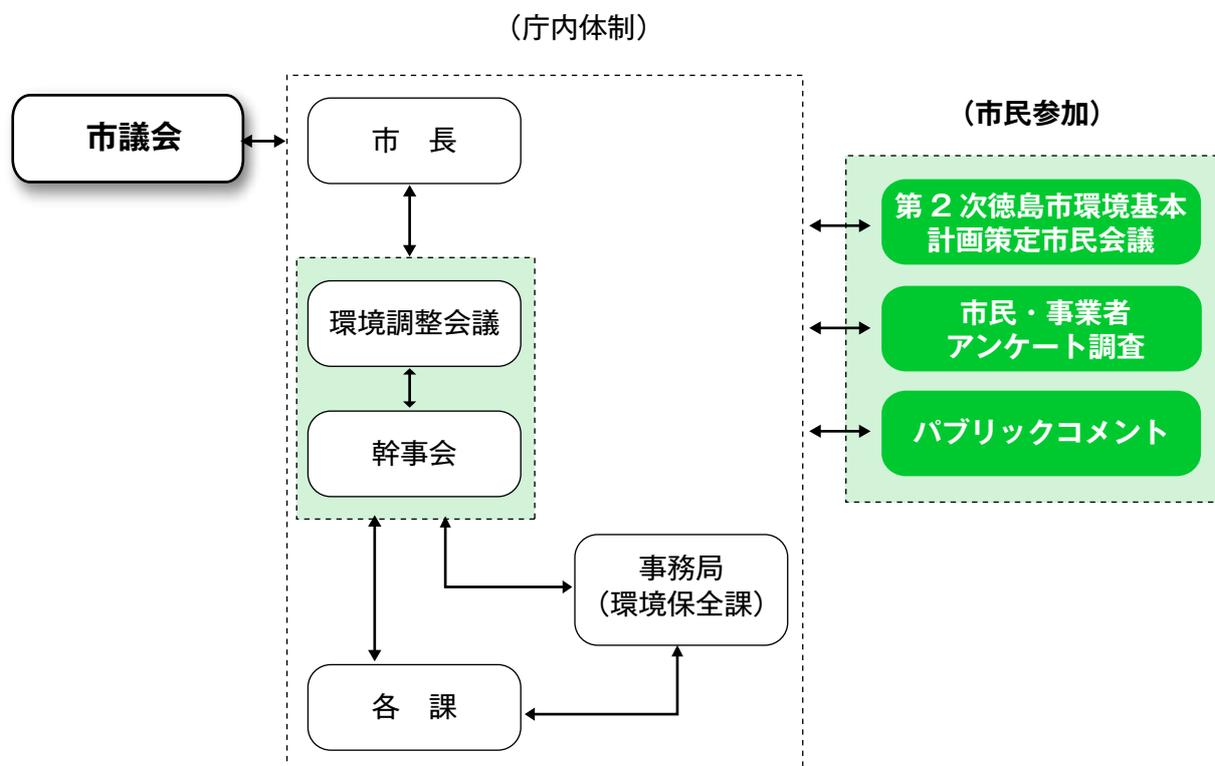


1 策定経過

平成21年	5月11日	第28回徳島市環境調整会議幹事会 ・ 第2次徳島市環境基本計画の策定について
	5月18日	第20回徳島市環境調整会議 ・ 第2次徳島市環境基本計画の策定について
	6月4日	第2次徳島市環境基本計画策定のための基礎調査 (～平成22年3月31日)
	7月17日	第2次徳島市環境基本計画策定のためのアンケート調査 (市民及び事業者) (～7月31日)
	9月1日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議委員に係る市民公募 (～9月15日)
	10月6日	第2次徳島市環境基本計画策定のための環境関連施策調査(各課照会) (～10月21日)
	10月21日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議発会式(第1回会議) ・ 策定の基本事項、第1次計画の概要・進捗状況
	10月26日	第30回徳島市環境調整会議幹事会 ・ 第2次徳島市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果について
	11月2日	第22回徳島市環境調整会議 ・ 第2次徳島市環境基本計画策定のためのアンケート調査結果について
	11月27日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第2回会議) ・ 徳島市の環境に関する特性と課題
平成22年	1月14日	環境活動団体による交流会の開催
	1月19日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第3回会議) ・ 望ましい環境の将来像と基本目標
	3月31日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第4回会議) ・ 環境施策と推進方法

平成22年	4月22日	第2次徳島市環境基本計画の施策の確認(各課照会) (~5月14日)
	5月10日	第31回徳島市環境調整会議幹事会 ・第2次徳島市環境基本計画の策定状況について
	5月17日	第23回徳島市環境調整会議 ・第2次徳島市環境基本計画の策定状況について
	6月18日	第2次徳島市環境基本計画素案の確認(各課照会) (~7月9日)
	6月30日	第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(第5回会議) ・第2次徳島市環境基本計画の素案について
	7月26日	第32回徳島市環境調整会議幹事会 ・第2次徳島市環境基本計画(案)について
	8月2日	第24回徳島市環境調整会議 ・第2次徳島市環境基本計画(案)について
	8月30日	徳島市議会文教厚生委員会 ・第2次徳島市環境基本計画(案)について
	9月21日	第2次徳島市環境基本計画(案)への意見募集 (パブリックコメント手続) (~10月20日)
	11月8日	第33回徳島市環境調整会議幹事会 ・第2次徳島市環境基本計画(最終案)について
	11月15日	第25回徳島市環境調整会議 ・第2次徳島市環境基本計画(最終案)について
	11月26日	徳島市議会文教厚生委員会 ・第2次徳島市環境基本計画(案)について
	12月21日	第2次徳島市環境基本計画(案)への意見募集(パブリックコメント手続)の結果公表 (~平成26年3月31日)
12月16日	第2次徳島市環境基本計画の策定	

2 策定体制



1 第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議設置要綱

(設置)

第1条 第2次徳島市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するにあたり、幅広く市民等の意見を求めるため、第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次の掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 徳島市における環境問題についての現状と課題に関すること。
- (2) 徳島市における環境保全施策に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関すること。

(構成)

第3条 市民会議は、委員13名以内をもって組織する。

2 委員は、環境問題に関し、知識経験を有する者、公募市民等のなかから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成22年度の基本計画策定までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は市民会議を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、市民環境部環境保全課とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

第2次徳島市環境基本計画策定のための市民会議 委員名簿

氏名	所属等	備考
あべ けんいちろう 阿部 謙一郎	徳島県中小企業団体中央会専務理事 (平成22年6月2日～)	
いわみ ひろやす 岩見 宏康	徳島市 eco リーダー会代表	
おおすみ きよみ 大住 清美	徳島市消費者協会会長	
かがわ ひろあき 賀川 浩明	徳島県中小企業団体中央会専務理事 (～平成22年6月1日)	副会長
こうづき やすのり 上月 康則	徳島大学大学院ソシオテクノサイエンス研究部教授	会長
こんどう こよみ 近藤 こよ美	市民公募委員	
さわたり きみえ 佐渡 君江	四国大学生生活科学部准教授	
しまだ かずお 島田 和男	徳島市コミュニティ連絡協議会会長	
たむら ただゆき 田村 忠之	徳島商工会議所専務理事	
つがわ なちこ 津川 なち子	NPO 法人徳島環境カウンセラー協議会事務局長	
みたに なおこ 三谷 直子	市民公募委員	
もりもと はつよ 森本 初代	市民公募委員	
もりもと こうじ 森本 康滋	徳島県自然保護協会会長	
やの あさみ 矢野 麻美	市民公募委員	

(五十音順、13名)

2 徳島市環境調整会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、庁内関係部局の連絡及び調整を図り、必要な事項について審議するため、徳島市環境調整会議(以下「環境調整会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 環境調整会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 徳島市環境基本計画の推進に関すること。
- (2) 徳島市エコオフィスプランの推進に関すること。
- (3) 環境基本条例に関すること。
- (4) ISO14001に関すること。
- (5) 地球温暖化対策推進計画に関すること。
- (6) その他、環境施策に関すること。
- (7) 環境行政の総合的調整及び推進に関すること。

(組織)

第3条 環境調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、第一副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、第二副市長をもって充てる。
- 4 委員は、企画政策局長、各部の部長、危機管理監、消防局長、水道局長、交通局長、病院局長、教育長及び理事をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、環境調整会議を総括する。

- 2 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した順位により、その職務を代行する。

(幹事会)

第5条 環境調整会議に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、所掌事項の調査研究及び調整等を行う。
- 3 幹事は、市民環境部長、各部の副部長、副危機管理監、行政管理総室長、まちづくり推進総室長、会計管理者、企画政策局、消防局、水道局、交通局、病院局及び教育委員会の各次長をもって充てる。
- 4 幹事会は、市民環境部長が招集し、会議の議長となる。
- 5 市民環境部長が不在の場合は、あらかじめ指名された副部長がその職務を代行する。

(資料等の提出)

第6条 会長等は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出を求めることができる。

(意見の聴取)

第7条 会長等は、必要があると認めるときは、関係者に会議等への出席を求め、事案等については説明又は、意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 会長等は、必要と認める事項があるときは、市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 環境調整会議に関する庶務は、市民環境部環境保全課において処理する。

(必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成12年8月7日から施行する。

付則

この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

付則

この要綱は、平成14年11月25日から施行する。

付則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成18年5月24日から施行する。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

徳島市環境調整会議 委員名簿

	職 名	
会 長	第 一 副 市 長	
副 会 長	第 二 副 市 長	
委 員	企 画 政 策 局 長	危 機 管 理 監
	総 務 部 長	理 事
	財 政 部 長	消 防 局 長
	市 民 環 境 部 長	水 道 局 長
	保 健 福 祉 部 長	交 通 局 長
	経 済 部 長	病 院 局 長
	都 市 整 備 部 長	教 育 長
	土 木 部 長	

徳島市環境調整会議幹事会 幹事名簿

	職 名	
幹 事 長	市 民 環 境 部 長	
幹 事	企 画 政 策 局 次 長	土 木 部 副 部 長
	行 政 管 理 総 室 長	副 危 機 管 理 監
	総 務 部 副 部 長	消 防 局 次 長
	財 政 部 副 部 長	会 計 管 理 者
	市 民 環 境 部 副 部 長	教 育 次 長
	保 健 福 祉 部 副 部 長	水 道 局 次 長
	経 済 部 副 部 長	交 通 局 次 長
	都 市 整 備 部 副 部 長	病 院 局 次 長
	ま ち づ くり 推 進 総 室 長	

3 徳島市環境基本条例

平成15年3月24日 条例第8号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針(第7条)

第2節 環境基本計画(第8条・第9条)

第3節 環境の保全及び創造のための施策等(第10条—第25条)

第4節 地球環境保全(第26条)

第5節 施策の推進体制の整備(第27条・第28条)

附則

四国三郎として全国に知られる吉野川の雄大な流れと眉山、城山などの緑豊かな自然に恵まれた私たちのまち徳島市は、阿波おどりや人形浄るりなどの独自の伝統文化を育み、東四国の拠点都市として発展を続けてきた。

しかし、発展を支えてきた都市の活動は、私たちに豊かな生活をもたらした反面、資源やエネルギーを大量に消費し、廃棄物を大量に排出した結果、環境への負荷を著しく増大させ、地域の環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた環境を損なうことなく、より良いものとして将来の世代に引き継ぐ役割を担っている。

私たちは、このような認識の下、環境の世紀である21世紀の主人公として、地球への思いやりを持ち、一人一人が協働して環境への負荷の低減に努める必要がある。

ここに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造するとともに、「快適で安らぎのあるまち・とくしま」を将来に引き継ぐため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 環境を良好な水準に保ち、維持することをいう。
- (2) 環境の創造 良好な環境が維持できるよう、又は健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるよう、より良い環境を創り出すことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(4) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生することができ、かつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指して、市、事業者及び市民のそれぞれの役割分担の下に、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、市、事業者及び市民のすべてが自らの課題であることを認識し、それぞれの施策、事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、公害の防止、廃棄物の適正な処理、自然環境の保全その他環境の保全上の支障の防止のために必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る指針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、健康で安心して暮らせる生活環境を保全すること。

- (2) 生物の多様性を確保するとともに、多様な自然環境を保全すること。
- (3) 人と自然が触れ合える潤いと安らぎを感じる快適な環境を創造すること。
- (4) 資源の循環的利用を推進し、地球環境保全に資すること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年度、市域の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

(事業等の立案及び実施における環境配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業等の立案及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造に配慮するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価への対応)

第11条 市長は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び徳島県環境影響評価条例(平成12年徳島県条例第26号)の規定に基づき、県知事から環境の保全の見地からの意見を求められた場合には、環境基本計画との整合を図った上で意見を述べるものとする。

(規制等の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために、必要な規制、指導その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(河川等の水質の保全)

第13条 市は、河川等の水質を保全するために、水質の汚濁の原因となるおそれのあるものの低減その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第14条 市は、人と自然との豊かな触れ合いを確保するために、水辺地や緑地等の多様な自然環境の保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の保全及び創造に当たっては、生物の多様性の確保に努めるものとする。

(良好な景観の形成)

第15条 市は、地域の環境の特性を生かした良好な景観を形成するために、必要な措置を講ずる

よう努めるものとする。

(誘導の措置)

第16条 市は、事業者及び市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共的な施設の整備等の推進)

第17条 市は、一般廃棄物処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減のための交通施設(移動施設を含む。)等の整備その他環境の保全上の支障を防止するための事業の推進に努めるものとする。

2 市は、地域の特性及び環境資源を生かした快適な環境の創造に資するための公共的な施設の整備に努めるものとする。

(資源等の循環的な利用促進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等に努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境管理の実施)

第19条 市は、その事業活動に係る環境の保全に関する取組を進めるに当たり、自ら環境に関する方針や目標等を設定し、これらの達成に向けて取り組む環境管理の実施に努めるものとする。

2 市は、事業者による前項の環境管理が促進されるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第20条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、事業者及び市民の自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進を図るため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実について必要な措置を講ずるものとする。

(事業者及び市民の自発的な活動の促進)

第21条 市は、事業者及び市民が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第22条 市は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に資する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民環境週間)

第23条 事業者及び市民に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島市民環境週間を設ける。

2 徳島市民環境週間は、6月1日から1週間とする。

3 市は、徳島市民環境週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(調査及び研究)

第24条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測その他環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に必要な事項の調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第25条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

第4節 地球環境保全

(地球環境保全)

第26条 市は、事業者及び市民と協働して地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第5節 施策の推進体制の整備

(推進体制の整備)

第27条 市は、その機関相互の連携を図り、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(国、県及び他の地方公共団体との協力)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策で、広域的な取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている環境の保全及び創造に関する市の基本的な計画であつて、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第8条の規定により定められた環境基本計画とみなす。

4 環境基準等

1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

2 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

(公共用水域) ※備考:海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下		

(2) 生活環境の保全に関する環境基準
(河川) ※湖沼を除く

ア

項目 累型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100mℓ)
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	2以下	25以下	7.5以上	1,000以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	3以下	25以下	5以上	5,000以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5～8.5	5以下	50以下	5以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0～8.5	8以下	100以下	2以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0～8.5	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 // 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 // 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 // 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 // 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 // 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 // 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	水生生物の生育状況の適応性	基準値
			全亜鉛
生物 A		イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 A		生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下
生物 B		コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下
生物特 B		生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下

(海域)

ア

項目 累型	利用目的の適応性	基準値				
		pH	BOD (mg/ℓ)	DO (mg/ℓ)	大腸菌群数 (MPN/100ml)	n-ヘキサン抽出 物質(油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8~8.3	2以下	7.5以上	1,000以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8~8.3	3以下	5以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0~8.3	8以下	2以上	—	—

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利水目的の適応性	基準値	
		全窒素 (mg/ℓ)	全磷 (mg/ℓ)
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.2以下	0.02以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く)	0.3以下	0.03以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く)	0.6以下	0.05以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1以下	0.09以下

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 // 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 // 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下

3 地下水質の水質汚濁に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	ふっ素	0.8mg/ℓ以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

4 水浴場の判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界2個/100ml)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (または1m以上)
	水質 A 100個/100ml以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下 (湖沼は3mg/ℓ以下)	全透 (または1m以上)
	水質 B 400個/100ml以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
	水質 C 1,000個/100ml以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～ 50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満

5 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境基準値	項目	環境基準値
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	ジス-1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
有機燐	検液中に検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	1,3-ジクロロプロパン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
P C B	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。		

6 騒音・振動に係る環境基準・要請限度

(1) 騒音に係る環境基準

区 分		類型AA	類型A	類型B	類型C	
環 境 基 準	昼間	6:00~22:00	50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下
	夜間	22:00~6:00	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下
	区 分			2車線以上の車線 を有する道路に面する地域	2車線以上の車線 を有する道路に面する地域	車線を有する道路 に面する地域
	昼間	6:00~22:00		60デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下
	夜間	22:00~6:00		55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値を適用します。 昼間：70デシベル以下 夜間：65デシベル以下 備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。						
指定地域		類型AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域			
		類 型 A	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域			
		類 型 B	第1・2種住居地域、準住居地域			
		類 型 C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

(2) 自動車騒音の要請限度

区 分		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線
昼間	6:00~22:00	65デシベル	70デシベル	65デシベル	75デシベル	75デシベル
夜間	22:00~6:00	55デシベル	65デシベル	55デシベル	70デシベル	70デシベル
また、上記の区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域については、次の要請限度値を用います。 昼間：75デシベル 夜間：70デシベル						
区域区分		a区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域			
		b区域	第1・2種住居地域、準住居地域			
		c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域			

(3) 道路交通振動の要請限度

区 分		第1種区域	第2種区域
昼 間	07:00 ~ 19:00	65 デシベル	70 デシベル
夜 間	19:00 ~ 07:00	60 デシベル	65 デシベル
区域区分	第1種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域	
	第2種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域	

7 ダイオキシン類に係る環境基準

区分	大気	水質 (水底の底質を除く)	水底の底質	土壌
基準値	0.6pg-TEQ/m ³ 以下 (年平均値)	1 pg-TEQ/l以下 (年平均値)	150pg-TEQ/g以下	1,000pg-TEQ/g以下

- (備考) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム
 2 TEQ (ティー・イー・キュー) : 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値
 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施する。

5 用語解説

【ア】

○ISO14001

国際標準化機構であるISOが発行した環境マネジメントシステムに関する国際規格。企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に改善されるシステムを構築するための要求事項が規程されている。

○アイドリングストップ

自動車の排気ガスによる大気汚染や地球温暖化、騒音防止のため、駐車中の自動車のエンジンをかけっ放しにするアイドリングを自粛すること。

○悪臭物質

特有のにおいを持つ化合物は40万種にも達するといわれているが、悪臭を発生する物質を化学的にみると、窒素や硫黄を含む化合物のほか、低級脂肪酸などがあげられる。悪臭防止法では22の物質を規制物質(特定悪臭物質)として定めている。

○アメニティ空間

生活環境の評価の要素として、安全性、保健性、利便性、快適性のそろった生活の場所として望ましい空間。

○アスベスト(石綿)

天然にできた鉱物繊維で、熱に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど丈夫で変化しにくいという特性がある。飛散したアスベストを吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15年～40年の潜伏期間を経て、悪性中皮腫などの病気を引き起こす恐れがある。

○硫黄酸化物(SO_x)

二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)などの硫黄と酸素の化合物の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃焼することにより発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気の汚染の状況を把握するために設置される。硫黄酸化物、窒素酸化物など大気汚染物質について24時間連続測定による常時監視を行っている。徳島市には4局設置されている。

○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィスなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

○エコアクション21

環境省が作成した、主に中小企業を対象に省資源・省エネルギー、廃棄物削減、事故などによる環境リスクの未然防止を行う手順を定めた環境経営システム。

○エコショップ

人や環境に配慮した商品を提供・販売する企業、店舗などのこと。

○エコドライブ

急発進、急加速などの運転操作をやめ、駐車中はアイドリングストップを実践するなど、ガソリンを無駄に使わないような運転を心がけること。

○エコファーマー

化学肥料や化学農薬を減らした環境にやさしい「持続性の高い農業生産」を実践し、知事に認定された農業者の愛称。

○エコマーク

環境に配慮した製品であることを示すエコラベル(環境ラベル)のひとつ。(財)日本環境協会のエコマーク事務局が運営しており、エコマークを使用するためには、審査を通じて認定を受ける必要がある。

○SS (浮遊物質)

水中に浮遊している粒径2mm以下の小粒状物質の量のこと。水の濁りの原因となるもの。魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成を妨害するなどの有害作用がある。

○ESCO事業

ESCO事業者が建物の持ち主に代わって、インバーター制御機器、自家発電機などの省エネルギー設備の投資を行い、節約できた光熱費をESCO事業者と建物の持ち主が分け合うというもの。経費をかけずに施設の省エネルギー改修を行うことができる。

○MPN (Most Probable Number、最確数) /100m ℓ

大腸菌数などを調べる場合、直接数をかぞえずに、統計的確率から割り出した「大腸菌群数最確数表」を使って大腸菌群数を読みとるが、それを100m ℓ 中の数として表したもの。

○LED (発光ダイオード)

発光ダイオードは電気を流すと発光する半導体の一種で、省電力、長寿命、高輝度であるため、交通信号灯や景観照明だけでなく、家庭での照明への利用が進んでいる。

○汚水処理人口普及率

下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティプラントの汚水処理施設による整備人口の総人口に対する割合のこと。

○オゾン層

オゾンを高濃度に含む地表20~25kmの下部成層圏にある層。生物にとって有害な紫外線を吸収する作用をもっているが、フロンなどの影響でオゾン層が破壊され、有害な紫外線の増大により、皮膚ガンや生態系への影響が懸念されている。

○温室効果ガス

大気中の二酸化炭素などは、太陽の光エネルギーを通す一方、地表面から放射される赤外線を吸収するため、大気の温度を上昇させる作用をもっている。こうした気体を温室効果ガスという。京都議定書においては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)の6物質とされる。

【カ】

○外来生物

国外や国内の他地域から人為的(意図的又は非意図的)に持ち込まれて、本来の分布域を越えて生息又は生育している生物。特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)により指定された生物を特定外来種という。平成22年2月の第6次指定により合計97種類が指定されている。

○学校版環境ISO

徳島県教育委員会が「環境首都とくしま憲章」の制定に併せて、学校の環境教育の中に位置づけた、徳島県独自の認証システム。その取得を通じて、各学校において児童・生徒、教職員が一体となった継続的かつ自立的な環境保全活動を推進することを目的としている。

○合併処理浄化槽

し尿のほか、台所、風呂、洗濯などの生活排水を併せて処理する施設。関係法令の改正により、現在では合併処理浄化槽のみを浄化槽として扱っているため、し尿だけを処理する単独処理浄化槽は設置ができなくなるとともに、浄化槽への転換が進められている。

○カーボンオフセット

温室効果ガスの排出量削減には限界があることから、CO₂を吸収する植林やクリーンエネルギー事業などに投資することによって排出してしまったCO₂量を相殺(オフセット)する仕組み。

○環境影響評価(環境アセスメント)

環境に大きな影響を及ぼす事業について、その事業の実施にあたり、あらかじめその事業の環境への影響を調査、予測、評価し、その結果に基づき、適正な環境配慮を行うこと。

○環境家計簿

家庭での電気やガス、水道などのエネルギー使用量やゴミの量などを集計して、二酸化炭素排出量を計算し、各家庭が環境にどの程度の負荷を与えているかを知ることができるように設計された家計簿。

○環境基本法

環境保全に関する多様な施策を総合的・計画的に進めていくため「公害対策基本法」に代わる新たな法的枠組みとして、平成5年に制定された。

環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしている。

○環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたとしても、すぐに健康に悪い影響が表れるものではない。

○環境配慮型製品

資源を再利用した商品、使用時や廃棄時に環境への負荷の少ない製品。代表的なものとして、(財)日本環境協会が認定を行う、国際標準化機構(ISO)の14024で定められたタイプ I 環境ラベルであるエコマーク商品がある。

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能をいかし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続可能な農業のこと。

○環境マネジメントシステム

組織が環境をよくするために、Plan (計画)、Do (実施)、Check (点検)、Act (見直し)のPDCAサイクルにより環境に与える影響を継続的に改善する仕組みのこと。

○環境リーダー

本市では、日常生活の中で環境保全のための取組みを実践するとともに、市民や子供たちに対して環境保全のための取組みを普及・啓発する市民を「環境リーダー」として登録する事業を実施しており、人材育成や自主的な環境活動などの支援を行っている。

○近隣騒音

飲食店などの営業騒音、拡声器使用の商業騒音、家庭の電化製品や楽器、ペットの鳴き声などが原因の生活騒音を総称している。

生活騒音は、工場騒音などと異なり、規制が難しいことから、解決策として各人の生活マナー向上や近隣への気遣いが不可欠である。

○気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

国連環境計画と世界気象機関により設置された組織で、世界の第一線の専門家が地球温暖化について科学的な評価を行い、最新の科学的知見を取りまとめた報告書を公表している。

○グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質だけでなく、「環境」の視点を重視し、環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

○クールビズ・ウォームビズ

オフィスの室温を冷房28℃、暖房20℃にした場合でも「効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏や秋冬のビジネススタイルの愛称。クールビズではノーネクタイ、ウォームビズでは重ね着などが例として挙げられる。

○クリーンエネルギー自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ないソーラーカー、電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド自動車などをいう。

○群落

様々な種が同一場所に集まり、いっしょに生活している集団のこと。

○光化学オキシダント

工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こしてつくられるオゾンなどの酸化性物質の総称。高濃度になると、眼やのどの刺激や呼吸器への影響を及ぼす。

○公害

環境基本法では、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染及び地盤沈下によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じていることとされている。

○公害防止協定

公害防止の一つの手段として、地方公共団体又は住民と企業との間に締結される協定。法令の規制基準を補完し、地域に応じた公害防止の目標の設定、具体的な公害対策の明示などについて定める。

○公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域及びこれらに接続する灌漑水路などのことで、公共下水道などの終末処理場に接続している下水道などを除いたものをいう。

○交通需要マネジメント(TDM)

交通手段や時間の変更、経路の変更などにより、人々の交通行動の変更を促して、交通需要量の調整を図り、道路の混雑を緩和し、大気汚染などを減らす取り組み。

○こどもエコクラブ

環境省が、地方公共団体との連携の下、全国の小中学生を対象に自主的に行う環境に関する学習・活動の支援を行うクラブ。クラブの子どもたちが、地域の中で楽しみながら学習・活動ができるようプログラムや情報の提供を行っている。

○コンポスト

台所から出る生ごみなどを微生物の働きによって堆肥化したもの。

【サ】

○再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、風力などの自然エネルギーや廃棄物の焼却に伴う熱エネルギーなど繰り返し利用が可能なエネルギーのこと。

○三角州

河川によって運ばれてきた砂や泥が、河口付近に堆積して形成された低平な堆積地形のこと。

○産業廃棄物管理票(マニフェスト)

産業廃棄物の排出事業者が処理を委託するときに、産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入することで処理の流れを把握し、適正な処理が行われるように監視するためのもの。

○COD (Chemical Oxygen Demand,化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解するために必要な酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示し、海域や湖沼の水質の代表的な指標として用いられる。

○資源ごみ

紙、紙くず、アルミニウム、ガラスびん、布など再生利用可能なごみのこと。

○持続可能な開発のための教育(ESD)

持続可能な社会の実現を目指し、私たち一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

○市民農園

都市の住民が、週末や休暇などに趣味として作物をつくる小規模な農園。

○市民満足度

本市が策定している第4次総合計画に基づく各施策の取り組みについて、その重要性や満足度について市民がどう感じているかを数値(満足:4点、やや満足:3点、やや不満:2点、不満:1点、分からない:0点)として捉えたもの。分析を行い、その結果を今後の市政運営(施策の取り組み)について検討する上での参考として活用している。

○省エネラベル

製品を選ぶときに、省エネ性能が分かるように、省エネ基準の達成率や年間の消費電力量などの情報をラベルに表示したもの。

○省エネルギー診断

第三者が建物やビルなどで利用されている空調設備、照明器具、受変電設備、制御設備などの稼働状況やエネルギー使用量などの調査を行い、各建物にあった省エネルギー手法を提案するもの。

○食育

国民一人ひとりが、あらゆる世代にわたって、健全な食生活に必要な知識や判断力を習得し、それを実現できるようにすることを目指すための取り組みのこと。

○植生

ある場所に生息している植物の集団を漠然と指す語で、植被ともいう。著しい人為的影響を受けているかいないかによって、自然植生と代償植生に区別される。

○生活環境の保全に関する環境基準

生活環境を保全するために、pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌群数、ノルマルヘキサン抽出物質、全窒素、全磷、全亜鉛の10項目(生活環境項目)について基準値が設定されている。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、それぞれの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。

○生活排水

し尿、炊事、洗濯、入浴などの日常生活に伴って、河川などの公共水域に排出される汚水。

○生態系

地域に住む全ての生物とそれらを取り囲む環境をまとめて、そこで食物連鎖などに伴う様々な物質やエネルギーの流れによって複雑に結ばれた体系として捉えたもの。

○絶滅の危険性がある種

様々な要因により、絶滅の危険性にある生き物のこと。環境省や徳島県のレッドデータブックなどに位置づけられた生き物を指す。

○全窒素、全磷

水中の窒素及び磷の濃度が上昇すると富栄養化が進み透明度の低下、水道水の異臭味などの利水上の障害が生じ、更には赤潮、アオコなどが発生する原因となる。

○騒音レベル

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いにより異なる。物理的に測定した騒音の大きさを、周波数ごとに聴感補正を加味したものを騒音レベルという。単位はデシベル(dB)で表す。

【夕】

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCBの3種の物質の総称。主に廃棄物の不適切な焼却などが原因で非意図的に発生する物質で、発ガン性や生殖毒性などが指摘されている。

○代替フロン

特定フロンの代替品となる物質で、オゾン層への影響の少ない水素化フロン(ハイドロクロロフルオロカーボン)、塩素なしのフロン(ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン)などがある。

○大腸菌群数

大腸菌の存在は、し尿などの流入を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌が存在する可能性が高くなる。また、快適な生活環境を衛生的安全性から確認する指標として用いられている。

○多自然型護岸

水理特性、背後地の状況などを十分に踏まえた上で、生物の良好な生息・生育環境と自然景観の保全・創出に配慮している護岸。

○地域協定

地域協定とは、良好な地域環境の形成を図るために、徳島市ではハイテクランド徳島に進出する企業との間で、建ぺい率、容積率、緑化基準などについて取り決めを行っている。

○地球温暖化

人間活動の拡大により、二酸化炭素などの温室効果ガスが石油や石炭など化石燃料の燃焼により大量に排出され、大気中に蓄積することで、地球の平均気温が上昇する現象のこと。

○地産地消

地域で生産されたものは、地域で消費する(使う)こと。輸送に伴う環境への負荷を抑制する効果がある。

○窒素酸化物

一酸化窒素(NO_x)、二酸化窒素(NO₂)などの窒素と酸素の化合物の総称。物が燃えると発生し、大気汚染や酸性雨の原因となる。

○鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。

○DO (溶存酸素量)

水中に溶けている酸素量のこと。溶存酸素は、水の浄化作用や水中生物にとって不可欠なものであり、数値が小さいほど水質汚濁が著しい。

○低燃費車

省エネ法に基づき定められた燃費基準(トッランナー基準)を早期達成している自動車。低燃費車として認定を受けた自動車には、燃費基準の達成レベルを表示したステッカーが貼付されている。

○低排出ガス車

自動車の排ガス性能について、窒素酸化物、粒子状物質などの最新規制値よりさらに低減している自動車。低排出ガス車として認定を受けた自動車には排出ガス低減レベルを表示したステッカーが貼付されている。

○出前環境教室

本市では、市民の環境学習を推進するため、出前環境教室として、町内会や婦人会などの集まりに講師(職員や専門家)を派遣している。

○デルタファン

三角州扇状地。深い湾入など静穏な海面に河川がそそぐ場所では、波浪や沿岸流の運搬作用が弱いために、扇状地の地先に三角州が成長する。

○徳島市エコオフィスプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、徳島市役所が事業者・消費者としての立場から、温室効果ガスの排出削減や環境に配慮した行動に率先して取り組むための計画。

○とくしま市民遺産

普段の生活の中で見過ごされて、魅力や価値がありながら、十分に認識されていない自然景観や文化を市民から募集を行い、選定を行ったもの。

○徳島市地球温暖化対策推進計画

徳島市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域全体の温室効果ガスの排出削減に向け、市民・事業者・市の各主体の取組みを進めていくことを目的に平成19年3月に策定した計画。地域特性を踏まえた8つの対策を設定し、対策ごとに各主体別の具体的な取組みと目標値を掲げている。

○特定建設作業

建設工事で行われる作業のうち、著しく騒音・振動を発生するとして政令で指定した作業をいう。騒音規制法では杭打ち機や削岩機、ショベルカーなどを使用する8種類の作業を、振動規制法ではブレーカーなどを使用する4種類の作業を指定している。

○都市・生活型公害

従来の産業活動に起因する公害に対し、生活排水による河川の水質汚濁、自動車の騒音や排ガスによる大気汚染など都市化の進展、生活様式の変化などにより環境への負荷が高まることによって起こる公害。

○トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

金属機械部品の脱脂洗浄やドライクリーニングの洗浄剤として利用されている有機塩素系化合物の溶剤である。水に溶けにくく、分解されにくいことから、この溶剤による地下水汚染が全国的に問題となっている。

【ナ】

○燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電力を発生する装置のこと。この反応で生じる物質は水(水蒸気)だけであり、クリーンで、高い発電効率であるため、地球温暖化問題の解決策として期待されている。

○ノーカーデー

大都市での慢性的な交通渋滞及びそれに伴う大気汚染などの交通公害を改善するために、自家用自動車の使用を控え、代わりに公共交通機関の利用を呼びかける日。

【ハ】

○バイオマスエネルギー

生物由来の再生可能な資源(バイオマス)から生み出された電気や熱などのエネルギー。CO₂の排出につながらず、適正に使用すれば枯渇の心配もないため、循環型社会の実現に有効とされる。

○排出量取引制度

国や企業ごとに温室効果ガスの排出枠を割り当てることで、排出枠の過不足を国や企業間で自由に取引する制度。市場メカニズムを活用することで、最小コストで一定の削減量を実現することが可能とされる温暖化対策の一つ。

○ハイブリッド自動車

ガソリン又はディーゼルエンジンと電気モーターなど、複数の動力源を組み合わせ、高効率で走行する自動車のことで、省エネと低公害を実現することができる。徳島市では、平成10年度より導入し、公用車として活用している。

○BOD (Biochemical Oxygen Demand, 生物化学的酸素要求量)

微生物が、水中の有機物を生物化学的に分解するために必要な酸素の量。数値が大きくなるほど汚濁していることを示し、河川の水質の代表的な指標として用いられる。

○PCB (ポリ塩化ビフェニル)

電気絶縁油、感圧紙など様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく、かつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止、製造及び輸入が原則禁止されている。

○PRTR法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

環境汚染物質排出・移動登録。有害化学物質の自主管理徹底のため、企業が有害物質の排出量を行政に報告し、公表することを義務づけた法律。

○ビオトープ

生物が互いにつながりを持ちながら生息・生育している空間(場所)のこと。

○ヒートポンプ

水や空気などの低温の物体から熱を集めて、高温の熱にするポンプ。冷暖房などで利用されている。

○人の健康の保護に関する環境基準

人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、六価クロム、総水銀などの27項目(健康項目)について基準値が設定されている。有害物質ともいう。

○ppm (parts per million)

100万分の1を表す単位。1ppmとは、大気汚染物質の濃度表示では大気の1m³の中にその物質が1cm³含まれていることを示す。

○ひょうたん島

新町川と助任川に囲まれた瓢箪の形状に似た中心市街地。護岸や遊歩道の整備、周遊船の運航など、様々な事業を展開している。

○pH (水素イオン濃度)

水質の酸性やアルカリ性の程度を示す指標であり、pH7は中性を示し、それ以上の数値はアルカリ性、それ以下の数値は酸性を示す。富栄養化の進んだ水域では、藻類などの炭酸同化作用により高いアルカリ性を示すことがある。自然水のpHは、通常6.5~8.5の範囲にある。

○風致地区

都市の風致(丘陵、樹林、水辺地などの自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地を含む自然環境のこ)を維持するため都市計画法の規定に基づき定める地区。

○浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が、10マイクロメートル(1000分の1mm)以下のものをいう。

○ベンゼン

揮発性が非常に高く、特徴的な芳香をもつ無色透明の液体。化学工業製品、農薬、医薬品など各種の有機化合物の合成原料や溶剤、抽出剤として用いられている。人への健康影響として、造血機能を阻害する作用がある。

○保存樹木

都市の美観風致を維持するために保存されている樹木。徳島市緑化条例に基づき、所有者や管理者の同意のもと、保存樹木として指定を行い、維持管理の奨励を行っている。

【マ】

○マイバッグ運動

ごみ減量化対策の一環として、買い物の際のレジ袋を使用せず、自分の袋を持参していこうという運動。

○緑のカーテン

夏の暑いときに日当たりのよい窓の外を、つる性の植物(ゴーヤー、ヘチマ、アサガオなど)でカーテンのように覆うもの。建物への日差しをさえぎったり、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込んだりすることで、冷房の使用を抑制し、夏のエネルギー使用量を減らすことができる。

○未利用エネルギー

従来は有効に利用されていなかったエネルギーのこと。工場や業務施設の廃熱など回収・利用されていない熱エネルギーや、河川や海水などの温度差エネルギーなどがある。再生可能エネルギーを含めて未利用エネルギーと呼ばれることもある。

○モビリティ・マネジメント

地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」へ少しずつ変えていく一連の取り組み。

【ヤ】

○要請限度値

市町村長は、道路交通騒音及び道路交通振動規制の測定値がある一定の数値を超過し、道路沿いの生活環境が著しく悪化していると認められる時は、道路管理者や都道府県公安委員会に対して騒音(振動)低減策を講じるよう要請できる。この超過限度値を要請限度といい、車線数や沿道の土地利用状況により、それぞれ限度値が定められている。

【ラ】

○ライフスタイル

従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけでなく娯楽などを含む暮らしぶりを指す。

○ランドマーク

地域を特徴づける顕著な景観要素で、地域の目印のようなものをいう。

○リスクコミュニケーション

化学物質が環境を経由して人の健康などに悪い影響を及ぼす可能性などの環境リスクを市民・事業者・行政が共有し、意見交換を通じて意志疎通と相互理解を図ること。

○レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種の生息状況などを取りまとめたもの。

○緑地協定

都市緑地法に基づき、一団の土地又は道路・河川など隣接する土地の所有者などが市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定のこと。

○緑地保全地区

都市緑地法に基づく制度で、都市計画区域内において樹林地、草地、水辺地などの緑地で、良好な自然景観を形成しているものを現状凍結的に保全し、良好な都市環境の形成を図ろうとする地区のこと。

第2次徳島市環境基本計画

平成22年12月発行

[企画・編集] 徳島市市民環境部環境保全課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL:088-621-5213 FAX:088-621-5210

ホームページ <http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

E-mail kankyo_hozen@city.tokushima.lg.jp



-
- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
 - (リサイクル適性の表示)この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。
 - この印刷物は、植物性インキを使用しています。